

官
禁
號
外

大正十二年三月六日 火曜日

印 刷 局

第四十六回 帝議會衆議院議事速記錄第二十五號	大正十二年三月五日(月曜日)午後一時十七分開議
議事日程 第二十四號 大正十二年三月五日	午後一時開議
第一 搶馬法案(政府提出)	第一讀會
第二 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉	第一讀會ノ續(委員長報告)
第三 治安警察法中改正法律案(砂田重政君提出)	第一讀會
第四 治安警察法中改正法律案(森田茂君提出)	第一讀會
第五 米穀法中改正法律案(齊藤宇一郎君外二名提出)	第一讀會
第六 非役壯丁稅法案(荒川五郎君外十一名提出)	第一讀會
第七 行政裁判法中改正法律案(官古啓三郎君外十五名提出)	第一讀會
第八 訴願法中改正法律案(宮古啓三郎君外十名提出)	第一讀會
第九 市制中改正法律案(濱田國松君外八名提出)	第一讀會
第十 町村制中改正法律案(濱田國松君外八名提出)	第一讀會
第十一 府縣制中改正法律案(花城永渡君外四名提出)	第一讀會
第十二 農業倉庫業法中改正法律案(高田耘平君提出)	第一讀會
第十三 律案(熊谷直太君外四名提出)	第一讀會
第十四 司法官試補及辯護士ノ資格ニ關スル法律案(嘉藤君外七名提出)	第一讀會
第十五 家祿賞典祿給與未濟ニ關スル法律案(萩原亮君外七名提出)	第一讀會
第十六 小作保險法案(齊藤宇一郎君外四名提出)	第一讀會
第十七 小作保險特別會計法案(齊藤宇一郎君外四名提出)	第一讀會
第十八 身元保證ニ關スル法律案(上島益三郎君提出)	第一讀會
第十九 第一讀會ノ續(委員長報告)	午後一時開議

第二十一 民事訴訟法中改正法律案(大道寺慶男君提出)	第一讀會
第二十二 社寺現境内地無償下付ニ關スル法律案(鶴澤總明君外二名提出)	第一讀會ノ續(委員長報告)
第二十三 所得稅法中改正法律案(金光庸夫君外二名提出)	第一讀會ノ續(委員長報告)
第二十四 漢學振興ニ關スル建議案(木下成太郎君外十八名提出)	第一讀會ノ續(委員長報告)
第二十五 土山三田間鐵道敷設ニ關スル建議案(多木久米次郎君外三名提出)	第一讀會
第二十六 第六回内國勸業博覽會開催ニ關スル建議案(加藤重三郎君外九名提出)	第一讀會
第二十七 動章年金増額ニ關スル建議案(根本正君外五名提出)	第一讀會
第二十八 日本アルプス山中上高地(神河内)ニ市町村ニ對シ補助金交付ニ關スル建議案(野友造君提出)	第一讀會
第二十九 嘉藤君外六名提出)	第一讀會
第三十 銀行預金者救濟ニ關スル建議案(板野友造君提出)	第一讀會
第三十一 市町村ニ對シ補助金交付ニ關スル建議案(納富陳平君提出)	第一讀會
第三十二 小松島後免間鐵道速成ニ關スル建議案(淺石恵八君外六名提出)	第一讀會
第三十三 木久米次郎君提出)	第一讀會
第三十四 食糧充實ニ關スル建議案(多木久米次郎君提出)	第一讀會
第三十五 岐阜地方及區裁判所移轉改築ニ關スル建議案(山田永俊君外二名提出)	第一讀會
第三十六 入學難綴和ニ關スル建議案(荒川五郎君外四名提出)	第一讀會

○議長(柏谷義三君) 諸般ノ報告ヲ致セマス	第三十七 鐵道敷地内土坡等空地利用ニ關スル建議案(吉良元夫君提出)
一議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ	第三十八 東京帝國大學農學部實科ニ關スル建議案(有馬秀雄君外三名提出)
希都制案 提出者 鳩山 一郎君 中島 守利君 前田 米藏君	第三十九 國立水產試驗場設置ニ關スル建議案(廣瀬鎮之君提出)
東京府廢止並神奈川縣界變更ニ關スル法律案 提出者 鳩山 一郎君 西川 嘉門君	第四十 奈良ニ美術學校建設ニ關スル建議案(福井甚三君外四名提出)
中島 守利君 前田 米藏君	第四十一 那賀川改修速成ニ關スル建議案(淺石惠八君外三名提出)
森 格君 鈴木 陰君	第四十二 自由港設置ニ關スル建議案(坪田十郎君外四名提出)
西川 嘉門君	第四十三 重要輸出製品粗製濫造防止ニ關スル建議案(飯塚春太郎君外二名提出)
前田 米藏君	第四十四 生絲輸入稅全廢ニ關スル建議案(飯塚春太郎君外二名提出)
米藏君	第四十五 建議案(飯塚春太郎君外五名提出)
鈴木 陰君	第四十六 縣道ヲ國道ニ編入並架橋費ノ補助ニ關スル建議案(大道寺慶男君外三名提出)
前田 米藏君	第四十七 水產銀行設立ニ關スル建議案(鶴澤宇八君外三名提出)
米藏君	第四十八 建議案(大道寺慶男君外三名提出)
鈴木 陰君	第四十九 順次郎君外五名提出)
前田 米藏君	第五十 貞次郎君外五名提出)
米藏君	第五十一 建議案(飯塚春太郎君外二名提出)
鈴木 陰君	第五十二 建議案(飯塚春太郎君外二名提出)
前田 米藏君	第五十三 建議案(飯塚春太郎君外二名提出)
米藏君	第五十四 建議案(飯塚春太郎君外二名提出)
鈴木 陰君	第五十五 建議案(飯塚春太郎君外二名提出)
前田 米藏君	第五十六 建議案(飯塚春太郎君外二名提出)
米藏君	第五十七 建議案(飯塚春太郎君外二名提出)
鈴木 陰君	第五十八 建議案(飯塚春太郎君外二名提出)
前田 米藏君	第五十九 建議案(飯塚春太郎君外二名提出)
米藏君	第六十 建議案(飯塚春太郎君外二名提出)
鈴木 陰君	第六十一 建議案(飯塚春太郎君外二名提出)
前田 米藏君	第六十二 建議案(飯塚春太郎君外二名提出)
米藏君	第六十三 建議案(飯塚春太郎君外二名提出)
鈴木 陰君	第六十四 建議案(飯塚春太郎君外二名提出)
前田 米藏君	第六十五 建議案(飯塚春太郎君外二名提出)
米藏君	第六十六 建議案(飯塚春太郎君外二名提出)
鈴木 陰君	第六十七 建議案(飯塚春太郎君外二名提出)
前田 米藏君	第六十八 建議案(飯塚春太郎君外二名提出)
米藏君	第六十九 建議案(飯塚春太郎君外二名提出)
鈴木 陰君	第七十 建議案(飯塚春太郎君外二名提出)
前田 米藏君	第七十一 建議案(飯塚春太郎君外二名提出)
米藏君	第七十二 建議案(飯塚春太郎君外二名提出)
鈴木 陰君	第七十三 建議案(飯塚春太郎君外二名提出)
前田 米藏君	第七十四 建議案(飯塚春太郎君外二名提出)
米藏君	第七十五 建議案(飯塚春太郎君外二名提出)
鈴木 陰君	第七十六 建議案(飯塚春太郎君外二名提出)
前田 米藏君	第七十七 建議案(飯塚春太郎君外二名提出)
米藏君	第七十八 建議案(飯塚春太郎君外二名提出)
鈴木 陰君	第七十九 建議案(飯塚春太郎君外二名提出)
前田 米藏君	第八十 建議案(飯塚春太郎君外二名提出)
米藏君	第八十一 建議案(飯塚春太郎君外二名提出)
鈴木 陰君	第八十二 建議案(飯塚春太郎君外二名提出)
前田 米藏君	第八十三 建議案(飯塚春太郎君外二名提出)
米藏君	第八十四 建議案(飯塚春太郎君外二名提出)
鈴木 陰君	第八十五 建議案(飯塚春太郎君外二名提出)
前田 米藏君	第八十六 建議案(飯塚春太郎君外二名提出)
米藏君	第八十七 建議案(飯塚春太郎君外二名提出)
鈴木 陰君	第八十八 建議案(飯塚春太郎君外二名提出)
前田 米藏君	第八十九 建議案(飯塚春太郎君外二名提出)
米藏君	第九十 建議案(飯塚春太郎君外二名提出)
鈴木 陰君	第九十一 建議案(飯塚春太郎君外二名提出)
前田 米藏君	第九十二 建議案(飯塚春太郎君外二名提出)
米藏君	第九十三 建議案(飯塚春太郎君外二名提出)
鈴木 陰君	第九十四 建議案(飯塚春太郎君外二名提出)
前田 米藏君	第九十五 建議案(飯塚春太郎君外二名提出)
米藏君	第九十六 建議案(飯塚春太郎君外二名提出)
鈴木 陰君	第九十七 建議案(飯塚春太郎君外二名提出)
前田 米藏君	第九十八 建議案(飯塚春太郎君外二名提出)
米藏君	第九十九 建議案(飯塚春太郎君外二名提出)
鈴木 陰君	第一百回 建議案(飯塚春太郎君外二名提出)

〔異議ナシ〕異議ナシト呼フ者アリ

○議長(柏谷義三君) 諸異議ハナイト認メマス、仍テ許可致シマス——昨日ノ本會議ニ於キマシテ、海江田準一郎君ヨリ佐々木安五郎君ノ發言ニ付テ議長ニ御希望ガアリ

マシテ、仍テ速記録ヲ取調ベテ見マシタ所ガ、穩當ナラザル言葉ガアルヤウニ認メマシタノデアリマス、今後佐々木君ニ於キマシテハ十分御懇ミテランコトヲ、議長ハ希望致シテ置キマス

○佐々木安五郎君 緯明ヲ致シマス
○議長(柏谷義三君) 緯明ヲ要シマセバ——日程第一、競馬法案ノ第一議會ヲ開キマス——山梨陸軍大臣

馬法案ノ第一議會ヲ開キマス——山梨陸軍大臣

第一 競馬法案(政府提出) 第一 議會

競馬法

第一條 馬ノ改良増殖及馬事監視ノ普及ヲ國ルコトヲ

目的トスル民法第三十四條ノ法人ニシテ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルモノハ本法ニ依ル競馬ヲ行フコトヲ得

第二條 年三回以上競馬ヲ開催セムトスルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クヘシ

競馬開催ノ期間ハ毎回四日内トス

第三條 競馬ヲ開催スルトキハ入場者ヨリ入場料ヲ徵收スヘシ但シ主務大臣ノ認可ヲ受ケ無精入場者ト定メタル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第四條 第一條ノ法人ハ入場者ニ對シ券面金額五圓

以上二十圓以下ノ勝馬投票券ヲ券面金額ヲ以テ發賣スルコトヲ得

勝馬投票券ノ發賣費ハ競馬一競走ニ付一人一枚ヲ限ル

勝馬投票券ハ之ヲ譲渡スコトヲ得ス

第五條 學生生徒又ハ未成年者ニ對シ勝馬投票券ヲ發賣スルコトヲ得ス

舊該競馬ヲ開催スル第一條ノ法人ノ役員又ハ當該競馬ニ關スル開催執務委員調教師、騎手、馬丁其ノ

他競馬ノ事務ニ從事スル者ニ對シ亦前項ニ同シ

第六條 第一條ノ法人ハ勝馬投票的中者ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ當該競走ニ付テノ勝馬投票券ノ賣得金ノ額ヲ超エサル範圍内ニ於テ拂戻金ヲ交付スル

ノ定ムル所ニ依リ當該競走ニ付テノ勝馬投票券ノ賣得金ノ額ヲ超エサル範圍内ニ於テ拂戻金ヲ交付スル

モノトス但シ金額ハ勝馬投票券ノ券面金額ノ十倍ヲ超ユルコトヲ得ス

第七條 入場料ノ金額、勝馬投票券ノ券面金額及發賣方法並前條ノ拂戻金ノ支給方法ニ付テハ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第八條 勝馬投票券ヲ發賣シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ賣得金ノ額ノ百分の一以内ニ相當スル

金額ヲ政府ニ納付スヘシ

前項ノ規定ニ依ル納付金ハ國稅滞納處分ノ例ニ依リ之ヲ徵收スルコトヲ得但シ先取特權ノ願位ハ國稅ニ次クモノトス

第九條 主務大臣ハ第一條ノ法人ニ對シ馬ノ改良增殖及馬事思想ノ普及ノ爲要ナル施設ヲ命スルコトヲ得

第十條 第一條ノ法人ハ豫算ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第一條ノ法人ハ事業年度終了後三月内ニ主務大臣ニ決算報告ヲ爲スヘシ

第十一條 第一條ノ法人ノ理事及監事ノ就任ハ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第一條ノ法人ハ公益上必要アリト認ムルトキハ第一條ノ法人ノ定款其ノ他ノ規則ノ改正ヲ命シ又ハ

其ノ總會ノ決議ヲ取消スコトヲ得

第十三條 主務大臣ハ第一條ノ法人又ハ其ノ役員ノ行爲カ法令若ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキ又ハ公益ヲ害スト認ムルトキハ左ノ處分ヲ爲スコトヲ得

第一競馬ノ停止

二 勝馬投票券發賣ノ停止又ハ制限

三 役員ノ解任

第十四條 左ノ各號ノ一二該當スル者ハ三年以下ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

第一條ノ法人ニ非スシテ勝馬投票券ヲ發賣シタル者

二 第十三條第二號ノ停止又ハ制限ニ違反シテ勝馬投票券ヲ發賣シタル者

馬投票券ヲ發賣シタル者

第十五條 左ノ各號ノ一二該當スル者ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第四條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依ル制限ニ違反シテ勝馬投票券ヲ發賣シタル者

二 第五條ノ規定ニ違反シタル者

三 第五條第二項ニ掲タル者ニシテ勝馬投票券ヲ購買シタルモノ

罰金又ハ科料ニ處ス

一 第一條ノ法人ニ非スシテ勝馬投票券ヲ發賣スル者ヨリ又ハ第十三條第一號ノ停止若ハ制限ニ違反シテ勝馬投票券ヲ購買シタル者

二 第四條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依ル制限ニ違反シテ勝馬投票券ヲ購買シタル者

三 勝馬投票券ヲ譲渡シ又ハ譲受ケタル者

四 第六條ノ規定ニ依ル制限ニ違反シタル拂戻金ノ交付ヲ受ケタル者

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(國務大臣山梨半造君登壇)

○國務大臣(山梨半造君) 競馬法案ニ付キマシテ概略ノ説明ヲ申上げマス帝國產馬ノ現況ヲ見マスルト云、從來政府ノ執リマシタ所ノ保護獎勵ノ結果ニ於テ、馬ノ資質ハ稍向上シテ參リマシタノデアリマスガ、未ダ所望ノ域ニ達セヌ次第アリマス、殊ニ國外ノ馬數ヲ見マスルト云フ、漸次減ルト云フ傾向ヲ示シテ居ルノデアリマス、其上ニ產馬經濟ハ年々共ニ困難ニ陥ル景況ガアリマシタノニ加ヘマシテ、今回軍備ノ整理カラシテ軍馬ヲ減ラスト云フコトニナリマシタ、其結果ニ於テ軍馬ノ購買ト云フコトガ減少シテ來マシタ、是等ノ事情ガ重ナリマシタ爲ニ、產馬事業ニ影響ヲ與ヘタコトが妙クナイノデアリマス、此景況ヲ以テ推移致シマシタナラバ、國防上竝ニ產業上ニ頗ル憂慮スベキ事態ヲ生ジハセヌカトニ云フ虞ガアルノデアリマス、此時ニ當リマシテ更ニ將來ニ向テ各般ノ施設ヲ攻究スルコトハ勿論デアリマスルガ、尙ホ進ンデ一新生面ヲ開キマスル必要ガアルト認メルノデアリマス、即チ競馬振興ノ策ヲ講ジマシテ、之ニ由リマシテ國民ノ馬ニ關スル思想ヲ振起致シ、サウシテ馬ノ改良増殖ニ強力ナル所ノ根抵ヲ與ヘルコトハ、此間ニ處シテ極テ有效ノ一手段ト信ズルノデアリマス、是ガ爲ニ茲ニ競馬法ヲ制定セネバナラストトニ多大ノ注意ヲ拂ヒマシテ、往年物議ヲ醸シタヤウナ事態ヲ再び發生セヌヤウニ此法案ニ規定シテ居ルノデアリマス、シテハ諸君ノ既ニ悉知セラル、所デアリマス、ソレ故ニ本法案ニ於キマシテハ、其風教上ニ及ボス所ノ影響ヲ局限スルコトニ多大ノ注意ヲ拂ヒマシテ、往年物議ヲ醸シタヤウナ事態ヲ再び發生セヌヤウニ此法案ニ規定シテ居ルノデアリマス、ドウカ審議ヲ重ネラレテ、御協賛ヲ與ヘラレンコトヲ切望致シマス(拍手)

○議長(柏谷義三君) 質疑ノ通告ガアリマス——荒川五郎君

質疑ノ通告ガアリマス——荒川五郎君登壇

○荒川五郎君 只今競馬法提案ノ理由ヲ承リマシテ、先

年來物議ノ種トナラニ居ル方面ニモ注意ヲ拂ハレタ所ハアル

第十六條 左ノ各號ノ一二該當スル者ハ二百圓以下ノ

郎君

(荒川五郎君登壇)

○荒川五郎君 只今競馬法提案ノ理由ヲ承リマシテ、先

ヤウデアリマスガ、併シ本案ニ依テ只今説明ノアタ如ク、本案ノ目的デアル馬ヲ増殖シ、馬ヲ改良シ、並ニ馬事思想ノ普及ト云フ此三ツノ目的ヲ達スルコトガ出来マセウガ、私ハ教育上ヨリ、將夕社會心理ノ上カラ簡單ニ二一ノ疑ヲ懷ク點ヲ質問シマス、競馬用ノ馬ト乗馬、駄馬、耕馬等實用ノ馬トハ、自ラ其目的ト發達ノ徑路ヲ異ニ致シテ居リマス、本案ニ依テ競馬ノ獎勵ニハナリマセウケレモ、實用馬ノ免勵ニハナルマイト思ヒマス、競馬ハ短時間ノ競走ノ優者ヲ採ルノデアリマス、實用馬ハ持續的ノ耐久力ヲ旨トスベキモノデアリマス、諸君、御承知ノ通り馬ニ限ラズ凡ソ畜類ハ自然ニ冬ハ毛ガ長クナリ、又ソコガ厚クナル、然ルニ夏ニナリニ從ウテ自然ニ毛ガ抜ケテ行クノデアリマス、サウシテ風雨寒暑ニ自然ニ堪ヘルヤウニナツテ居ル、是ハ啻ニ畜類ノミナラズ人間モ斯クシテ風雨寒暑ニ堪ヘナケレバナラヌノデアリマス、然ルニ競馬馬ハ自然ニ非常ニ大切ニ取扱ヒマス、冬ハ衣物ヲ著セタリ、夏ハ冷氣ヲ入レタリ、色々手ヲ加ヘ保護致シマスカラ自然ニ馬ガ弱クナルノデアリマス、畜類其物ノ性能ニ反シテ、アリマスノコトニハナラナイト思ヒマス、是ハ譬ヘテ言ヘバ人間ノ相撲ノ如キモノデ、如何ニ相撲道ガ盛ニナツテ國技館ガ繁昌致シマシテモ、國技館ノ繁昌ノ爲ニ日本人ノ體質ヲ改善スルコトハ出來ナイノデアリマス、實用ト觀賞トハ自ラ違フノデアリマス、相撲取ノ角力ハ觀ル爲ニアルノデアリマス、面白ケレバ其目的ハ達スルノデアリマス、決シテ國民體質ノ發達、體育思想ノ進歩トハ何等ノ關係ガナイ、全ク沒交渉ニアリマス、若シ競馬ニ馬券ヲ許シテ、サウシテ一般ノ馬ガ發達スルモノナラバ、國技館ニ馬券ヲ同ジヤウニ相撲券ヲ發行シタラバ、日本ノ體質ガ改善サレマセウカ、斷ジテサウニ云フコトノ出來ル筈ハナイト思フノデアリマス、地方ノ青年ガ鎮守ノ祭ヤ或ハ學校ノ記念日等ニ、素人相撲ヲ致スノヲ獎勵スルノハ、ソレハ體育ヤ精神ニ效ガアリマセウケレドモ、相撲取ノ角力ハ何等之ニ關係致シマセウ、地方ノ實用馬ヲ或ハ宮祭ナドニ集メテ馬駆ヶヲサセルト云フコトハ、是亦一般ノ馬事思想ニモ效ガアリマセウケレドモ、本案ハ競馬會社ヲ作テ勝負ヲ賭ケテ觀賞サセルト云フノデアリマスカラ、國技館ノ相撲ト何等異ル所ハナイト思フノデアリマスガナケレバナラヌ、然ルニ此法ノ如ク人ヲ射撃賭事ニ導クト云フコトハ、サナキダニ日本人ノ國民性ノ缺點、浮動シ易キ缺點ヲ助長致シテ、眞面目ニ自分ノ力ニ依賴シ、奮勵スル精神性ヲ養成シナケレバナラヌト云フ國民指導ノ上ニ、私ハ甚ダ

宜クナイデハナイカト思フノアリマス、世間ニハ外國ニモ馬券ヲ許シテ居ルカラト云フノアリマスガ、外國ニ例ガアルカラト云テ、必シモ日本ニ弊害ハ無イトハ申サレナイノアリマス、况ヤ外國人ト日本人トデハ國民性ノ上、其他ノ點ニ角安逸遊情ニ流レ易イ虞アル場合ニ、本案ノ如キ著實ニ己ノ力我ガ腕ニ依頼スルト云フ精神ヲ措イテ、射倅ニ興味ヲ持タセルヤウニ導クト云フコトハ、其弊ノ及ブ所實ニ少タナイト思フノアリマス、又世間ニハ勸業債券割増金ヲ許シテ居ルアノ勸業債券ノ割増金ト殆ド同ジデハナイカト云フ論モアリマス、併シ本案ノ馬券ト勸業債券ハ全ク違フノアリマス、何故カト云フノニ、此馬券ナルモノハ賭事ヲスルノデアル、勝負ヲ賭ケテヤルノアル、勸業債券ニハ賭事ヲ致スコトハナインダアリマス、又馬券ハ免角人ノ流レ易イ遊惰ノ風ニ陥ル、觀賞ニ導クノデアルカラ、其弊害ハ決シテ勸業債券ト同一ニ見ルコトハ出來ナイト思フ、隨テ我が刑法ニ於テモ偶然ノ輸贏ニ財物ヲ賭ケルコトヲ明ニ禁シテ居ルノアリマス、政府ハ之ヲ認メヌトセラル、ノデアリマスカ、第ニ本案ハ過日貴族院ニ提出サレマシテ、既ニ日程ニ上ラウトスルニ當ツテ、急遽トシテ之ヲ引込マセテ、サウシテ本日本院ニ提出サレタノアリマス、凡ソ突發的ノ問題ニハ時ニ違算モ生ジマセウ、私共一々ソレヲ御咎メスル譯デハアリマセヌガ、本案ノ如キハ多年ノ懸案トナフテ居ル問題デアリマス、啻ニ今日ノ突發ノ問題デハナイ、決シテ一夜漬ノ製造ト云フコトハ出來マスマイ、然ルニ斯様ニ此法案ニ於ケル態度ハ、世間ヲシテ種々ノ疑惑ヲ傳ヘシタルノアリマス、是ハ實ニ政府ノ威信ノ上ニモ此場合明白ニ説明セラルベキ必要アリト考ヘマス、以上三點ニ付テ陸軍大臣ノ説明ヲ求メマス（拍手）

ヌノデアル、此點ニ於テ大分違フ、斯ウ云フ御話アリマス、是ハ昔時ノ話デ、僅カノ距離ヲ走ラセテ勝負ヲ争ハレタ時ノ弊害アリマス、今日デハ斯ノ如キ弊害ヲ知リマシタ爲ニ、先ゾ通常一哩以上ノ競馬ヲ以テ、其持續力ニ對シテ頗ル注意ヲ拂ズ居ルノデアリマス、競馬馬ト雖モ持続力ガナクナルテハ用ニ適セヌノデアリマスカラ、即チ其處ニ於テ負擔量ヲ増ストカ、哩數ヲ増ストカ云フコトニナシテ、昔時ノ競馬馬ノ如キ弊害ヲ除ム、是ハ實用要求ト今日ノ競馬馬ノ要求トハ頗ル違テ居ルノデアリマス、ソレカラ競馬馬ニハ著物ヲ著セテ、サウシテ皮膚ヲ弱クスル、斯ウ云フ御話アリマス、競馬馬ト決定シタ以上ハ之ヲ愛護スル爲ニ其様ナコトヲ圖ル事モアルノデアリマス、併ナダニ出マスト、少シ泥濘ニ入リマスト馬が立止テ、打タウガ、叩タウガ、引張ラウガ歩カナイ馬ガアタノデアリマス、是ガ漸次減ニテ來タト云フノハドウ云フ事カト申シマスト、此瘤性アルテ此競馬馬ト云フモノハ所謂馬ノ瘤性が必要ナノデアリマス、是ガ爲ニ性質ヲ銳敏ニスル爲ニ斯ノ如キコトヲヤル次第デアリマス、ソレデ比競馬馬ノ銳敏ノ血ト云フモノハ此實用馬ニ矢張適當ナノデアリマス、昔時吾々ガ雨降舉句ニ地方ニ出マスト、少シ泥濘ニ入リマスト馬が立止テ、打タウガ、叩タウガ、引張ラウガ歩カナイ馬ガアタノデアリマス、是ハ勿論比較セレテモ宜イノデアリマセウガ、是ハ餘程ムカシシ事ダラウト思ヒマス、馬ハ今ノ血族如何ニ依テ此競馬馬ヲ造リ、タノデアリマス、ソレカラ第一點ハ是デ御分リノ事ト思ヒマス、第二點ニ至リマシテハ射俸心云々、成程此五圓乃至二十一圓ノ馬券ナラバ、是ハ大ニ違フノデアリマス、馬ニハ骨骼ガアリ、年齢ガアリ、馬ノ血族ガアリ、即チ其馬ノ履歴ガアリマス、ソレカラ其乘御者ノ技倆モアリマス、是等ソ斟酌イトハ申シマセヌガ、併ナガラ之ヲ單ニ賭博、單ニ又富錢ノヤウニ仰セラレテアリマスガ、是ハ大ニ違フノデアリマス、馬ハ前足ガ丈夫アルカラ踏込ガ良イデアラウ、斯ウ云フ判断ガ付キマス、巧者ナル乘御者ナラバ十分分ニ發展シ得ルガラウト云フ判断ガ付クノデアリマス、此判断力ヲ養ハネバ此競アルデアラウ、此馬ハ後足ノ踏込ガ良イカラ早イデアラウ、此馬ハ前足ガ丈夫アルカラ踏込ガ良イデアラウ、斯ウ云フ事ニナリマスルカラシテ、テサウシテ此競技ヲ爲ス、斯ウ云フ事ニナリマスルカラシテ、争ノノデハアリマセヌ、ソレデアリマスカラ大ニ是ハ憑據スル所ガアルノデアリマス、即チ自己ノ判断ニ依テ其證憑ヲ得

ナイト思ヒマス、况ヤ今日一般ノ國民思想ハ動搖致シテ、兎角安逸遊惰ニ流レ易イ虞アル場合ニ、本案ノ如キ若實ニ自己ノ力我ガ腕ニ依賴スルト云フ精神ヲ措イテ、射撃ニ興味ヲ持タセルヤウニ導クト云フコトハ、其弊ノ及ブ所實ニ少クナイト思フノデアリマス、又世間ニハ勸業債券割増金ヲ許シテ居ル、アノ勸業債券ノ割増金ト殆ド同ジデハナイカト云フ論モアリマス、併シ本案ノ馬券ト勸業債券トハ全ク違フノデアリマス、何故カト云フノニ、此馬券ナルモノハ賭事ヲスルノデアル、勝負ヲ賭ケテヤルノデアル、勸業債券ニハ賭事ヲ致スコトハナインデアリマス、又馬券ハ免角人ノ流レ易イ遊惰ノ風ニ陥ル、觀賞ニ導クノデアルカラ、其弊害ハ決シテ勸業債券ト同一ニ見ルコトハ出來ナイト思フ、隨テ我ガ刑法ニ於テモ偶然ノ輪廻ニ財物ヲ賭ケルコトヲ明ニ禁ジテ居ルノデアリマス、本案ハ直ニ此刑法ノ精神ニモ觸レルト思フノデアリマス、百歩ヲ譲リ馬券ニ依リ假令馬ガ發達シ競馬ガ盛ニナラテモ、國民ガヒンダラドウ致シマスカ、國民ノ前途ニ是ハ重大ナル關係ガアルト思フ、諸君ハ普通選舉ニ對シテハノデアリマス、政府ハ之ヲ認メストセラル、ノデアリマスカ、第三ニ本案ハ過日貴族院ニ提出サレマシテ、既ニ日程ニ上ラウトスル、斯ノ如キコトハ昔ハ鹿ト馬ノ議論ガアツカ、是ハ人ト馬ト云フヨリモマダヨリ以上ノ距離アル大問題ト思フノデアリマス、政府ハ之ヲ認メストセラル、ノデアリマスカ、第ハ、世間ヲシテ種々ノ疑惑ヲ傳ヘシムルノデアリマス、是ハ實ニ政府ノ威信ノ上ニモ此場合明白ニ説明セラルベキ必要アリト考ヘマス、以上三點ニ付テ陸軍大臣ノ説明ヲ求メマス（拍手）

弊害テアリマス 今日テハ其ノ如キ弊害ヲ知リテシ外爲ニ
先ヅ通常一哩以上ノ競馬ヲ以テ、其持續力ニ對シ頗ル
注意ヲ拂テ居ルノデアリマス、競馬馬ト雖モ持続力ガナク
テハ用ニ適セヌノデアリマスカラ、即チ其處ニ於テ負擔量ヲ
増ストカ、哩數ヲ増ストカ云フコトニナシテ、昔時ノ競馬馬ノ
要求ト今日ノ競馬馬ノ要求トハ頗ル違テ居ルノデアリマス
ス、ソレカラ競馬馬ニハ著物ヲ著セテ、サウシテ皮膚ヲ弱クス
ル、斯ウ云フ御詰ニアリマス、競馬馬ト決定シタ以上ハ之ヲ
愛護スル爲ニ其様ナコトヲ圖ル事モアルノデアリマス、併ナダ
ラ此競馬馬ト云フモノハ所謂馬ノ瘤性ガ必要ナノデアリマ
ス、是ガ爲ニ性質ヲ銳敏ニスル爲ニ斯ノ如キコトヲヤル次第ア
リマス、ソレ此競馬馬ノ銳敏ノ血ト云フモノハ此實用
馬ニ矢張適當ナノデアリマス、昔時吾々ガ雨降舉句ニ地方
ニ出マスト、少シ泥濘ニ入リマスト馬ガ立^トテ、打タウガ、叩タ
ウガ、引張ラウガ歩カナイ馬ガアタノデアリマス、是ガ漸次
減^フテ來タト云フノハドウ云フ事カト申シマスト、此瘤性アル
血ガ漸次ニ馬ニ配合サレテ來タカラ、斯ノ如キ馬ガ無クナ
タノデアリマス、ソレカラ之ヲ相撲ニ比較サレタノデアリマシ
タガ、相撲取其者ガ製造シ得ラレルモノナラバ、是ハ勿論比
較セレテモ宜ノデアリマセウガ、是ハ餘程ムツカシイ事ダ
ラウト思ヒマス、馬ハ今ノ血族如何ニ依テ此競馬馬ヲ造リ、
競馬馬ノ血ヲ如何ニ配合シタナラバ乘馬ニ適シ、挽馬ニ適
シ、駄馬ニ適スルカト云フヤウニ、配合法ニ依テ是ガ行ハレ
ルノデアリマス、是ハ少々違フヤウニ思フノデアリマスデアリ
マスカラ 第一點ハ是テ御分リノ事ト思ヒマス、第二點ニ至
リマシテハ射俸心云々、成程此五圓乃至一十圓ノ馬券ノヤ
シ價トシ、ソレヲ唯、十倍ニ配合致シマシタガ、成程是ハ多少
射俸心ト云フコトガ加味シテアルト思ヒマス、私ハ絶對ニ無
イトハ申シマセヌガ、併ナガラ之ヲ單ニ賭博、單ニ又富篋ノヤ
ウニ仰セラレテアリマスガ、是ハ大ニ違フノデアリマス、馬ニハ
骨骼ガアリ、年齢ガアリ、馬ノ血族ガアリ、即チ其馬ノ履歴ガ
アリマス、ソレカラ其乗御者ノ技倆モアリマス、是等ヲ斟酌
致シマスレバ、彼此比較致シマシテサウシテ、此馬ハ持久力ガ
アルデアラウ、此馬ハ後足ノ踏込ガ良イカラ早イデアラウ、此
馬ハ前足ガ丈夫デアルカラ踏込ガ良イデアラウ、斯ウ云フ判
斷ガ付キマス、巧者ナル乘御者ナラバ十分ニ發展シ得ルダラ
ウト云フ判断ガ付クノデアリマス、此判断力ヲ養ハネバ此競

馬事或ハ官祭ナニニ第メテ馬競ケラサセルト云フ、コトハ、是亦一般ノ馬事思想ニモ效ガアリマセウケレドモ、本案ハ競馬會社ヲ作ニテ勝負ヲ賭ケテ觀賞サセルト云フノデアリマスカラ、國技館ノ相撲ト何等異ル所ハナイト思フノデアリマスガ果シテ如何、是ガ第一點ノ疑義ヲ懷ク所アリマス、第二ニハ、國家ノ目的ハ國民ヲシテ自己ノ力ニ依頼致シテ努力スル、所謂自分ノ額ニ汗シテ自分ノ「パン」ヲ食フ氣風ニ導カナケレバナラヌ、然ルニ此法ノ如ク人ヲ射俾賭事ニ導クト云

○議長(柏谷義三君) 山梨國務大臣
〔國務大臣山梨半造君登壇〕

單ニ射撃心云々ト云フコト許リヲ以テ之ヲ申ス譯ニハ行ク
マイトスウ思ヒマス、第三點ニ於キマシテハ、貴族院ニ對シマ
シテ、將ニ日程ニ上ラントスルトキニ、急速之ヲ撤回シ云々
ト云フ事デアリマシタガ、サウ云フ事實ハ無イノデアリマス、
ナダノデアリマス、決シテサウ云フ急速ドウシタト云フコトハ
無イノデアリマス、是ダケヲ申上ゲマス(拍手)

○議長(柏谷義三君) 砂田重政君……
○砂田重政君 簡單デアリマスカラ此處カラ……
〔登壇〕「登壇」ト呼フ者アリ

〔砂田重政君登壇〕

○砂田重政君 極子簡単ニ一點質問ヲ致シタイト思フノ
デアリマス、本案ハ競馬ニ關シテハ、今日マテ既ニ陸軍省ニ
於テハ經驗ヲ持テ居ラレル問題デアリマス、唯、今日マテ競
馬ガ非常ナ賭博ニ類似スル危險アリト云フコトニ依テ取
消ヲ命ぜラレテ以來、今日マテ此問題ガ懸案ニナラテ居リマ
スル、最モ重要ナル點ハ所謂國民ノ射撃心ヲ唆ルト云フ點
デアルト思フノデアリマス、殊ニ競馬ノ場合ニ於テハ特ニ此
番狂ハセト云フコトガ盛ニアル、是ガ一番射撃心ヲ唆ル重
要ナル點デアルト思フノデアリマス、隨テ競馬ヲ行フ場合ニ
ハ、往々ニシテ此駒合ノ勝負ガアルノデアリマス、所謂八百
長ノ勝負ガ行ハレルノデアリマス、此場合ニ對シテノ處罰ノ
規定ガ此法案ニ中ニハ一黠モ無イノデアリマス、此點ハ斯
様十八百長ニ依ル勝負ヲ行ウテ番狂ハセラ行ハシムルト云
フコトノ行動ヲ執リタル馬ノ所有者、或ハ競走者、是等ノ者
ハ處罰スル必要ナシト云フ意味ニ於テ、此處罰條項中カラ
除カレタモノデアリマスルカ、若クハ他ニ理由ガアシテ是ハ此
處罰條項ノ中ニ入レラレナカタノデアルカト云フ一點ヲ伺
ヒタイノデアリマス、吾々ノ考デハスノ如キ駒合ノ勝負ヲ行
テ之ニ依テ番狂ハセラ行ウテ、或一部ノ人ニ利得ヲ得セ
シメタト云フ場合ニ於テハ、是ハ刑法上ノ詐欺取財トシテ
處罰スペナモノデナイカト思フノデアリマス、司法大臣ハ此
點ニ對シテハ、斯ノ如キ行爲ヲ爲シタル者ハ、總子詐欺取財
トシテ處罰スルト云フ意思アリヤ否ヤ、此點ヲ陸軍大臣ト
司法大臣カラ御答辯ヲ願ヒタイト思フノデアリマス

○議長(柏谷義三君) 山梨陸軍大臣

〔國務大臣山梨半造君登壇〕

○國務大臣(山梨半造君) 今ノニ御答致シマス、此駒合
トシテ處罰スルト云フ意思アリヤ否ヤ、此點ヲ陸軍大臣ト
司法大臣カラ御答辯ヲ願ヒタイト思フノデアリマス
ルト云フコトヲ私共ハ原因ト認メマス、此原因ヲ除リマシタ
競馬當業者ガ馬券ヲ買ヒ得タ結果ガ、サウ云フ事實ガ多々ア

ナラバサウ云フ事ハナイ、即チ競馬關係者ニハ馬券ヲ買フコ
トヲ禁止シタナラバ此弊害ハ止メ得ル、斯ウ吾々ハ信ジマシ
テ、サウシテ之ヲ根絶シヤウト云フ譯デアリマス
○議長(柏谷義三君) 林政府委員

〔政府委員林賴三郎君登壇〕

○政府委員(林賴三郎君) 砂田君ノ御尋ノ點ニ付キマシ
テハ、今陸軍大臣カラ御答ニナリマシタ通り、此法案ニ於キ
マシテハソレ等ノ點ニ付テモ十分ノ注意ガ致シテアリマスノ
デ、實際上餘リ起ラヌ事トハ考ヘマスガ、若シ騎手ト馬券ヲ
買ヒマシタ者ト通謀ヲシテ、サウシテ所謂欺罔方法ヲ講ジテ
金ヲ取ルト云フ、斯ウ云フ事實ニナリマスベハ、是ハ明白ニ刑
法ノ詐欺取財ニ當ルノデアリマスカラ、特ニ此競馬法ニ規定
ガゴザイマセヌデモ、一般刑法ニ依テ處罰セラレル關係ニ
ナルト思料致シマス(拍手)

○議長(柏谷義三君) 多木久米次郎君

〔多木久米次郎君登壇〕

○多木久米次郎君 一寸陸軍大臣ニ本問題ニ付テ伺ヒ
タインデスガ、此馬ノ改良法律ガ出マシテ以來現ニ十有五年
餘ヲ經マシテ、日本全體ノ馬ノ大改良が出來タト云フコトハ、
陸軍大臣ニ對シテ大ニ感謝スル所デアリマス、サウシテ
今ヤ軍縮ノ結果トシテ馬匹ノ需要が減テ、稍、此獎勵ノ目的ヲ達スルニ甚ダ阻碍ヲ來サント云フ爲ニ、馬券ノ發行マデモシテ獎勵サルト云フコトハ、當路者ガ如何ニ馬ノ改良ニ熱心デアリ、苦心サレテ居ルト云フコトヲ感謝スル次第デアリマス、併ナカラ私ガ平素考ヘて見マスノニ、此獎勵ノ方法ニモウ少シ御改良ヲ加ヘル必要ハアルマイカ、モウ少シ大ニ當路者ノ考慮ヲ顧ヒタイト思フ、一寸忘レマシタガ、之ニ就コトハ遺憾デアル、殊ニ飛行機、自動車ノ如キモノノ發展ハ、
ウニナリハセヌカト心配シテ居タ、果セル哉軍縮ノ爲ニ、僅ニ何
萬匹カノ馬ガ不要ニナダ爲ニ、私ノ杞憂が實現シタト云フ
馬匹ニ大影響ヲ及ボスコトハ明カデアル、或ハ馬車ニモ代
ヘテ、人間が人間ヲ載セテ挽歩クヤウナコトハ餘リ文化的の
ナシ、國ノ面目デモナイガ、此邊ハドウ云フ風ナ御考デアル
カ、殊ニ朝鮮ノ如キハ馬ノ態度ト云フモノハ殆ド無イガ如キ
デアル、故ニ其三百五十万圓ノ金ガ要ルト思ヒマスガ、年々馬ガ三
万五千匹許り増殖スルニ付テ三百五十万圓許リノ金ガ要
ルト、一匹ニ付テ百圓ゾシノ獎勵費ガ要ルト云フ譯デアズ
小サイノモ買テ水専方ガ安イカノヤウニ見エマスガ、其獎勵
ノ金額ヲ見ルト中ニ少クナイヤウデアリマスガ、事務官ノ月
給ヤ旅費ニ大部分使テシマシテ、馬匹ノ獎勵費ハ少クナイ
カト思ヒマス、而モ其獎勵法ガ苦心慘澹ヲ極メテ、馬ヲ造ラ
者ニ褒美ヲヤルト云フヤウナコトモ、金ヲ出シテ良イ馬ヲ買
テ來タ者ニ褒美ヲヤルト云フ傾カアル馬ヲ買テ共進會ニ
出シテ、褒美ヲ貢ノノ目的ニ馬ヲ買テ居ル者ガアルヤウニ
思ハレル、是ハ馬ノ獎勵上甚ダイカヌト思フ、ソレニミナラズ
我國ノ馬ヤ、牛ヤ、豚ヤ、或ハ羊ヲ増殖致シマスノニ、豆粕、
油粕ト云フヤウナモノガ一億五千万カ二億万カ這入シテ居
ラズ、而モ肥料トシテ一ノ窒素、磷酸ヲ目的ト致シテ居ルニ拘
フモノガ、肥料分ヨリモ五倍モ七倍モ價ノアルモノヲ、殆ド之

ヲ我國デハ學理應用ヲ家畜ト相俟テ應用シナイ爲ニ、
何億万圓ノ損失ヲシテ居ルト云フコトハ明デアル、殊ニ又六十
萬石ノ米ト見マシテ米ノ穀ガ一石五十錢ト見テ三千万
圓ノ價ガアル、是等ヲ馬匹ノ改良ニ使フナラバ、馬ハ殆ド手
間ヲ入レバ、飼養ト云フコトハ只出來ル、ソレデ餘程經濟
的ニ出來ルノデアリマス、然ルニ是等ヲ法律ナ以テ保護シナ
イデ、全ク國產ヲ損ヲシ、此肥料分ナドモ全ク價ノアルダケ
利用シテ居ラヌ、殊ニ馬匹ノ改良ニ於テ然リデアル、殊ニ此
馬匹改良ニ付テハ政府ノ御苦心モ誠ニ感服シ、感謝シテ居
ラマヲ限リナク繁殖シテ、馬ガ無イト云フト平生ニ於テモ甚
ダ不便利極マル譯デゴザイマスケレドモ、併ナガラ一朝事ガ
アレバ、國家ノ安危存亡ニモ關係スル問題デアリマシテ、極力
改良シナケレバナラヌ問題デアリマスケレドモ、經濟的ニ出
來テ居ラヌ、ソレカラ私ハ馬ガ段々出來テ來タラバ、殆ド
二東三文デ、買人モ無ケレバ、只モ貴ヒ人ガ無イト云フヤ
ウニナリハセヌカト心配シテ居タ、果セル哉軍縮ノ爲ニ、僅ニ何
萬匹カノ馬ガ不要ニナダ爲ニ、私ノ杞憂が實現シタト云フ
コトハ遺憾デアル、殊ニ飛行機、自動車ノ如キモノノ發展ハ、
ウニナリハセヌカト心配シテ居タ、果セル哉軍縮ノ爲ニ、僅ニ何
萬匹カノ馬ガ不要ニナダ爲ニ、私ノ杞憂が實現シタト云フ
馬匹ニ大影響ヲ及ボスコトハ明カデアル、或ハ馬車ニモ代
ヘテ、人間が人間ヲ載セテ挽歩クヤウナコトハ餘リ文化的の
ナシ、國ノ面目デモナイガ、此邊ハドウ云フ風ナ御考デアル
カ、殊ニ朝鮮ノ如キハ馬ノ態度ト云フモノハ殆ド無イガ如キ
デアル、故ニ其三百五十万圓ノ金ガ要ルト思ヒマスガ、年々馬ガ三
万五千匹許り増殖スルニ付テ三百五十万圓許リノ金ガ要
ルト、一匹ニ付テ百圓ゾシノ獎勵費ガ要ルト云フ譯デアズ
小サイノモ買テ水専方ガ安イカノヤウニ見エマスガ、其獎勵
ノ金額ヲ見ルト中ニ少クナイヤウデアリマスガ、事務官ノ月
給ヤ旅費ニ大部分使テシマシテ、馬匹ノ獎勵費ハ少クナイ
カト思ヒマス、而モ其獎勵法ガ苦心慘澹ヲ極メテ、馬ヲ造ラ
者ニ褒美ヲヤルト云フヤウナコトモ、金ヲ出シテ良イ馬ヲ買
テ來タ者ニ褒美ヲヤルト云フ傾カアル馬ヲ買テ共進會ニ
出シテ、褒美ヲ貢ノノ目的ニ馬ヲ買テ居ル者ガアルヤウニ
思ハレル、是ハ馬ノ獎勵上甚ダイカヌト思フ、ソレニミナラズ
我國ノ馬ヤ、牛ヤ、豚ヤ、或ハ羊ヲ增殖致シマスノニ、豆粕、
油粕ト云フヤウナモノガ一億五千万カ二億万カ這入シテ居
ラズ、而モ肥料トシテ一ノ窒素、磷酸ヲ目的ト致シテ居ルニ拘
フモノガ、肥料分ヨリモ五倍モ七倍モ價ノアルモノヲ、殆ド之

成ベク產馬地ニ普遍セセテ、サウシテ之ニ依テ獎勵シテ行
キタイト思テ居ルノデアリマス、ソレカラ馬匹展覽會ノ如キ、
是ハ實ニ產馬ノ獎勵カラ起ラタノデアリマスガ、今仰セノ通り
是ハ買ラテ來テ津覧會ニ出シマシテ、賞狀ヲ取ルヤウナコトガ
アルト云フコトデアリマスガ、サウ云フコトモアルチヤラウト思
ヒマスガ、其馬匹展覽會ニ出ス爲ニ斯ノ如キ良馬ヲ購買ス
ル、即チソレヲ高ク購買スルト云フコトモ產馬ノ獎勵ニ當ル
ト、斯ウ吾々ハ今マテ信ジテ居タノアリマス、是ナドハ多少
攻究ノ餘地ガアルヤウニ思ヒマスガ、此攻究ハ矢張續ケテ行
キタイト考ヘテ居ル、ソレカラ朝鮮ノ如キハ馬ガ無イトスウ云
フ仰セテアリマス、是ハ朝鮮ニハ今マテ實ニ道路ガ無カタノ
デアリマス、道路ガ無カタノ爲ニ馬ガ使用ガ出來ナカタ、斯ウ
云フコトニナルノアリマス、然ルニ此西伯利出征以來馬ノ
不用ニナリマシタモノハ、漸次之ヲ朝鮮ニ賣リマシテ、サウシ
テ朝鮮ニ大キナ馬ノ飼養ガ盛ニナテ來ルト云フノハ、是ハ
一ハ道路ガ開ケマシタカラシテ、此大キナ馬匹ガ朝鮮ニモ必
要デヤラウ、斯ウ云フコトヲ吾々ハ考ヘテソレヲ獎勵スル爲
ニ、内地デ馬ノ減ニテ居ルカト云フコトデアリマシタガ、是ハ矢
張朝鮮ニ普及サヒルカ宜カラウト云フノデ、今日ダハ朝鮮ノ
京城ヲ中心ト致シマシテ、道路ノ改良セラレタ處ニハ日本
馬匹ノ使ハレテ居ルモノガ頗ル多クナテ居ルノアリマス、
隨テ陸軍デモ補充部ヲ朝鮮ニ置クト云フヤウニナクノアリ
リマス、ソレデ自動車ガ盛ニナテ馬ガ漸次減ルトスウ云
如キハ都會ニ發達スルモノアリマス、自動車ノ發達シタ其
居リマス、ソレデ自動車ガ漸次減ルトスウ云
ノノデアリマスガ、是ハ私ハ一時ノ現象ト思ヒマス、自動車ノ
如キハ都會ニ發達スルモノアリマス、自動車ノ發達シタ其
奥ハ、矢張馬ニ依テ交通運輸ヲセネバナリマセヌ、ソレデ自
動車ガ發展スレバ發展スル程、其奥ニ馬ガ非常ニ發達シテ
來ルダラウ、斯ウ云フコトデ私共ハ自動車モ共ニ獎勵シテ行
キタイ、即チ自動車ノ獎勵ハ間接ニ馬匹獎勵ニモナル、斯ウ
云フヤウニ考ヘテ實ハ行ニテ居ルノアリマス、是ハ矢張一番
ノ交通ガ漸次馬ニ適當スルヤウニリマスレバ、馬ノ使用ハ
漸次減エテ來ル、斯ウ云フコトニナルチヤラウト思テ、其方
面ニ向テ努力シテ居ル次第アリマス、尙ホ御注意ノ件々
ハ、研究致シマシテ御所望ニ應ジ得ルヤウニシタイト思テ
居リマス(拍手)

○議長(柏谷義三君) 日程第二、右議案ノ審査ヲ付託ス
ベキ委員ノ選舉ヲ議題ト致シマス

第二 東議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

○鈴木鏡義君 委員ノ數ハ特ニ十八名トシ、議長ニ於テ
指名アランコトヲ望ミマス

○議長(柏谷義三君) 鈴木君ノ動議ニ御異議ナイト認
メマス、仍テ動議ノ如ク決シマス、一日程第三、治安警察
法中改正法律案ノ第一讀會ヲ開キマス、提出者ノ趣旨辨
明ヲ許シマス、砂田重政君

法中改正法律案ノ第一讀會ヲ開キマス、提出者ノ趣旨辨
明ヲ許シマス、砂田重政君

第三 治安警察法中改正法律案(砂田重政君提出)

第一 議會

(砂田重政君登壇)

治安警察法中改正法律案

第二條 政事ニ關シ公衆ヲ會同スル集會ヲ闇カムトス
ル者ハ發起人ヲ定メ會場所在地ノ管轄警察官署ニ
届出シヘシ

第四條中「十二時間」ヲ「六時間」三改ム

第五條第一項中第三號乃至第五號ヲ削り第六號ヲ左
ノ如ク改メ第七號ヲ第四號ニ改ム

三 十四歲ニ滿タル者

同條第二項中「未成年者」ヲ「十四歲ニ滿タル者」ニ改

第八條第一項ヲ左ノ如ク改ム

屋外ノ集會又ハ多衆ノ運動若ハ群集ニシテ安寧秩序
ヲ害シタル場合ニ於テハ警察官ハ集會若ハ群集ヲ解
散シ又ハ運動ヲ制限スルコトヲ得

同條第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

屋外ノ集會又ハ多衆ノ運動若ハ群衆ニシテ安寧秩序
ヲ害ス虞アル場合ニ於テハ警察官ハ地方長官ノ許可
ヲ得テ集會若ハ群集ヲ解散シ又ハ運動ヲ制限スルコ
トヲ得

同條第二項中「此ノ場合ニ於テ違法處分ニ由リ權利ヲ
傷害セラレタリトスル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ
得」ヲ削ル

第十條中「違背シ其ノ他安寧秩序ヲ害シ若ハ風俗ヲ害
スルノ虞アリト認ム」ヲ「違背シタル」ニ改メ左ノ一項ヲ
加フ

集會ニ於ケル講談論議ニシテ前項ノ規定ニ違背シ、
爭執官ハ地方長官ノ許可ヲ得テ其ノ講談論議ヲ中
止スルコトヲ得

第十七條 削除

第二十條 第二條ニ違背シタル者ハ二十圓以下ノ罰
金ニ處ス

○砂田重政君 只今議題三供サレマシテ治安警察法中
改正法律案ノ提案ノ趣旨ヲ、極テ簡單ニ説明ヲ致シタ
思ヒマス、此案ハ既ニ吾々ノ同志ヨリ數回此議場ニ提案ヲ
サレタノアリマス、而シテ其中ニ於テ女子ノ政談集會ニ參
加スルコトノ出來ルト云フ點ノミハ、昨年各派ノ一致ニ依リ
マシテ漸々通過ヲ致シタノアリマスルガ、其以外ノ總テノ
點ハ今日ニ至ル迄尙未改正ノ曙光ヲ認め得ザルコトヲ、吾
ハ遺憾ト致シテ居ルノアリマス、而シテ此提案ノ根本ノ
趣旨ハ、要スルニ法律ニ依テ虛偽ヲ強イテ居ルト云フ點ノ
改正ヲ圖リタリト云フノガ根本ノ趣旨アリマス、御承知ノ
如ク今日ニ實際ノ實狀ニ於テ、各宗教ニ關係ヲ有スル、即チ
神職、僧侶其他諸宗ノ教師、或ハ官公私立學校ノ職員、教
員若クハ學生、是等ノ人々ハ常に社會ノ先覺者トシテ、又知
識階級ノ人トシテ、總テノ政治上ニ於テ相當ノ見識ヲ持テ
主張ヲ持テ居ル人ニアリマス、斯ノ如キ人々所謂政治上
ニ於ケル意見ヲ持チ、サウシテ其意見ヲ述アル機會ヲ有シ、而
モ之ヲ實行スル上ニ於テ活動ヲスルコトノ自由ヲ有シテ居
リナガラ、一定ノ政治結社ニ加入スルコトヲ禁ゼラレテ居ル
ト云フコトハ、此人ニシテ所謂法律ニ依テ虛偽ヲ強イル
ト云フコトニナルト思フノアリマス、此點ノ改正ヲシテ、所
謂宗教家モ、教首家モ、學生モ有ユル人々ヲシテ政治結社ノ
自由ヲ與ヘタリト思フノアリマス、女子ヲ結社ニ加入セ
シムルコトヲ禁止サレテ居リマスル、此規定ハ舊イ時代ニ極
テ不徹底ナル案アリマス、今日ニ於テハ斯ノ如キ案ヲ持續
スベキ必要ノ無イト云フコトハ、是ハ無論アリマス、過日モ
普通選舉ニ關ヘル演説ノアリマシタ當時ニ於テ、龍野君ハ明
ニ女子ニモ參政權ヲ與ヘナケレバナラヌ時期ニ到達シテ居
ルト云フコトガ、先づ其前提トシテ實行サレナケレバナラスト思
フノアリマス、此點ヲ改正ヲシタリト云フコトガ、即チ本案
ノ改正ノ第一ノ要點アリマス、最後ニ今一ツハ所謂治安
警察法第十七條ニ撤廢アリマス、此問題ハ刑法ニ於テ所
謂脅迫其他暴行ノ點ニ付キマシテハ、刑法ニ明文ガ設ケラ

子居ル、然ルニ治案警察法ノ中ニ此勞働者ノ爭議ニ係リテ、此米穀法ノ暴行會追ト云フ事が特段ノ規定ナ以テ刑罰ヲ科セラレル。ト云フコトハ、今日其必要ヲ認メナインデアリマス、而シテ他ノ一面ニ於テハ勞働者ノ團體權ヲ認メ其團體的の要求ノ權利ヲ認メテ居ル現政府ノ下ニ於テハ此團體的の集團ヲ爲シ、而シテ其集團ノ要求ヲ實行スル方法ヲ講ズル勸説アスルト云フコトニ對シテ、刑罰ヲ以テ臨ムト云フコトハ確ニ時代錯誤デアルト吾々ハ考ヘテ居リマス、此意味ヨリシテ此十七條ノ前段ハ刑法ニ依リテ、既ニ定メラレタル法條ニ依リテ處罰ヲ受クベキ者ハ處罰サレル、而シテ後段ハ日本ノ現代ノ政府ノ執リツ、アル主張、其認メテ居ル所ノ政府ノ方針ト相矛盾スルモノト信ジマスルが故ニ、是レノ廢止ヲ行ヒタイト云アノデアリマス、大體此點ヲ主張ド致シテ、其餘詳細ノ條文ノ改正ニ至リマシテハ、唯ニ之ニ附隨スベキモノアリマスルカラ、詳細ハ委員會ニ於テ説明致シマス、頗クハ諸君ノ御賛成ニ依リマシテ、此案ノ通過ヲ希望シテ已マダ不次第アリス(拍手)。

○鈴木錦蔵君 本案ハ安達謙藏君外六名提出、職業紹介法中改正法律案外七件ノ委員ニ併セテ付託セラレントヲ望ミマス

○議長(柏谷義三君) 鈴木君ノ動議ニハ御異議ナリト認

○議長(柏谷義三君) 許シマス、日程第五米穀法中改正法律案ノ第一讀會ヲ開キマス、提出者ノ趣旨辨明ヲ許シマス、(許シマス) 蒼藤宇一郎君

〔「賛成」(賛成)ノ聲起ル〕

憲兵役若ハ國民兵役ニ編入セラレ又ハ兵役ヲ免除セラレタル者
三 陸海軍ノ候補生、見習士官、學生及生徒トナリタル者ニシテ其ノ兵籍ヲ離レ再ヒ兵役ニ服セラルコトノ確定シタル者

第一條 第三種所得稅ヲ納ム者ハ其ノ稅額ノ百分ノ三

二 前號以外ノ者ハ三圓トス

第四條 第二種非役壯丁稅ハ第一種非役壯丁稅ノ半額トス

第五條 第三條第一號ノ課稅標準ト爲スヘキ第三種所得稅額ハ左ノ區別ニ依リ之ヲ算定ス

一 納稅義務者カ戸主ナル場合ニ於テハ本人ノ納ムル第三種所得稅ノ金額ニ依ル

二 納稅義務者カ家族ナル場合ニ於テハ本人ノ納ムル第三種所得稅ノ金額ト戸主ノ納ムル第三種所得稅ノ金額ヲ合算シタル金額ニ依ル

前項ノ第三種所得稅額ハ納稅義務發生ノ年ノ決定

第六條 非役壯丁稅ハ徵兵處分ノ確定、服役免除若ハ身分ノ喪失又ハ教育召集ニ應セサルコトノ確定シ

第七條 現役ニ服シタル者又ハ教育召集ニ應シタル者ニシテ故意ニ免除ノ事故ヲ生セシメタル者ハ其ノ翌年ヨリ七年間第一種非役壯丁稅ヲ納付スヘシ

第八條 現役中又ハ補充兵部隊編入中公務ノ爲傷痍ワ受ケ又ハ疾病ニ罹リ其ノ役ヲ免セラレタル者ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ非役壯丁稅ヲ課セス

第九條 納稅義務者左ノ各號ノ一二該當スルトキハ爾

第十條 納稅義務者左ノ各號ノ一二該當スルトキハ命

一一廢疾不具ノ者
二 貧民トシテ公ノ救助ヲ受クル者
第十一條 一家二人以上同時ニ納稅義務者ナルトキハ一人ヲ除クノ外他ノ者ハ其ノ半額ヲ免除ス

第十二條 紳士官、候補生、見習官、下士及兵籍ニ編入セラレタル學生、生徒ニハ其ノ在籍中本法ヲ適用セス

月中ニ其ノ本籍住所及兵役關係ヲ列記シテ政府ニ申告スヘシ

モ併テ申告スヘシ

編稅義務者又ハ其ノ戸主第三種所得稅ヲ納ム者ナルトキハ前項ノ外毎年一月中ニ第三條第二項ノ規定ニ依ル所得稅額及其ノ他課稅ノ算定ニ必要ナル事項ヲ政府ニ申告スヘシ

第十三條 第八條乃至第十一條ニ該當スル者ハ本人又ハ其ノ戸主ヨリ其ノ旨ヲ政府ニ申告スヘシ

第十四條 政府ハ毎年四月中ニ各納稅義務者ノ納稅額ヲ査定シ之ヲ本人又ハ其ノ戸主ニ通告スヘシ

第十五條 紳士官、候補生、見習官、下士及兵籍ニ編入セラレタル者ヨリ其ノ通告スヘシ

トキハ其ノ通告ヲ受クタル日ヨリ二十日以内ニ不服ノ事由ヲ具シ政府ニ申出テ其ノ審査ヲ請求スルコトヲ得但シ此ノ場合ニ於テ政府ハ稅金ノ徵收ヲ猶豫セス

第十六條 前條ノ請求アリタルトキハ政府ハ審査委員會ノ審査ニ付シ其ノ決議ニ依リ爲シタル決定ヲ納稅義務者ニ通知スヘシ但シ政府ニ於テ該請求ヲ理由アリトスルトキハ審査委員會ノ議ニ付セシメタル直ニ第十四條ノ通告ヲ訂正スヘシ

審査委員會ノ組織及會議ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十七條 前條ノ決定ニ對シ不服アル者ハ訴願ヲ爲シ又ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第十八條 非役壯丁稅ハ年額ヲ二分シ左ノ納期ニ於テ之ヲ徵收ス

第一期 其ノ年十月一日ヨリ三十一日限

第二期 翌年四月一日ヨリ三十一日限

第十九條 紳士官、候補生、見習官、下士及兵籍ニ編入セラレタル者ノ貴ニ任ス

第二十條 非役壯丁稅ハ納稅義務者ノ住所地ヲ以テ納稅地トシ住所地ナキトキハ居所地ヲ以テ納稅地トス但シ住所地以外ニ在ル納稅義務者ハ申告シテ居所地ニ於テ納稅スルコトヲ得本法施行地内ニ住所又ハ居所ナキ者ハ納稅地ヲ定メ政府ニ申告スヘシ申告ナキトキハ本籍地ヲ以テ納稅地トス

第二十一條 紳士官、候補生、見習官、下士及兵籍ニ編入セラレタル學生、生徒ニハ其ノ在籍中本法ヲ適用セス

第二十二條 陸海軍ノ將校、同相當官、特務士官、豫備員、准士官、候補生、見習官、下士及兵籍ニ編入セラレタル學生、生徒ニハ其ノ在籍中本法ヲ適用セス

第二十三條 徵兵事務ヲ掌ル官廳ハ命令ノ定ムル所ニ依リ非役壯丁三關スル事項ヲ收稅官廳ニ報告スヘシ

第二十四條 第十二條第二十一條ノ申告ヲ爲サス又ハ處罰ノ申告ヲ爲シタル者ハ科料ニ處ス

第二十五條 非役壯丁稅ヲ通脱シタル者ハ其ノ通脱金額三倍ノ科料ニ處ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法ハ施行ノ年以後徵兵適齡トナリタル壯丁及本法施行地外ニアル行ノ年ニ於テ現ニ徵集ヲ延期セラレタル者ヨリ之ヲ適用ス

○荒川五郎君登壇
シタノニアリマスカラ、今日ハ其多クヲ省略致シテ、唯ニ本案ノ骨子トスル所ヲ簡單ニ申述べテ、諸君ノ御考慮ヲ願ヒタ

イト恩ヒマス、抑、我國ノ徵兵制度ハ國民皆兵ヲ主義ト致シテ居ルノデ、兵役ハ國民ノ必任義務デアリマスカラ、苟モ壯丁タル者ハ皆此義務ニ服シナレバナラヌノヲ原則ト致シマス、併シ軍ノ編制上、其要スル人員ニハ自ラ制限ガアリマスカラ、實際此義務ニ服スル者ハ其一部分ニアリマシテ、毎年他ノ大多數ハ之ヲ免レテ居ルノデアリマス、而シテ其義務ニ服シマスル者ハ、所謂血稅デ一身ヲ捧ゲテ國防ノ重責ニ任ズルノ外、之ニ要スル諸般ノ費用モ中々少クナイノアリス、一身一家ニ於テ經濟上ノ要費打撃モ免レナイノアリマス勿論身ヲ以テ盡スト云フノガ徵兵タルノ主タル所ニアリマスガ、之ニ伴ウテ此從タル費用モ亦當然免レナイノアリマス、然ルニ一方多クノ兵役ヲ免レク者ハ、費用モ亦從テ免レテ居ルノデアリマス、アリマスカラ其費用ダケハ服役シナイ壯丁モ之ヲ負擔スルノガ至當デアルト云フノガ、本案ノ根拠デアリ、骨子トスル所テアルノデアリマス、其服役スル壯丁ニ如何ナル費用ガ要ルカ、又一身一家ニ如何ナル打撃、經濟上ノ困難ヲモ與フルカ等ハ茲ニ其説明ヲ省キマス、特ニ此法案ヲ必要ト致シマスルノハ、諸君御承知ノ如ク徵兵ニ取ラレル、即チ服役壯丁ハ多クハ農村ヤ勞働者ノ子弟ニアリマシテ謂ハ第三階級、無產階級ノ者ガ多イノアリマス、隨テ彼等ノ費用打撃ハ一層其シキ苦痛ヲ感ゼラル、ノデアリマス、而シテ其徵兵ニ取ラレナイ非役壯丁ハ、多クハ富豪貴族等、有產階級ノ者アリマス、彼等ハ身體ガ強壯デアリマセヌ者ガ多イカラ、自然此不公平ナル結果ハ免レナガ之ヲ占有致シ、困難、辛苦、出費ハ下層無產ノ者ガ之ヲ負擔スルト云フ狀況デアリマス、勿論ソレモ自ラ招ク所アリ

レバ、ソレハ已ムヲ得マセヌケレドモ、國法ノ上カラ來ル結果
ガ此狀況ヲ呈スルト云フコトハ、國民思想ノ上ニモ重大ナ
體ガ羸弱デアルト云フコトハ、一年志願兵——有產階級ノ
子弟ガ多イ、一年志願兵ノ身體検査デモ分リマス、普通徵
兵ハ皆甲種合格者ヲ取リマスノニ、一年志願兵ハ甲種合
格者ガ少ナイカラ、乙種合格者モ取フ居ル現狀デアリマス、
故ニ有產階級ノ壯丁ガ身體羸弱デ、此兵役ノ重大任務ノ
役ニ立タナイト云フノハ、是ハ已ムヲ得マセヌケレドモ、彼等
カ敢テ困難トシナイ經濟上ノ一物質上ノ其費用ヲモ免ゼ
シメル必娶ハ無ニアラウト思ヒマス、ソコデ彼等服役シナ
イ非役壯丁カラ、其資產ニ應ジテ資產ノ有ル有カラ相當ノ
課稅ヲ致シテ、サウンシテ其費用ハ軍人ノ給與、家族ノ救恤、
廢兵ノ優遇等ニ充アタイ、斯ウ考ヘマスルノアリマス、壯丁
ノ内ニハ彼等ガ兵役ニ取ラレタカ爲ニ、一家生活ノ中心ヲ
失フ者スラアルノアリマス、斯カル不幸ナル者ニ對シテハ
軍人救護法ナルモノガアリマスケレドモ、軍人救護法ハ一人
ニ付テ僅ニ十五錢、人數ガ幾人ア、テモ六十錢ヲ超エルコト
ハ出來ナイトシテアリマス、偏強ナ壯丁ノ力ハ少クトモ一日ニ
二圓内外ハ働く得マスル、其勞働者ヲ兵役ニ取テ、家族ハ八
人アテモ十人アテモ、唯、六十錢シカ與ヘナイト云フコトハ、
國家ノ正當ナル意思ト云フコトガ出來マセウカ、殊ニ廢兵ノ
待遇ニ至ラテハ實ニ殘酷ト申シマセウカ、是ハ同情スペキ人道
カヌ不具トナッタ者ヲ之ヲ廢兵ト言フ、何ヤラ世ノ中ノ廢レ
問題ト思ヒマス、第一ニ私共ハ廢兵ノ名稱カラ甚イト思フ、
者デアル、不用物デアルカノ如キ名稱ヲ與ヘルノハ實ニ虐待
ト思ヒマス、私ハ國家國民ノ尊重スペキ、優待スペキ名譽ノ
犠牲者デアルト云フ意味ヲ含ム名ヲ付ケルベキモノニアラウ
ト思フノアリマス、斯様ニ廢物扱ヒテ致シテ居リマスカラ、
スラ難年後ニナッテサウシテ漸ク三百圓カ、多クテ九百圓位
ニナルノアリマスカラ、隨テ手ノ無イ者足ノ無イ者、眼ノ見
エナイ者、彼等ノ看護人、附添人ノ報酬食費等ニ是ハ要テ
シマフノアリマス、彼等が家内ヲ持チ、一家ヲ成スコトガド
アリマスが今是モ此處ニハ略シマス、唯、一ツ申シテ置カナ

ケレバナラヌノハ、兵役ハ何物ヲ以テモ代フルコトヲ許サナイ
絶對的ノ必任奉公ノ高尚ナル義務デアル、然ルニ服役シナイ
壯丁ニ對シテ税ヲ課スルト云フコトハ、税ヲ出シテ必任重大
ナル義務ヲ免レルト云フ感ジヲ起サシムテ、至誠至純ノ兵役
義務ノ根據ヲ覆ス虞レガアル、斯ウ云反對論モアルノアリ
リマス、當局者ノ中ニモ一部此論ガ傳統的ニ唱ヘラレテ居
ルノデアリマス、併シソレハ甚シキ顛倒ニアリマシテ、原因ト
結果、本ト末ヲ全ク混同シタルモノニアリマス、誤解ナラズ
ハ附會ノ極ミニアリマス、此案ハ税ヲ出シテ兵役ヲ免レシメ
ヤウト云フ意味ハ毫モ無イ計リテアリマシヌ、全ク其反對デ
アリマス、徵兵検査又ハ抽籤ニ依リテ全ク免レ、其免レタ後
ニソレニ對シテ課税ヲ致スデアリマシテ、何等才毫モ兵役義
務ノ精神ニ影響スルモノナヒナインデアリマス、又中ニハサ
ウ云フ誤解ヲ生ズル者モアルカライケナイ、斯ウ云フ人モアル
ノデアリマスカ、併シ誤解ヲ根據トシテ事ヲ忌ムト云フコトニ
ナリマシタラバ、世ノ中ハ何事モ爲シ得ラレルモノニアリマス
イノデアリマス、誤解ハ誤解スル者ガ惡イノデアリマス、
況ヤ本末明白ナコトヲ、苛モ普通ノ人ニアタナラニヨ誤解
スル道理ハナインデアリマス、凡ソ政治ハ馬鹿ヤ阿呆ヲ當テ
ニ基準ヲ立テルモノナヒ以上ハ、此誤解論ノ如キハ取ルニ
足ラスト思ヒマス、斯様ニ税ヲ出シテ兵ヲ免レルノニアリマ
セヌ許リテハナイガ、併シ今日ノ我國ノ制度テ言ヒマスト云
フト、實際ニ於テ金ヲ出シテ兵ヲ免レテ居ル例ガアルノニアリ
マス、ソレハ何カト云ヘバ、一年志願兵デアリマス、一年志願
兵制度ハ細カク言ヘバ多少ノ點モアリマセウケレドモ、大體
ニ於テ一年志願兵ニナル資格ノアル者デモ、其要スル費用ヲ
ヲ出シ得ル者ハ普通ノ徵兵ニ出ナケリヤナラヌ、其費用ヲ
出シ得ル者ハ一年ノ志願兵役デ済ムト云フコトニナリマスカ
ラ、金ヲ出シテ一年ノモノヲ一年ハ免レルト云フコトニナラテ
居ルノデアリマス、ソレ等ノ點カラ考ヘテ見レバ、本案ハ徵兵
精神ノ尊嚴ヲ守ルコト同日ノ論デナインデアリマス、況ヤ本
案ハ根本ノ精神ニ於テ、決シテ金ヲ出シテ大事ナ義務ヲ免
レヤウト云フ意味ハ毫モ無イノデアリマシテ、之ニ誤解ヲ論
據トシテ反對セラル、者ノアルノハ甚ダ遺憾トスル所デアリ
マス、尙ホ是迄デスマ本案ハ極テ必要テアツタノニアリマスガ、
今日軍縮ノ結果壯丁ノ要員ハ約二割五分モ減ゼラル、ノ
デアル、斯ク此壯丁要員ヲ減ゼラル、ニ至レバ、一層富豪財
産階級ノ者ハ兵役ヲ免レ、サウシテ地方農村勞働者ノ子弟
モ之ニ贊成者、同情者ヲ増シシ、アル次第アリマスガ、何卒
御審議ノ上可決アランコトヲ偏ニ希望致シマス

○仙波太郎君　只今荒川君カラ非役壯丁税法案ノ建議案が出来マシタ、私ハ去年來カラ全ク心カラ贊成ヲ致シテ居リマス、蓋シ今日ノ服役兵ニ取リマシテハ全ク空谷ノ聲音ト謂フベキグラウト思フ、御案内ノ通り義務中ア兵役義務ハ今日ニ於テハ至大ノ苦痛ヲ感ジマスノデ、殊ニ兵役ニ就ク者ハ概シテ五段百姓以下其日暮シ、若クハ職入ノ者ガ多キヲ占メテ居リマス、是等ハ全ク業ヲ抛テ然ル後ニ入營ヲスル、且ツ其家族ハ是ガ爲ニ困窮ヲスル、尙ホ其上ニ壯丁者ヘ相當ナル小遣錢ヲモ送ラナクテハナラヌト云ノンガ今日ノ有様、是ガ爲ニ在營ニ一箇年ノ間ハ殆ド借財ノ爲メ家ヲ賣拂フ、家財ヲ失フト云フ程ノモノ出来致シテ居ルノアリマス、今日何ガ不平等ナリト雖モ、服役兵程不幸ナル者ハ外ニナイ、現ニ本年ハ此意味カラシテ陸軍當局者ニ於テハ餘程考慮セラレマシテ、漸クニ日給金カ御聞及ビノ通り三錢ダケ増額ニナリマシタケレドモ、其三錢ノ増額モ全ク退營ノ際ニ給與スペキ所ノ軍服ヲ喪ダテ、サウシテ漸クソレア日給金ノ増額トナリマシタヤウナコトデ、到頭是ガ爲ニ壯丁、一方ニ於テハ退營ニ際シテ軍服ヲ失ダ、斯様ナ状態ニナシテ居リマス、是ハ陸軍當局者モ甚已ムヲ得ザル處置アリト察シマス、是ガ爲ニハ何等カ他ノ方便ヲ以テ服役者ノ慰安ガナクテハナラナイ、幸ヒ本案ハ全ク非役ノ壯丁カラ相當ナル同情金ヲ集メテ、然後ニ服役兵及其家族ヲ慰安スルト云フノアリマス、隨テ此法ニシテ實行サレタナラバ、服役兵ハ如何ニ今後心丈夫ニ勤務ニ從事スルコトガ出來ルデアラウカト察セラレマス、要スルニ斯ク云フモノ、今日壯丁及其父兄タル者ハ斯様ニシテモ黙シテ何モ言ハヌデハナイカ、是ハ不幸ガ無イカヌアラウ、是ハ私以テノ外デアルト思フ、彼等ガ黙シテ居ルノハ樂シテ黙シテ居ルノデハナクシテ、購ハバ泣イテ黙シテ相当ナ待遇ヲ致サナクテハナラスト云フノアリマス、誠ニ同情スベキノハ此所アル、又一方私ガ國民思想トシテ泣イテモ我慢スルト云フ如キコトハ、今後ドコマデモ私ハ獎勵シナケレバナラナイ、洵ニ大事ナコトデアリマス、隨テ彼等ガ物ヲ言ツカカラタナラ、非役ノ壯丁其者ニ付テモ自分ハ必任義務ヲ果スコトガ出来ナカタ其伏リ、現在ノ服役兵ニ相當ナル慰安ノ遼ヲ與ヘタク、是ガ本案ノ趣意アリマス、又一方カラ申シマシヲ講ジタト云フコトニナレバ、彼等モ自ラ満足スルト云フコトヲ私ハ疑ハナイ、之ヲ要スルニ本案ニシテ行ハル、ニ至

思フノデアリマス、ソレカラ終リニ御参考ノ爲ニ紹介致シテ
置キタイ事ガアリマス、ソレハ珍ラシイコトニ貴族院ニ於キ

題トシ、其第一讀會ヲ開キマス、提出者ノ趣旨辨明ヲ許シ
マス、平野光雄君

第九 市制中改正法律案（濱田國松君外）

校正法律案

市制中改正法律案
第十一章 通政三

マセヌデアタケレドモ、其提案ノ趣意ヲ見マスト、私ガ只今申上ダタノト餘リ變リハナイ、ゾレカラ又當院ニ於キマシ

テハ第十三議會ノ當時ニ於キマシテ、利光鶴松君外八名

カラ尾享君其他數多ノ人ノ賛成ヲ得マシテ、本案ト略、同
様ノモノグ提案ニナッテ署リマシテ、當院（滿陽）一改ノ通過

ヨ致シテ居リマス、斯様ナ次第アリマスカラシテ、此案ヲ提

出致シマシタ次第アリマス、ソレカラ次ニ訴願法中改正法

律案ニ付テ一言致シマス、是ハ只今マデハ法律勅令ヲ以テ
于ニニ付ス。易ハ、夫長官頃、日本

諸シマシタ場合は外ハ矢張証駆ハ山來又エトニナニ居リマスガ、ソレヲ範圖ヲ擴張致シマシテ、法律勅令ヲ以テ斯類

ヲ許シマシタ場合ノ外、行政官廳ノ違法處分ニ由テ権利

ヲ毀損サレタ者ニ一般ニ訴願ヲ許ス、斯ウ云フ趣意デアリマス。

本は行政裁判法ノ第十七條ニ依リマヌビ行政訴訟ハ
去律勅令ニ特別ノ親程アルキノヲ除ク外地方止設行政審

ニ訴願シ其裁決ヲ經タル後ニ非サレハ之ヲ提起スルコトヲ

得ス」ト云フ條文ガナリマス、此條文ガナリマスカラ直ニ行政

裁判所へ行クコトノ出來ナイモノが澤山アル、故ニ前ニ申シテ、行政裁判所ニ山野ムニハマツキニ申願シテ

マジタ行政裁半所ニ出認不心ニハ、日シテモ訓願テシナ分レバサラスカラ、ソコデ訴願法ニ改正ヲ加ヘル必要ガアルノア

アリマス、要スルニ本案ハ一ツニハ訴願ヲ行政裁判所ニ行ク

段階ニ供スルト、モウ一ツニハ矣張行政官廳ノ違法處分ニ

由元格和ノ鉄損セテレタル者ヲ調査ニ依テ救済スルト期
ウ云フ趣意ニ外ナラヌノアリマス、以止ノ理由ニ依テ提

案ヲ致シタ譯テアリマスカラ、ドウゾ御賛成ヲ願ヒマス

○鈴木錠藏君　日程第七、第八ノ兩案ハ一括シテ廣岡宇

一郎君提出、辯護士法中改正法律案ノ委員會ニ備セテ付

〔賛成〕〔賛成〕ト呼フ者アリ

○議長（柏谷義三君） 鈴木君ノ動議ニ異議ナイモノト認

メマス、仍テ動議ノ如ク決シマス——日程第九乃至第十一
ハ、相關聯スル議案デアリマスカラ、一括議題トシテ異議ア
リマセヌカ

〔「異議ナシ」「異議ナシ」と呼ぶ者アリ〕
○議長(柏谷義三君) 異議ナイト認メマス、仍テ日程第
九、市制中改正法律案、日程第十、町村制中改正法律案
日程第十一、府縣制中改正法律案、右三案ヲ一括シテ議

第十三條 削除

第十五條第二項中第四號及第五號ヲ削ル
第十七條第一項ヲ左ノ如ク改ム

町村會議員中闕員ヲ生シタルトキハ補闕選舉ヲ行フ
ヘシ但シ其ノ闕員議員定數ノ五分ノ一以下ナルトキ

ハ捕闕選舉ヲ行ハサルコトヲ得
第十八條第一項中「選舉期日前六十日ヲ期トシ其ノ日

ノ現在ニ依リヲ、毎年九月十五日ヲ期トシ其ノ日ノ現在ニ依リ十月十五日迄ニ、第二項中「選舉期日前四

ヨリ十五日間三、第六項中「其ノ確定期日前ニ」ヲ「直ニ」

第二十六條 投票ノ拒否及效力ハ選舉立會人ノ意見
ヲ德キ選舉長之ヲ決定ス

選舉分會ニ於ケル投票ノ拒否ハ其ノ選舉立會人ノ意見ヲ聽キ分會長ヲ決定ス

第一百五十七條第一項中「島嶼」ヲ「地域」ニ改ム

本法ハ本法施行後ニ行ハルル選舉ヨリ之ヲ適用ス
本法施行ノ際必要ナル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十一 府縣制中改正法律案（濱田國松）

第一讀會
君外八名提出)
府縣制中改正法律案

府縣制中左ノ通改正ス
第四條第三項及第四項ヲ削ル

第六條第一項ヲ左ノ如ク改メ第二項及第三項ヲ削ル
府縣内ノ市町村公民ハ府縣會議員ノ選舉權及被選

同條第八項中第三號及第四號ヲ削ル
擧措ヲ有ス

第九條 府縣會議員ノ題舉ニ要スル選舉人名簿ハ市町村會議員ノ選舉人名簿ヲ以テ之ニ充ツ

第十條 削除

第十二條 選舉人名簿ニ登録セラレサル者ハ選舉ニ參與スルコトヲ得ス但シ選舉人名簿ニ登録セラルヘキ確ニ成ル。

定裁決書又ハ判決書ヲ所持シ選舉ノ當日選舉會場ニ到ル者ハ此ノ限ニ在ラズ

選舉ノ名簿ニ登録セテレタル者選舉権元有セサルキハ選舉ニ參與スルコトヲ得ス但シ名簿ハ之ヲ修正スル限ニ在ラス

第十八條第三項中「選舉人名簿」ノ下ニ「若ハ其ノ勝
本ヲ加フ

第十九條 投票ノ拒否ハ投票立會人ノ意見ヲ聽キ市町村長之ヲ決定ス
第二十八條 投票ノ效力ハ選舉立會人ノ意見ヲ聽キ選舉長之ヲ決定ス
第二十九條中「七分ノ一」ヲ「五分ノ一」ニ改ム
第六十六條第五項中「毎年」ヲ「二年毎ニ」ニ改ム

（一）附 則

○平野光雄君 只今議題トナリマシタ市制、町村制、府縣制ノ此三法律案ニ關シマスル改正ノ趣旨ヲ申述ベタイト思ヒマス此三種ノ現行法ガ甚ダ不徹底デアル、又不公平デアルト云フコトハ、既ニ政府當局ニ於テモ認メラレテ居ル蓋シ多數黨ノ諸君ニ於テモ御同感デアラウト思ヒマス、即チ吾々ハ時代ノ進運ニ伴ハナイ所ノ現行法規、此法制ノ不備缺陷ヲ補フト云フ意味ニ於テ、茲ニ改正ヲシタイト云フノデアリマス、改正ヲ要スベキ點ハ、市制ニ於テ約三十箇所、町村制ニ於テ十二箇所、府縣制ニ於テ約十三箇所、都合五十五箇所ノ多キニ上ニテ居リマス、此三案ニシテ五十五箇所ノ改正點ヲ、三案若クハ二案ソレドニ組合セマシテ、共通ノ改正點ヲ選抜キマスルト是ガ七點ニ分類スルコトヲ得ルノ市條例ヲ以テ小選舉區ヲ區分スルコトヲ得ルト云フ、此ノ共同及簡略ト云フコトニナル、更ニ市制ト府縣制ノ此兩ルノデアリマス、即チ府縣制、市制、町村制ノ此三案ニ共通スル所ノ改正點ハ、第一ニ選舉權ノ擴張及被選舉權ノ擴張統一ト云フコトニナルノデアリマス、第二ニ選舉人名簿所ノ在職年限ヲ、各二年間ニ劃一シタイトト云フ此ニ點ニアリマス、次ニ市制ト町村制ニ瓦ツテノ共通ノ改正點ハ、是ハ規定ハ便宜ノ爲メ十五万以上ノ都市ダケニハ之ヲ認メルト云フ事ト、今一ヶハ府縣制及市制ニ於テノ名譽參事會ト云フ事ト、此決定權ヲ置イテアリマスが、是ハ吾々ハ不便ナノデアル、故ニ此點ニ於テ是ハ宜シク選舉ヲ撤廢スル結果トシテ、是ハ當然階級選舉ニスルト云フ貞ノ在職年限ヲ、各二年間ニ劃一シタイトト云フ此ニ點ニアリマス、次ニ市制ト町村制ニ瓦ツテノ共通ノ改正點ハ、是ハ規定ハ便宜ノ爲メ十五万以上ノ都市ダケニハ之ヲ認メルト云フ事ト、此決定權ヲ置イテアリマスが、是ハ吾々ハ不便ナノデアル、故ニ此點ニ於テ是ハ宜シク選舉長ニ與フベシ、是ガ第二ニス、第三ニハ市町村會ヲ通じテ法ニ於テハ選舉立會人ニ此決定權ヲ置イテアリマスが、是ハ吾々ニハ不便ナノデアル、故ニ此點ニ於テ是ハ宜シク選舉ノ法規ト云フモノハ消滅セザルヲ得ナイノデアリマス、是定ガ一ツ、第一ニハ投票ノ拒否及效果ト云フモノヲ、現行申ス迄モナク吾々ハ現行法ノ納稅主義ト云フ、此制限選舉ヲ撤廢スル結果トシテ、是ハ當然階級選舉ニスルト云フ貞ノ在職年限ヲ、各二年間ニ劃一シタイトト云フ此ニ點ニアリマス、次ニ市制ト町村制ニ瓦ツテノ共通ノ改正點ハ、是ハ規定ハ便宜ノ爲メ十五万以上ノ都市ダケニハ之ヲ認メルト云フ事ト、此決定權ヲ置イテアリマスが、是ハ吾々ハ不便ナノデアル、故ニ此點ニ於テ是ハ宜シク選舉長ニ與フベシ、是ガ第二ニス、第三ニハ市町村會ヲ通じテ法ニ於テハ選舉立會人ニ此決定權ヲ置イテアリマスが、是ハ吾々ハ不便ナノデアル、故ニ此點ニ於テ是ハ宜シク選舉ノ法規ニ於テハ是ハ溜置主義——三分ノ水知ノ通り、現在ノ法規ニ於テハ是ハ溜置主義——三分ノ一二超過セザル範圍ニ於テハ、其儘放テ置イテ宜イノデス、

吾々ハ是ハ甚ダ不備ナモノアリ、宜シク是ハ原則トシテ威
ベク早ク補缺選舉ヲ行フ、但シ便宜ノ爲ニ五分ノニ達ヌ
ル迄ハ、場合ニ依フ其儘溜置イテモ宜シイ、都合此七箇所
デアル、御承知ノ通り此三法律ノ改正ハ、從來舊國民黨並
ニ憲政會諸君ヨリ各五年ニ亘テ每議會ニソレ一別個ノ
案トシテ提案サレテ居リマス、案ハソレ一別個ノ案トシテ
提出サレテ居リマスか、實ハ其内容ニ於テ大同小異、殊ニ選
舉權ヲ擴張スルト云フ此一點ニ付テハ、兩黨共ニ相一致シ
テ居ツタノデアリマス、此兩黨ノ諸君撓マザル所ノ努力、熱烈
ナル要求ガ時代ノ進運ト相俟シテ、茲ニ輿論ノ高調トナリ、
斯クテ此機運ニ促サレテ政府セ亦政友會内閣ノ下、漸次
改正ヲ施シタコトハ諸君ノ御承知ノ通りアリマス、成程選
舉權ニ付テモ、從來ヨリ見レバ餘程改正サレテ居リマス、此
點ハ吾々モ認メテ居リマス、併シ此改正サレタモノハ矢張納
稅主義、所謂制限選舉ト云フコトヲ基本觀念トシテノ改正
デアリマス、吾々ノ主張スル所ノ人格主義、能力本位、自由
平等ノ觀念ヨリ起ル所ノ、國民ヲ無差別扱ニシヤウト云フ
此時代ノ大精神トハマダ餘程ノ距離ガアリマス、今回吾々
ノ改正ノ眼目モ勿論此所ニ在ルノデアリマス、殊ニ昨年ニ
於テハ憲政會及舊國民黨ノ諸君ハ、是等ノ點ニ於テ初テ
一致ノ見解ノ下ニ内容ノ整備及法文、ソレ一ニ於テ、一致
ノ修正、又改正ガ金テラレマシテ、昨年當議場ノ審議ニ上
タコトハ是亦私ガ申スマデモナイコトアリマス、本年ハ御覽
ノ通り、當議場ノ一角ニ新ニ革新俱樂部ナル團體ガ生レテ
居リマス、此團體ノ下、更ニ時代ノ要求ニ應シテ進歩シタ考
ヲ以テ、新シイ進歩シタ改正ヲ企テヤ、是ガ吾々革新俱樂
部ノ今回此三案ニ對スル所ノ態度デアリマス、幸ニシテ憲
政會ノ諸君ト見ル所ヲニシマシテ、獨憲政會ノ諸君モ
吾々ノ新シイ進歩シタ改正點ヲ御認ミナリ、此所ニ更ニ
致ノ見解ノ下ニ、本年モ革新俱樂部及憲政會ノ協調案ト
シテ、此所ニ諸君ノ御審議ヲ仰グ次第アリマス、大體ニ於
テ三案ヲ通ジテ、改正ノ箇所五十五箇所、是ハ言フマデモ
ナク、其骨子ハ從來特ニ昨年ノ協調案ト大同小異、變リア
リマセヌ、唯、進歩シタ點ハ何ニ在ルカ、是ハ現行法ノ市制
中ノ第九條、及町村制中ノ第七條、所謂公民民權、此公民
權タルノ資格要件トシテ擧ヶラレテアル所ノ、獨立ノ生計ヲ
ノ直接地方稅ヲ納ムル者ト云フ資格ハ、是ハ吾々ハ主義ト
シテ、原則トシテ認メナイト云フコトハ、昨年モ本年モ變リナ
テ此獨立ノ生計ト云フモノ除タインデアリマス、此箇條中
ノ所謂第四號トシテ擧ヶラレテアル、其市及其町村ニ於テ
シテ、原則トシテ認メナイト云フコトハ、昨年モ本年モ變リナ

故ニ昨年ノ協調案ト比ブレバ、昨年ハ此獨立ノ生計ト云フコトハ依然認メテ居タ、其代リニ住居ノ制限ノ二箇年ト云

ノヲ六箇月ニ緩メテ居タ、吾々ハ本年ハ新ニ獨立ノ生計ト云

ト云フ制限ヲ除ル代リニ、住居ノ制限ニ付テハ現行法ト同

様復活シテ矢張之ヲニ一年ニシタ、是ガ吾々ガ今年更ニ新

シキ見解ノ下ニ改正ヲ加ヘントスル要點ニアリマス、次ハ市

制中ノ第十六條中ニ、市條例ヲ以テ選舉區ヲ設クルコトヲ

得、即チ各都市ノ小選舉區制ヲ設ケ得ラル其地方ノ事

情任意ニ依テ小選舉區ヲ設クルコトノ出來ルト云フ規定

ハ、吾々少數黨ノ立場トシテ、少數黨ノ當選率ヲ阻礙スル

モノトシテ吾々ハ之ヲ認メテ居ナ、公平ナ立場ニ立テ是

ハ認メタクナ、故ニ是ハ原則トシテ、吾々ハ撤廢ヲ望ムガ、

併シ大都市其モノ悉ク大選舉區トシテ、制限ノナイ大多

數ノ投票有權者ヲ以テ選舉ヲ行フト云フコトハ、實際上不

便ガアルカラシテ、此點ハ茲ニ折衷案トシテ十五万以上ノ

都市ダケニハ許ス、十五万以下ノ都市ニハ是ハ認メナイト

云フコトニシタ、此三點ニアリマス、殘餘五十五箇所ノ改

正點ニ付テハ既ニ先年來吾々同志先輩ノ諸君ヨリ、此壇

上ニ於テ、或ハ委員會ニ於テ詳細ニ述べ盡サレテ居リマス、

故ニ私ハ茲ニ重ねテ之ヲ説明シ此理由ヲ述ブルト云フコトノ

煩ヲ省キマス、唯、本案ノ本年特ニ吾々が進歩シタル見解ヲ以

テ削除シテ所ノ此ニ三箇條ニ付テ、聊カ其趣旨ヲ申述べ

テ見タイト思ヒマス、何故ニ吾々が獨立ノ生計ト云フ此制限

ヲ取ルカ、是ハ一言ニシテ言ハベ、時代ノ進運ニ伴フ所ノ改

正ト云ア此一語ヲ以テ、答ヘルコトヲ得ルニアリマス、然ル

ニ語ヲ換ヘテ言ハベ、成程現行法ノ下ニ地方ノ多數ノ箇所

ニ於テ選舉を行ハレテ居リマス——地方議會ノ選舉ガ行ハ

レテ居リマス、此結果ニ依テ見ルト云フ、餘リ此獨立ノ生

計ト云フ文字ノ爲ニ、吾々が豫期シタ程ノ紛争ハ起テ居ラ

ル者アル、此故ニ餘リ今日ニ於テハ、サシテ此爲ニ紛争ハ

ナイコトハ事實アリマス、併シ是ハ第七條乃至第九條ノ第

一項第四號ニ當ル所ノ納稅主義ト云フコトヲ基礎トシテ是

ガアル以上ハ、大概納稅者ノ多くハ獨立ノ生計ヲ營ンデ居

ル者アル、此故ニ餘リ今日ニ於テハ、サシテ此爲ニ紛争ハ

起テ居リマセヌ、是ハ從來ノ慣例ニ依テ、從來ノ觀念ニ

依テ、餘リ地方民ガ選舉ト云フコトヲ公民權ト云フコトニ

執着シナイ、又ソレダケ智識ガ發達シテ居ラナイカラ皆默ッテ

居リマス、一タビ吾々ノ主張スル所ノ人格主義、能力本位、

此納稅本位ノ制限選舉ト云フモノヲ徹廢シタ曉ニハ、必ズ

所在ニ此紛争ノ起ルト云フコトハ、是ハ蓋シ想像ニ難カラ

スト思フ、是ハ必ズヤ將來ニ瓦リ普通選舉ガ行ハレタ際ニ

ハ、必ズ色々ナ訴訟沙汰マデ起リ、此爲ニ地方ニ於テ選舉

シテ憲ラナイアリマス、故ニ是ハドウシテモ除ル、殊ニ既

ニ納稅主義ノ公民權ト云フモノハ慶シテ、人格本位ノ無差

別扱ヒノ選舉ヲ行ハウトスル以上ハ、既ニ五十步百步トシ

テ獨立ノ生計ト云フヤウナ、有テモ無クテモ宜イ、宛ラ猫ノ

シタル見解トシテ、此獨立ノ生計ナル所ノ條件ヲ除リタイト

云フ趣旨ニアリマス、或ハ諸君ノ中ニ昨年迄認メテ居テ

本年何故ニ除ルカ、斯ウ云フ御不審ヲ起シ、斯ウ云フ疑問

ヲ懷カレルデアラウ、是ハ丁度多數黨ノ諸君カ普選案ニ對

シテ、最初ハ危險思想過激視シテ居テ、而モ是が漸次緩和

シテ、又進歩發達シテ或ハ趣意ニ於テ認メル、或ハ理想トシテ

ハ之ニ贊意ヲ表スル、特ニ間ク所ニ依レバ政友會ノ少壯ノ

諸君ガ集合サレテ選舉權ノ擴張ヲスル、即チ諸君ノ希望サ

ル、所ノ地租委讓ノ結果トシテ起ル缺陷ヲ補フ爲ニ、選舉

權ノ擴張ヲ行ハナケレバナラヌト云フコトヲ、流石ニ少壯諸

君ガ御決定ニナリ、之ヲ幹部ニ提唱サレタト云フコトヲ伺

テ居リマス、是ト同ジ意味ニ於テ吾々モ矢張從來ヨリモ進

歩發達シテ、昨年迄ハ認メテ居ラ所ノ獨立ノ生計ト云フ

モノヲ本年ハ除リタイ、其代リ昨年ハ二年ノ制限ヲ六箇月

トシテ置イタモノヲ、此點ニ於テハ吾々ハ幾分現行法ノ趣

旨ニ近寄テ來テ、六箇月ヲ更ニ一年ニ復活シタ譯ニアリマ

ス、尙ホ諸所ノ箇所ニ付テ申述ベタイコトガアリマスガ、議案

モ輻輳シテ居ル際、餘リ時間ヲ取ルト云フノモ本旨ニアリマ

トシテ置イタモノヲ、此點ニ於テハ吾々ハ幾分現行法ノ趣

旨ニ近寄テ來テ、六箇月ヲ更ニ一年ニ復活シタ譯ニアリマ

ス、尙ホ諸所ノ箇所ニ付テ申述ベタイコトガアリマスガ、議案

第十二 農業倉庫業法中改正法律案（花城永渡君外四名提出） 第一讀會

農業倉庫業法中左ノ通改正ス

農業倉庫業法中改正法律案

第一條第一項中「穀物若ハ蘭ヲ、又ハ土地ニ付權利ヲ

有スル者カ小作料トシテ受ケタル穀物」ヲ「穀物、蘭若ハ

砂糖ヲ、又ハ土地ニ付權利ヲ有スル者カ小作料トシテ受

ケタル穀物若ハ砂糖」ニ改メ同條第四項ノ次ニ左ノ一項

ヲ加フ

第一項ノ砂糖ノ種類ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

〔花城永渡君登壇〕

○花城永渡君 提案ノ理由ヲ説明致シマス、農業倉庫業

法ニ依リマスト云フト、農業倉庫ノ目的物件トラテ規定シ

テアリマスノハ穀物若クハ蘭ト限定シテアリマス、而シテ穀

物若クハ蘭ノ保管ニ差支ノナイ限りニ於キマシテ、他ノ農產

物ヲモ入レルコトガ出來ルト云フコトニナテ居ルノデアリマ

ス、ソレ故ニ沖縄縣ナドノヤウニ、砂糖ヲ以テ主要農產物ト

致シマシテ、穀物ヤ蘭ノ產額ガ至テ僅少アリト云フ地方

ニ於キマシテハ、農業倉庫法ノ適用ヲ受ケサセタイト云フ趣旨テ、本案ヲ提出シ

テアリマス、ソコニ斯ル地方ノ爲ニ農業倉庫ヲ取扱フ品

目中ニ砂糖ヲ加ヘシテ、砂糖生産業者ニ對シテ、等シク

此法律ノ利益ヲ受ケサセタイト云フ趣旨テ、本案ヲ提出シ

タ次第アリマス、今農業倉庫法制定ノ當初ニ於キマシ

テ、何故ニ砂糖ヲ入レナカタノデアルカト云フコトヲ、其當

時ノ速記録ニ依リマシテ調べテ見マスト云フト、政府當局

選舉ノ擴張ヲ行フ場合ニ、地方ニ於テ先ツ小手調トシ

テ、準備トシテ行ハナケレバナフナイト常ニ仰セラレテ居ル、又早晩行ハレル思テ居ル、又是ハ當然來ルベキ所ノ

歸結ト思テ居リマス、故ニ政友會諸君ガ中央議會ニ於ケ

ニ答ヘタイト思テ居リマスニ要スルニ政友會ニ諸君ニ於カ

レテモ、必ズヤ選舉權ノ擴張ト云フコトハ御希望ニナテ居

ル、又早晩行ハレル思テ居ル、故ニ吾々ハ先以テ地

方議會ニ於ケル公民權、即チ選舉權ヲ擴張シテ以テ此準

備ニ充テタイ、是ガ趣旨アリマス、蓋シ此點ニ於テハ多數

黨諸君ニ於テモ御異存ハナカラウト思フ、宜シク御審議ノ

上、今日ノ地方自治體ニ於ケル重要問題アリマス、諸君

ノ御賛同ヲ仰ギタイト思ヒマス

○鈴木綻藏君 日程第九乃至十一ノ三案ヲ括シテ、議長指名ヲ以テ特ニ十八名ノ委員ニ付託セラレンコトヲ望ミ

〔賛成〕〔賛成〕〔下呼ノ者アリ〕

○議長（柏谷義三君）鈴木君ノ動議ニ付託アリマス、シテ居リマス

メマス、仍テ動議ノ如ク委員付託ニ決シマシタ、日程第十

二、農業倉庫業法中改正法律案ノ第一讀會ヲ開キマス、花城永渡君

提出者ノ趣旨辨明ヲ許シマス、花城永渡君

ヘタ倉庫ニ、他ノ農産物ヲモ併セテ入レルト云フ便宜ガアル
ノデアリマスガ、沖繩ノヤウナ所デハ、米若クハ蘭ノ爲ニ倉庫
ヲ造ル必要立全然ナイ、故ニ砂糖ヲ入レナケレバ、農業倉庫
ナルモノヲ採ヘルコトガ出來ナイト云フヤウニ、他ノ地方ト趣
ヲ異ニシテ居ルノアリマスカラ、他ノ地方ト同様ニ取扱ハ
レルト云フコトハ、洵ニ遺憾ニ存ズルノアリマス、尙ホ一ツ
附加ヘテ申シテ薩キタイコトハ、今ヤ農村疲弊、農村救濟ノ
聲が盛ニ叶ハレテ居ルノアリマス、中ニモ最モ痛切ニ其救
濟ノ必要ヲ感ズルノハ、砂糖主產地デアリマス、砂糖ハ大正
九年ニ其價格ハ暴落致シマシテ以來、今日ニ至ルマデ殆ド
生産費ヲモ償ブコドノ出來ナイト云フ惨メナ狀態ガ繼續
致シテ居マス、砂糖生産地ノ疲弊其極ニ達シテ居ルノア
リマス、而シテ本法律案ハ其救濟ノ一策ト存ジマス、ドウソ
御賛同下サレンコトヲ切望致シマス

○鈴木錠蔵君 本案ハ安達謙蔵君外二名提出、農村振
興ニ關スル建議案外五件ノ委員ニ併セテ付託セラレンコ
トヲ望ミマス

〔賛成〕ト呼フ者アリ

○議長(柏谷義三君) 鈴木君ノ動議ニハ御異議ナイト認
メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、日程第十三、司法官試
補及辯護士ノ資格ニ關スル法律案ノ第一讀會ヲ開キマス、
提出者ノ趣旨辨明ヲ許シマス——永屋茂君

第十三 司法官試補及辯護士ノ資格ニ關スル法律案(熊谷直太君外四名)

第一讀會 提出)

司法官試補及辯護士ノ資格ニ關スル法律案

明治二十六年司法省令第九號辯護士試験規則ニ依ル
試験ノ受験ヲ出願シタル者ニシテ本法施行後五年内ニ
勅令ヲ以テ定ムル試験ニ合格シタル者ハ辯護士法第二
條第二號ノ規定ニ拘ラス辯護士タルコトヲ得

本法施行前ニ帝國大學法學部法律學科ヲ卒業シタル
者ハ裁判所構成法第五十八條第一項及辯護士法第
二條第二號ノ規定ニ拘ラス試験ヲ要セシテ司法官試
補ヲ命セラレ及辯護士タルコトヲ得

本法ハ大正十一年五月一日ヨリ之ヲ施行ス

(永屋茂君登壇)

○永屋茂君 私ハ極テ簡單ニ本法律案提出ノ理由ヲ説
明致シマス、諸君ノ御承知ノ如ク高等試験令カ本年ノ三
月一日カラ實施セラレタノアリマシテ、是ガ爲ニ辯護士、
判事、又ハ檢事トナルベキ資格試験ヲ受ケヤウトスル者ノ爲
ニ非常ナ變革ヲ起シタノアリマス、所ガ此變革以前ニ於

テ、多年是等ノ志望ヲ以テ國家社會ノ爲ニ奉仕セントシテ、
苦學研鑽ヲ督メ來テ居ル所ノ多數ノ受験者、並ニ此今提
案シテ居ル所ノ法令ノ施行前ニ、帝國大學ノ法律科ヲ卒
業シタル者ノ爲ニ、此新ニ布カレタル所ノ高等試験令ヲ一律
ニ達ニ之ニ據ラシムルト云フコトハ、事ノ宜シキヲ得タモノデ
ニ、是ガアリマスカラ、他ノ地方ト同様ニ取扱ハレルト云フコトハ、天災デナリ、耕作ガ進歩スルコト
ハナノアリマシテ、從前ノ規則ニ依リマシテ辯護士試験
ヲ出願シタル者ニ對シマシテハ、イマ五箇年ノ間其試験資
格ヲ保留シテヤルコトノ必要ガアルノアリマス、又本年度
ニ於テ帝國大學ノ法律科ヲ卒業シマシタル者ニ對シマシテハ、
矢張同様ノ趣旨ニ於キマシテ司法官試補トナリ、又ハ辯護
士トナリ得ルコトノ資格ヲ與ヘテヤル必要ガアルノアリマ
ス、是ガ即チ本案ヲ提出致シマシタル理由デアリマス、顧クハ
慎重審議ノ上本案ヲ可決セラレンコトヲ望ミマス(拍手)
○鈴木錠蔵君 本案ハ廣岡宇一郎君提出、辯護士法中
改正法律案外二件ノ委員ニ併セテ付託セラレンコトヲ望
ミマス

〔賛成〕ト呼フ者アリ

○議長(柏谷義三君) 鈴木君ノ動議ニハ御異議ナイト認
メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——次ハ日程第十四、煙
草專賣法中改正法律案ノ第一讀會ヲ開キマス、提出者高
田耘平君

第十四 煙草專賣法中改正法律案(高田耘平君提出)

第一讀會

煙草專賣法中改正法律案

第二十條ノ三中「水害」ノ中ニ「病害、旱害、霜害」ヲ加
フ

(高田耘平君登壇)

○高田耘平君 本改正案ハ私が第四十三議會以來年々
主張シテ居ル問題デアリマス、即チ煙草專賣法第二十條ノ
中ニ病害、旱害及霜害ヲ加ヘテ、而シテ罹災補償ノ意味ヲ
完ウセントスルノアリマス、此事柄ハ極テ簡單ナルモノア
リマスル、ケレドモ併ナガラ此罹災補償ノ法ヲ制定シタル趣
意ニ甚シタルコトハ餘リニ此問題ニ付テ多數黨諸君ハ冷
感デアラウト思フノアリマス、或ハ政府與黨ノ立場ドシテ
イテ、政友會ノ諸君ガ非ナラバ、非ナレデ宜シイ、生殺シニ
シテ耕作業者ノ安定ヲ圖リ、此不公平ナル罹災救助法ノ
現狀ヲ打破スルコトガ出來マシタナラバ、私共ハ今日ニ於テ
之ヲ改正スルコトガ相當デアラウト思フノアリマス、實ハ第
四十四議會、四十五議會ニモ本會ニ於テ私ハ此意味ヲ述
べマシテ、委員會ニ移サレマシタガ、何故カ年々委員會が開
云フコトアリマス、是ハ私共全然ナイトハ申サヌ、サリナガ
シキ不公正ナル取扱ト相成ルノアリマス、然ラバ此補償法
ヲ改正シテ、本改正案ノ通り致セバドウテアルカト云ヘバ、細
改正法律案外二件ノ委員ニ併セテ付託セラレンコトヲ望
ミマス

〔賛成〕ト呼フ者アリ

○議長(柏谷義三君) 鈴木君ノ動議ニハ御異議ナイト認
メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——次ハ日程第十四、煙
草專賣法中改正法律案ノ第一讀會ヲ開キマス、提出者高
田耘平君

第一讀會

煙草專賣法中改正法律案

第二十條ノ三中「水害」ノ中ニ「病害、旱害、霜害」ヲ加
フ

(高田耘平君登壇)

○高田耘平君 本改正案ハ私が第四十三議會以來年々
主張シテ居ル問題デアリマス、即チ煙草專賣法第二十條ノ
中ニ病害、旱害及霜害ヲ加ヘテ、而シテ罹災補償ノ意味ヲ
完ウセントスルノアリマス、此事柄ハ極テ簡單ナルモノア
リマスル、ケレドモ併ナガラ此罹災補償ノ法ヲ制定シタル趣
意ニ甚シタルコトハ餘リニ此問題ニ付テ多數黨諸君ハ冷
感デアラウト思フノアリマス、或ハ政府與黨ノ立場ドシテ
イテ、政友會ノ諸君ガ非ナラバ、非ナレデ宜シイ、生殺シニ
シテ耕作業者ノ安定ヲ圖リ、此不公平ナル罹災救助法ノ
現狀ヲ打破スルコトガ出來マシタナラバ、私共ハ今日ニ於テ
之ヲ改正スルコトガ相當デアラウト思フノアリマス、實ハ第
四十四議會、四十五議會ニモ本會ニ於テ私ハ此意味ヲ述
べマシテ、委員會ニ移サレマシタガ、何故カ年々委員會が開
云フコトアリマス、是ハ私共全然ナイトハ申サヌ、サリナガ
シキ不公正ナル取扱ト相成ルノアリマス、然ラバ此補償法
ヲ改正シテ、本改正案ノ通り致セバドウテアルカト云ヘバ、細
改正法律案外二件ノ委員ニ併セテ付託セラレンコトヲ望
ミマス

〔賛成〕ト呼フ者アリ

○議長(柏谷義三君) 鈴木君ノ動議ニハ御異議ナイト認
メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——次ハ日程第十四、煙
草專賣法中改正法律案ノ第一讀會ヲ開キマス、提出者高
田耘平君

第一讀會

煙草專賣法中改正法律案

第二十條ノ三中「水害」ノ中ニ「病害、旱害、霜害」ヲ加
フ

(高田耘平君登壇)

○高田耘平君 本改正案ハ私が第四十三議會以來年々
主張シテ居ル問題デアリマス、即チ煙草專賣法第二十條ノ
中ニ病害、旱害及霜害ヲ加ヘテ、而シテ罹災補償ノ意味ヲ
完ウセントスルノアリマス、此事柄ハ極テ簡單ナルモノア
リマスル、ケレドモ併ナガラ此罹災補償ノ法ヲ制定シタル趣
意ニ甚シタルコトハ餘リニ此問題ニ付テ多數黨諸君ハ冷
感デアラウト思フノアリマス、或ハ政府與黨ノ立場ドシテ
イテ、政友會ノ諸君ガ非ナラバ、非ナレデ宜シイ、生殺シニ
シテ耕作業者ノ安定ヲ圖リ、此不公平ナル罹災救助法ノ
現狀ヲ打破スルコトガ出來マシタナラバ、私共ハ今日ニ於テ
之ヲ改正スルコトガ相當デアラウト思フノアリマス、實ハ第
四十四議會、四十五議會ニモ本會ニ於テ私ハ此意味ヲ述
べマシテ、委員會ニ移サレマシタガ、何故カ年々委員會が開
云フコトアリマス、是ハ私共全然ナイトハ申サヌ、サリナガ
シキ不公正ナル取扱ト相成ルノアリマス、然ラバ此補償法
ヲ改正シテ、本改正案ノ通り致セバドウテアルカト云ヘバ、細
改正法律案外二件ノ委員ニ併セテ付託セラレンコトヲ望
ミマス

〔賛成〕ト呼フ者アリ

○議長(柏谷義三君) 鈴木君ノ動議ニハ御異議ナイト認
メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——次ハ日程第十四、煙
草專賣法中改正法律案ノ第一讀會ヲ開キマス、提出者高
田耘平君

第一讀會

煙草專賣法中改正法律案

第二十條ノ三中「水害」ノ中ニ「病害、旱害、霜害」ヲ加
フ

(高田耘平君登壇)

○高田耘平君 本改正案ハ私が第四十三議會以来年々
主張シテ居ル問題デアリマス、即チ煙草專賣法第二十條ノ
中ニ病害、旱害及霜害ヲ加ヘテ、而シテ罹災補償ノ意味ヲ
完ウセントスルノアリマス、此事柄ハ極テ簡單ナルモノア
リマスル、ケレドモ併ナガラ此罹災補償ノ法ヲ制定シタル趣
意ニ甚シタルコトハ餘リニ此問題ニ付テ多數黨諸君ハ冷
感デアラウト思フノアリマス、或ハ政府與黨ノ立場ドシテ
イテ、政友會ノ諸君ガ非ナラバ、非ナレデ宜シイ、生殺シニ
シテ耕作業者ノ安定ヲ圖リ、此不公平ナル罹災救助法ノ
現狀ヲ打破スルコトガ出來マシタナラバ、私共ハ今日ニ於テ
之ヲ改正スルコトガ相當デアラウト思フノアリマス、實ハ第
四十四議會、四十五議會ニモ本會ニ於テ私ハ此意味ヲ述
べマシテ、委員會ニ移サレマシタガ、何故カ年々委員會が開
云フコトアリマス、是ハ私共全然ナイトハ申サヌ、サリナガ
シキ不公正ナル取扱ト相成ルノアリマス、然ラバ此補償法
ヲ改正シテ、本改正案ノ通り致セバドウテアルカト云ヘバ、細
改正法律案外二件ノ委員ニ併セテ付託セラレンコトヲ望
ミマス

〔賛成〕ト呼フ者アリ

○議長(柏谷義三君) 鈴木君ノ動議ニハ御異議ナイト認
メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——次ハ日程第十四、煙
草專賣法中改正法律案ノ第一讀會ヲ開キマス、提出者高
田耘平君

第一讀會

煙草專賣法中改正法律案

第二十條ノ三中「水害」ノ中ニ「病害、旱害、霜害」ヲ加
フ

(高田耘平君登壇)

○高田耘平君 本改正案ハ私が第四十三議會以来年々
主張シテ居ル問題デアリマス、即チ煙草專賣法第二十條ノ
中ニ病害、旱害及霜害ヲ加ヘテ、而シテ罹災補償ノ意味ヲ
完ウセントスルノアリマス、此事柄ハ極テ簡單ナルモノア
リマスル、ケレドモ併ナガラ此罹災補償ノ法ヲ制定シタル趣
意ニ甚シタルコトハ餘リニ此問題ニ付テ多數黨諸君ハ冷
感デアラウト思フノアリマス、或ハ政府與黨ノ立場ドシテ
イテ、政友會ノ諸君ガ非ナラバ、非ナレデ宜シイ、生殺シニ
シテ耕作業者ノ安定ヲ圖リ、此不公平ナル罹災救助法ノ
現狀ヲ打破スルコトガ出來マシタナラバ、私共ハ今日ニ於テ
之ヲ改正スルコトガ相當デアラウト思フノアリマス、實ハ第
四十四議會、四十五議會ニモ本會ニ於テ私ハ此意味ヲ述
べマシテ、委員會ニ移サレマシタガ、何故カ年々委員會が開
云フコトアリマス、是ハ私共全然ナイトハ申サヌ、サリナガ
シキ不公正ナル取扱ト相成ルノアリマス、然ラバ此補償法
ヲ改正シテ、本改正案ノ通り致セバドウテアルカト云ヘバ、細
改正法律案外二件ノ委員ニ併セテ付託セラレンコトヲ望
ミマス

〔賛成〕ト呼フ者アリ

○議長(柏谷義三君) 鈴木君ノ動議ニハ御異議ナイト認
メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——次ハ日程第十四、煙
草專賣法中改正法律案ノ第一讀會ヲ開キマス、提出者高
田耘平君

第一讀會

煙草專賣法中改正法律案

第二十條ノ三中「水害」ノ中ニ「病害、旱害、霜害」ヲ加
フ

(高田耘平君登壇)

○高田耘平君 本改正案ハ私が第四十三議會以来年々
主張シテ居ル問題デアリマス、即チ煙草專賣法第二十條ノ
中ニ病害、旱害及霜害ヲ加ヘテ、而シテ罹災補償ノ意味ヲ
完ウセントスルノアリマス、此事柄ハ極テ簡單ナルモノア
リマスル、ケレドモ併ナガラ此罹災補償ノ法ヲ制定シタル趣
意ニ甚シタルコトハ餘リニ此問題ニ付テ多數黨諸君ハ冷
感デアラウト思フノアリマス、或ハ政府與黨ノ立場ドシテ
イテ、政友會ノ諸君ガ非ナラバ、非ナレデ宜シイ、生殺シニ
シテ耕作業者ノ安定ヲ圖リ、此不公平ナル罹災救助法ノ
現狀ヲ打破スルコトガ出來マシタナラバ、私共ハ今日ニ於テ
之ヲ改正スルコトガ相當デアラウト思フノアリマス、實ハ第
四十四議會、四十五議會ニモ本會ニ於テ私ハ此意味ヲ述
べマシテ、委員會ニ移サレマシタガ、何故カ年々委員會が開
云フコトアリマス、是ハ私共全然ナイトハ申サヌ、サリナガ
シキ不公正ナル取扱ト相成ルノアリマス、然ラバ此補償法
ヲ改正シテ、本改正案ノ通り致セバドウテアルカト云ヘバ、細
改正法律案外二件ノ委員ニ併セテ付託セラレンコトヲ望
ミマス

〔賛成〕ト呼フ者アリ

○議長(柏谷義三君) 鈴木君ノ動議ニハ御異議ナイト認
メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——次ハ日程第十四、煙
草專賣法中改正法律案ノ第一讀會ヲ開キマス、提出者高
田耘平君

第一讀會

煙草專賣法中改正法律案

第二十條ノ三中「水害」ノ中ニ「病害、旱害、霜害」ヲ加
フ

(高田耘平君登壇)

○高田耘平君 本改正案ハ私が第四十三議會以来年々
主張シテ居ル問題デアリマス、即チ煙草專賣法第二十條ノ
中ニ病害、旱害及霜害ヲ加ヘテ、而シテ罹災補償ノ意味ヲ
完ウセントスルノアリマス、此事柄ハ極テ簡單ナルモノア
リマスル、ケレドモ併ナガラ此罹災補償ノ法ヲ制定シタル趣
意ニ甚シタルコトハ餘リニ此問題ニ付テ多數黨諸君ハ冷
感デアラウト思フノアリマス、或ハ政府與黨ノ立場ドシテ
イテ、政友會ノ諸君ガ非ナラバ、非ナレデ宜シイ、生殺シニ
シテ耕作業者ノ安定ヲ圖リ、此不公平ナル罹災救助法ノ
現狀ヲ打破スルコトガ出來マシタナラバ、私共ハ今日ニ於テ
之ヲ改正スルコトガ相當デアラウト思フノアリマス、實ハ第
四十四議會、四十五議會ニモ本會ニ於テ私ハ此意味ヲ述
べマシテ、委員會ニ移サレマシタガ、何故カ年々委員會が開
云フコトアリマス、是ハ私共全然ナイトハ申サヌ、サリナガ
シキ不公正ナル取扱ト相成ルノアリマス、然ラバ此補償法
ヲ改正シテ、本改正案ノ通り致セバドウテアルカト云ヘバ、細
改正法律案外二件ノ委員ニ併セテ付託セラレンコトヲ望
ミマス

〔賛成〕ト呼フ者アリ

○議長(柏谷義三君) 鈴木君ノ動議ニハ御異議ナイト認
メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——次ハ日程第十四、煙
草專賣法中改正法律案ノ第一讀會ヲ開キマス、提出者高
田耘平君

第一讀會

煙草專賣法中改正法律案

第二十條ノ三中「水害」ノ中ニ「病害、旱害、霜害」ヲ加
フ

(高田耘平君登壇)

○高田耘平君 本改正案ハ私が第四十三議會以来年々
主張シテ居ル問題デアリマス、即チ煙草專賣法第二十條ノ
中ニ病害、旱害及霜害ヲ加ヘテ、而シテ罹災補償ノ意味ヲ
完ウセントスルノアリマス、此事柄ハ極テ簡單ナルモノア
リマスル、ケレドモ併ナガラ此罹災補償ノ法ヲ制定シタル趣
意ニ甚シタルコトハ餘リニ此問題ニ付テ多數黨諸君ハ冷
感デアラウト思フノアリマス、或ハ政府與黨ノ立場ドシテ
イテ、政友會ノ諸君ガ非ナラバ、非ナレデ宜シイ、生殺シニ
シテ耕作業者ノ安定ヲ圖リ、此不公平ナル罹災救助法ノ
現狀ヲ打破スルコトガ出來マシタナラバ、私共ハ今日ニ於テ
之ヲ改正スルコトガ相當デアラウト思フノアリマス、實ハ第
四十四議會、四十五議會ニモ本會ニ於テ私ハ此意味ヲ述
べマシテ、委員會ニ移サレマシタガ、何故カ年々委員會が開
云フコトアリマス、是ハ私共全然ナイトハ申サヌ、サリナガ
シキ不公正ナル取扱ト相成ルノアリマス、然ラバ此補償法
ヲ改正シテ、本改正案ノ通り致セバドウテアルカト云ヘバ、細
改正法律案外二件ノ委員ニ併セテ付託セラレンコトヲ望
ミマス

〔賛成〕ト呼フ者アリ

○議長(柏谷義三君) 鈴木君ノ動議ニハ御異議ナイト認
メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——次ハ日程第十四、煙
草專賣法中改正法律案ノ第一讀會ヲ開キマス、提出者高
田耘平君

第一讀會

煙草專賣法中改正法律案

第二十條ノ三中「水害」ノ中ニ「病害、旱害、霜害」ヲ加
フ

(高田耘平君登壇)

○高田耘平君 本改正案ハ私が第四十三議會以来年々
主張シテ居ル問題デアリマス、即チ煙草專賣法第二十條ノ
中ニ病害、旱害及霜害ヲ加ヘテ、而シテ罹災補償ノ意味ヲ
完ウセントスルノアリマス、此事柄ハ極テ簡單ナルモノア
リマスル、ケレドモ併ナガラ此罹災補償ノ法ヲ制定シタル趣
意ニ甚シタルコトハ餘リニ此問題ニ付テ多數黨諸君ハ冷
感デアラウト思フノアリマス、或ハ政府與黨ノ立場ドシテ
イテ、政友會ノ諸君ガ非ナラバ、非ナレデ宜シイ、生殺シニ
シテ耕作業者ノ安定ヲ圖リ、此不公平ナル罹災救助法ノ
現狀ヲ打破スルコトガ出來マシタナラバ、私共ハ今日ニ於テ
之ヲ改正スルコトガ相當デアラウト思フノアリマス、實ハ第
四十四議會、四十五議會ニモ本會ニ於テ私ハ此意味ヲ述
べマシテ、委員會ニ移サレマシタガ、何故カ年々委員會が開
云フコトアリマス、是ハ私共全然ナイトハ申サヌ、サリナガ
シキ不公正ナル取扱ト相成ルノアリマス、然ラバ此補償法
ヲ改正シテ、本改正案ノ通り致セバドウテアルカト云ヘバ、細
改正法律案外二件ノ委員ニ併セテ付託セラレンコトヲ望
ミマス

〔賛成〕ト呼フ者アリ

○議長(柏谷義三君) 鈴木君ノ動議ニハ御異議ナイト認
メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——次ハ日程第十四、煙
草專賣法中改正法律案ノ第一讀會ヲ開キマス、提出者高
田耘平君

第一讀會

煙草專賣法中改正法律案

第二十條ノ三中「水害」ノ中ニ「病害、旱害、霜害」ヲ加
フ

(高田耘平君登壇)

○高田耘平君 本改正案ハ私が第四十三議會以来年々
主張シテ居ル問題デアリマス、即チ煙草專賣法第二十條ノ
中ニ病害、旱害及霜害ヲ加ヘテ、而シテ罹災補償ノ意味ヲ
完ウセントスルノアリマス、此事柄ハ極テ簡單ナルモノア
リマスル、ケレドモ併ナガラ此罹災補償ノ法ヲ制定シタル趣
意ニ甚シタルコトハ餘リニ此問題ニ付テ多數黨諸君ハ冷
感デアラウト思フノアリマス、或ハ政府與黨ノ立場ドシテ
イテ、政友會ノ諸君ガ非ナラバ、非ナレデ宜シイ、生殺シニ
シテ耕作業者ノ安定ヲ圖リ、此不公平ナル罹災救助法ノ
現狀ヲ打破スルコトガ出來マシタナラバ、私共ハ今日ニ於テ
之ヲ改正スルコトガ相當デアラウト思フノアリマス、實ハ第
四十四議會、四十五議會ニモ本會ニ於テ私ハ此意味ヲ述
べマシテ、委員會ニ移サレマシタガ、何故カ年々委員會が開
云フコトアリマス、是ハ私共全然ナイトハ申サヌ、サリナガ
シキ不公正ナル取扱ト相成ルノアリマス、然ラバ此補償法
ヲ改正シテ、本改正案ノ通り致セバドウテアルカト云ヘバ、細
改正法律案外二件ノ委員ニ併セテ付託セラレンコトヲ望
ミマス

〔賛成〕ト呼フ者アリ

○議長(柏谷義三君) 鈴木君ノ動議ニハ御異議ナイト認
メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——次ハ日程第十四、煙
草專賣法中改正法律案ノ第一讀會ヲ開キマス、提出者高
田耘平君

第一讀會

煙草專賣法中改正法律案

第二十條ノ三中「水害」ノ中ニ「病害、旱害、霜害」ヲ加
フ

(高田耘平君登壇)

○高田耘平君 本改正案ハ私が第四十三議會以来年々
主張シテ居ル問題デアリマス、即チ煙草專賣法第二十條ノ
中ニ病害、旱害及霜害ヲ加ヘテ、而シテ罹災補償ノ意味ヲ
完ウセントスルノアリマス、此事柄ハ極テ簡單ナルモノア
リマスル、ケレドモ併ナガラ此罹災補償ノ法ヲ制定シタル趣
意ニ甚シタルコトハ餘リニ此問題ニ付テ多數黨諸君ハ冷
感デアラウト思フノアリマス、或ハ政府與黨ノ立場ドシテ
イテ、政友會ノ諸君ガ非ナラバ、非ナレデ宜シイ、生殺シニ
シテ耕作業者ノ安定ヲ圖リ、此不公平ナル罹災救助法ノ
現狀ヲ打破スルコトガ出來マシタナラバ、私共ハ今日ニ於テ
之ヲ改正スルコトガ相當デアラウト思フノアリマス、實ハ第
四十四議會、四十五議會ニモ本會ニ於テ私ハ此意味ヲ述
べマシテ、委員會ニ移サレマシタガ、何故カ年々委員會が開
云フコトアリマス、是ハ私共全然ナイトハ申サヌ、サリナガ
シキ不公正ナル取扱ト相成ルノアリマス、然ラバ此補償法
ヲ改正シテ、本改正案ノ通り致セバドウテアルカト云ヘバ、細
改正法律案外二件ノ委員ニ併セテ付託セラレンコトヲ望
ミマス

〔賛成〕ト呼フ者アリ

○議長(柏谷義三君)

○議長(柏谷義三君) 鈴木君ノ動議ニ御異議ナイト認メ
マス、依テ動議ノ如ク決シマス、日程第十五、家祿賞典祿給
與未濟ニ關スル法律案ノ第一讀會ヲ開キマス、提出者ノ趣
旨説明ヲ許シマス——岩切重雄君

第十五 家祿賞典祿給與未濟ニ關スル法 律案(萩亮君外七名提出)

第一讀會

家祿賞典祿給與未濟ニ關スル法律案

第一條

明治三年九月十日藩制施行以後家祿賞典祿
祿ヲ有シタル者及其ノ家名承繼人ニシテ明治九年第
百八號布告及同年第二百五十二號布告ニ依リ公債證

書ヲ給與スル迄ア間ニ於テ其ノ祿高ニ對スル全部ノ給與

ヲ受ケサル者若ハ相當額ノ給與ニ不足アル者ハ明治三

十年法律第五十號家祿賞典祿處分法及明治三

十二年法律第八十四號家祿賞典祿處分法施行法

給與ス但シ國事ニ關スル犯罪ノ爲家祿賞典祿ヲ沒收

ヲ準用シ祿高整理ノ爲發行スル公債證書ヲ以テ之ヲ

セラレタル者モ亦同シ

第二條 前條ノ給與ヲ受ケムトスル者ハ 本法施行ノ日

ヨリ六箇月以内ニ其ノ理由及證據ヲ具シ地方廳ヲ經

由シテ大藏大臣ニ願出ツヘシ

第三條 前條ノ願出ニ對シ處分ヲ受ケル者其ノ處分

二不服アルトキハ其ノ指令ヲ受取りタル日ヨリ六箇月

以内ニ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第四條 本法施行以前ニ於テ出願又ハ出訴シタル者ハ

本法ニ依ル出願又ハ出訴ト看做ス

附則

(岩切重雄君登壇)

○岩切重雄君 只今議題トナリマシタ 家祿賞典祿給與

未濟ニ關スル法律案ノ提案ノ理由ニ付キマシテ、簡單ニ說

明ヲ申シタイト考ヘルノデアリマス、本案ハ内容ニ於テ可ナ

リ複雜ナル問題デアルト考ヘマス、本案ハ提出者ニ於キマシ

テハ、委員會ニ於テ詳細ナル説明ヲ致シタイト考ヘマス、此

法律案トシテ是非共本案ガ兩院ヲ通過シテ、政府ニ於キマ

ヘマス、本案ハ四十五議會ニ於キマシテ一度建議案トシテ

現レタ案デアルノデアリマス、其後政府ニ於キマシテ、何等本

案ニ付キマシテ實行ノ事ガナカツタノデアリマス、故ニ此度ハ

法律案トシテ是非共本案ガ兩院ヲ通過シテ、政府ニ於キマ

シテモ相當ナ手續ヲ執ラレンコトヲ吾々ハ希望致シテ居ルノデ

アリマス、此案ハ家祿賞典ヲ所有致シマシタル者ニアリマシ

テ、明治三十年ノ法律ニ依テ貰ヒマシタル者ガ、尙ホ其中ニ

於テ殘ラテ居ル者ガアルノデアリマス、即チ未整理ニ屬シテ居

ルモノガアル、ソレハ明治三年ノ藩政施行以後ニ於テ、家祿
賞典祿ヲ持テ居フタ者ニ對シテ明治九年マダノ間ノ分が漏
レテ居ルノデアリマス、是ハ吾々ノ考ヘマス所ニ依シテモ新
ガ相當ナルコトヲシテ戴キタイ、斯ウ云フノガ吾々ノ本案ノ
提出ノ理由デアリマス、是ハ吾々ノ考ヘマス所ニ依シテモ新
シキ日本ヲ建設スル時代ニ於テ、國民ノ犠牲的精神ニ依シテ
此日本ガ洵ニ容易ニ出來上ツタノデアリマス、其心持ニ對シ
テテモ政府ハ相當ナル考慮ヲ拂テ戴クコトハ、私共ハ當然デ
アルト考ヘマス、況ヤ其中ノ一部分ハ既ニ給與サレテ居ルノ
デアリマス、尙ホ殘サレタル人々ニ對シテモ、同等ナ御取扱ヲ
政府ガシテ戴クト云フコトモ、是ハ當然ナ事デアルト私共考
ヘルノデアリマス、故ニ此案ヲ本院ニ於テハ勿論デアリマスル
ガ、兩院ヲ通過致シマシテ、速ニ給與サレ、時代ノ來ルコ
トハ維新當時ニ於ケル人達ニ對シテモ、吾々ハ是非望マシ
キ事デアルト考ヘルノデアリマス、何卒御協賛アランコトヲ望
ミマス

○鈴木鏡藏君 本案ハ高木正年君外二名提出、恩給法
改正ニ關スル建議案外五件ノ委員ニ併セテ付託セラレン
コトヲ望マス

(「贊成」ト呼フ者アリ)

○議長(柏谷義三君) 鈴木君ノ動議ニハ異議ナイト認メ

マス、仍テ動議ノ如ク決シマス、日程第十六、第十七ハ關聯
スル議案デアリマスカラ、一括議題ト爲スニ御異議アリマセ
スカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(柏谷義三君) 御異議ナイト認マス、仍テ日程

第十六、小作保險法案、日程第十七、小作保險特別會計
法案、右兩案ヲ一括議題ト爲シ、其第一讀會ヲ開キマス、

提出者ノ趣旨聲明ヲ許シマス、齋藤宇一郎君

(岩切重雄君登壇)

○岩切重雄君 只今議題トナリマシタ 家祿賞典祿給與

未濟ニ關スル法律案ノ提案ノ理由ニ付キマシテ、簡單ニ說

明ヲ申シタイト考ヘルノデアリマス、本案ハ内容ニ於テ可ナ

リ複雜ナル問題デアルト考ヘマス、本案ハ提出者ニ於キマシ

テハ、委員會ニ於テ詳細ナル説明ヲ致シタイト考ヘマス、此

法律案トシテ是非共本案ガ兩院ヲ通過シテ、政府ニ於キマ

ヘマス、本案ハ四十五議會ニ於キマシテ一度建議案トシテ

現レタ案デアルノデアリマス、其後政府ニ於キマシテ、何等本

案ニ付キマシテ實行ノ事ガナカツタノデアリマス、故ニ此度ハ

法律案トシテ是非共本案ガ兩院ヲ通過シテ、政府ニ於キマ

シテモ相當ナ手續ヲ執ラレンコトヲ吾々ハ希望致シテ居ルノデ

アリマス、此案ハ家祿賞典ヲ所有致シマシタル者ニアリマシ

テ、明治三十年ノ法律ニ依テ貰ヒマシタル者ガ、尙ホ其中ニ

於テ殘ラテ居ル者ガアルノデアリマス、即チ未整理ニ屬シテ居

平年收得量トハ平年收穫量ヨリ小作料ヲ減シタルモ
ノヲ謂フ

第四條 平年收穫量ハ政府之ヲ決定ス

第五條 保險給付及保険料ニ關スル規定ハ勅令ヲ以
テ之ヲ定ム但シ被保險者ノ負擔スベキ保險料ハ平年

收得量ノ百分ノ三ヲ超ユルコトヲ得ス

第六條 小作保險ニ關スル郵便物ハ命令ノ定ム

第七條 小作保險事務ニ關スル郵便物ハ命令ノ定ム
所ニ依リ無料ト爲スコトヲ得

第八條 耕作ノ目的トスル永小作權者及土地ノ質借
入ハ本法ニ依リ被保險者トス

第九條 耕作ノ種類ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
耕作ノ前後ノ權利義務ヲ承繼ス

第十條 被保險者ハ左記各號ノ一二該當スル場合ニ於
テハ其ノ資格ヲ夫フ

一 被保險者カ耕作ノ目的トスル永小作權者及土
地ノ質借入タル資格ヲ失ヒタルトキ

二 被保險者カ引續キ二年間小作料ヲ滯納シ又ハ其
ノ滯納額カ一年分ノ小作料ニ達シタルトキ

三 被保險者カ小作地ヲ著シク荒廢セシメ又ハ其ノ
小作地ニ永久ノ損害ヲ及ホスヘキ行爲ヲ爲シタ

スルトキ

四 被保險者カ其ノ小作地ヲ耕作以外ノ目的ニ使
用シタルトキ

第十一條 小作保險ニ關スル必要ナル事項ハ命令ノ定
ムル所ニ依リ地主ヨリ保險官署ニ届出ヲ爲スコトヲ要
ス

第三章 保險給付

第十二條 被保險者カ其ノ小作地ヲ耕作以外ノ目的ニ使
用シタルトキ

第十三條 保險給付ヲ受クヘキ者二年間其ノ請求ヲ
爲ササルトキハ其ノ請求權ハ時效ニ因リ消滅ス

第十四條 保險給付ノ請求權ハ讓渡又ハ差押ノ目的
タルコトヲ得ス

第十五條 保險給付及一時拂戻トシテ支給スル金額
ヲ標準トシテ租稅其ノ他ノ公課ヲ課スルコトヲ得ス

第五條 平年收穫量トハ平年收穫量ヨリ小作料ヲ減シタルモ
ノヲ謂フ

第六條 保險給付及保険料ニ關スル規定ハ勅令ヲ以
テ之ヲ定ム但シ被保險者ノ負擔スベキ保險料ハ平年

收得量ノ百分ノ三ヲ超ユルコトヲ得ス

第七條 小作保險ニ關スル郵便物ハ命令ノ定ム

所ニ依リ無料ト爲スコトヲ得

第八條 耕作ノ目的トスル永小作權者及土地ノ質借
入ハ本法ニ依リ被保險者トス

第九條 耕作ノ種類ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
耕作ノ前後ノ權利義務ヲ承繼ス

第十條 被保險者ハ左記各號ノ一二該當スル場合ニ於
テハ其ノ資格ヲ夫フ

一 被保險者カ耕作ノ目的トスル永小作權者及土
地ノ質借入タル資格ヲ失ヒタルトキ

二 被保險者カ引續キ二年間小作料ヲ滯納シ又ハ其
ノ滯納額カ一年分ノ小作料ニ達シタルトキ

三 被保險者カ小作地ヲ著シク荒廢セシメ又ハ其ノ
小作地ニ永久ノ損害ヲ及ホスヘキ行爲ヲ爲シタ

スルトキ

第十一條 小作保險ニ關スル必要ナル事項ハ命令ノ定
ムル所ニ依リ地主ヨリ保險官署ニ届出ヲ爲スコトヲ要
ス

第三章 保險給付

第十二條 被保險者カ其ノ小作地ヲ耕作以外ノ目的ニ使
用シタルトキ

第十三條 保險給付ヲ受クヘキ者二年間其ノ請求ヲ
爲ササルトキハ其ノ請求權ハ時效ニ因リ消滅ス

第十四條 保險給付ノ請求權ハ讓渡又ハ差押ノ目的
タルコトヲ得ス

第十六條 保険給付ノ支給期日ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四章 保険料及拂戻

第十七條 保険料ハ國地主及被保險者各其ノ三分ノ負擔ス

第十八條 地主ハ命令ノ定ム所ニ依リ自己ノ負擔スヘキ保険料ト共ニ被保險者ノ負擔スヘキ保険料ノ立替拂ヲ爲スコトヲ得

第十九條 地主及被保險者カ保険料ヲ滯納シタルトキハ市町村ヲシテ國稅徵收ノ例ニ依リ之ヲ徵收セシムルコトヲ得但シ徵收金額ノ百分ノ四ヲ市町村ニ交付スルコトヲ要ス

第二十條 前條ノ徵收金ハ市町村ノ徵收金ニ次キ先取特權ヲ有シ其ノ追徵還付及時效ニ付テハ國稅ノ例ニ依ル

第二十一條 被保險者カ五年以上繼續シテ保険料ノ拂込ヲ爲シ其ノ間保険給付ヲ受ケタルコトナカリシトキハ被保險者ハ掛金ニ相當スル金額ノ拂戻ヲ受クルヲ以テ之ヲ定ム

第二十二條 被保險者カ其ノ小作地ヲ購入シ新ニ自作農トナリ其ノ間保険給付ヲ受ケタルコトナカリシトキハ掛金ニ相當スル金額ノ拂戻ヲ受クルコトヲ得

第二十三條 保険料ノ納付期日ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五章 機關

第二十四條 平年收穫量及保険給付ノ決定其ノ他重要ナル事項ヲ審議セシムル爲小作保險委員會ヲ置ク

第二十五條 小作保險委員會ノ決定ニ不服アルトキハ小作保險審查會ニ審査ヲ請求スルコトヲ得

第二十六條 小作保險委員會・小作保險審查會及小作保險官署ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十七條 小作保險審查會ノ決定ニ不服アルトキハ平年收穫量ニ關シテハ主務大臣ニ訴願シ又ハ行政裁判所ニ出訴シ保険給付ニ關シテハ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得ス

第二十八條 前條ノ訴願及訴訟ハ小作保險審查會ノ決定ヲ受ケタル後一箇月ヲ經過シタルトキハ之ヲ提起

第六章 附則

第二十九條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

小作保險特別會計法案案

一郎君外四名提出) 第一讀會

第一條 小作保險ヲ經營スル爲特別會計ヲ設置シ其ノ歲入ヲ以テ其ノ歲出ニ充ツ

第二條 本會計ニ於テハ地主及被保險者ノ保険料、毎年度豫算ノ定ム所ニ依リ一般會計ヨリ織入ル國庫ノ負擔タルヘキ保険料、積立金ヨリ生スル收入及附屬雜收入ヲ以テ其ノ歲入トシ保険給付トシテ支給セラル一定金額、掛金ニ相當スル割戻金並事業取扱費其ノ他ノ諸費ヲ以テ其ノ歲出トス

第三條 本會計ニ於ケル歲入總額ニ超過スル金額ハ之ヲ積立シヘシ

本會計ノ歲計ニ不足アルトキハ積立金又ハ一般會計ヨリ補足スヘシ

第四條 政府ハ毎年本會計ノ歲入歲出豫算ヲ調製シ

第五條 本會計ノ收入支出及積立金ノ運用ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(齊藤字一郎君登壇)

○齊藤字一郎君 只今上程致シマシタ小作保險法案ハ、地主對小作關係ノ緩和ノ一ツノ方法トシテ必要デアルトスレバ只今ハ五年ニ一遍、斯ウ云フコトニアリマスノデ、是ハ私ハ考ヘマシタ爲ニ提案ヲ致シタノデアリマス、御承知ノ通り下農村問題ト云ヨリモ寧ロ社會ト重大問題、國家ノ重大問題トシテ官民共ニ心配ヲ致シテ居リマス小作爭議ノ如キ、是ハ申ス迄モナク諸君モ色々御心配ニナズテ御研究ニナズテ居ルコトデアリマスガ、此爭議ノ原因タルヤ色々ノ事情モアリマセウケレドモ、第一農業ノ收益ノ分配、又小作權ノ安定ヲ缺イテ居ルト云コトノ如キ、其主ナル事デアラウト思フノデアリマス、是等ノ問題ヲ解決セんガ爲ニ、或ハ近ク小作法ト云フモノ、制定ヲ見ルコトニナルグラウト思ヒマスケレドモ、小作法ハ何時是ハ出來マスク、又出來テ見マシタ三万石位シカナインデアリマシテ、之ヲ小作地ノ面積ニ對シテ割當テ、見マスト云フト、一反歩ニ付テ僅ニ一升四合ニシカ當テ居ナイノデアリマス、此二升四五合ツ、毎年々積立テ、置キマスレバ、此凶作ヲ保障シテ小作者ノ收得分量ヲ安定ニ致シマシテ、隨テ地主ノ收得モ安定スル譯デアリマシテ、コニ農業ノ或ル程度ノ利益ヲ保障スルコトニナルノデアリマス、若シ斯ウ云フコトヲ致サンケレバ、前ニ申シマシタアリマス、是ハ地主ト小作人ノ權利義務ノ事ヲ主トシテ規定スルコトニナラズ、前ニ米穀法ノ改正案ノ場合ニ申シマシタアリマス、由來農業ハ非常ニ利益ガ少ナシ、又非常ニムシカシイ困難ナ仕事デアルト云フコトハ、敢テ多クノ辯明ヲ要シナインデアリマスガ、其收益ノ少イニミナラズ、此收益ガ頗ル不安定ナノデアリマシテ、是ガ又農業經濟ノ最苦痛トスル所デアリマス、私ハ此收益ガ少クテ、而シテ不安定デアルトナイン、此缺陥ヲ補チヤラナレバ、國民ノ多數ヲ占メテ居

テ居リマス、現ニ昨年ハ貴族院ニ起ハリマシテ、貴族院ハ修
正ヲシテ可決シテ居リマス、然ルニ遂ニ兩院ノ協議會ヲ經ハ
セ

省略シテ委員長報告ノ通り、即チ委員會修正議決ノ通^サ
可決確定アランコトヲ望ミマス

委員會ニ於キマシテ慎重調査致シタ結果、御廻シ致シタル如ク一ツノ修正ヲ致シマシタ、修正ハ、第一條ヲ「雇傭契約

○議長(柏谷義三君) 鈴木君ノ動議ニハ御異議ナシト認
メマス、仍テ直ニ本案ノ第二讀會ヲ開キ、議案全部ヲ議題ト
改シマス

身元保證ニ關スル法律案

第一二讀會（確定議）

○議長・糸谷義三君別二術異議アリマセスカラ第三讀會ヲ省略シテ委員長報告ノ通り可決確定致シマシタ——日程第十九借地借家調停法中改正法律案ノ第一讀會ノ續ヲ開キマス——委員長ノ報告ヲ求メマス——北井波治目君

法中改正法律案
第一讀會ノ續(委員長報告)

第十九

一、借地借家調停法中改正法律案（横山勝太郎君外二名提出）

候也

十二年三月一日

衆議院議長柏谷義三殿

一一二

○北井波治目君 借家借地調停法案ノ委員會ノ經過及
結果ヲ報告致シマス、是ハ御承知ノ如ク辯護士ガ調停ニ關

シマシテ裁判所へ出ルニ付テハ、裁判所ノ許可ナクシテ出來ルト云フヤウニ改正スル法禁テアリマス、現在ノ法律ハ辯護

士ハ許可ヲ得ナケレバ出來ナシ、斯ニ云フヤウナコトニナッテ居リマス、其運賃、要くレニ七百吉郎皆地、岡亭奉年三才テ

關與ヲサセヌト云趣旨ニガニ居ル、然ルニ此改正案ノ趣意ハ、ソレハサウデハアルケレドモ、地所ヲ持ニテ居ル者ヤ、或

ハ家ヲ持テ居ル者ハ、多クハ富豪アル、決シテ地所や家屋ノ
管理ヲ自ラヤルモノデハナイ、多クハ差配若クハ番頭ニ委シ

テ居ルノデ、本人ヲ喚出シテモ中と出テ來ルモノデモナシ、又
本人ニハ分ルモノデモナイ、苟モ裁判所ニ一ノ事案ガ起ルト

キニ於テハ、必ズヤ法律問題ニ關シテ居ルカラ、辨護士ガ之ニ關與シテ居ル、然レニ其關與シテ居レ譯篠士グ哉判所ニ

○鈴木錠藏君 直ニ本案ノ第二讀會ヲ開キ、第三讀會ヲ

借地借家調停法中改正法律案

第二讀會（確定議

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ
（幻の第三回）トニ即ニ

第三讀會ヲ省略シテ委員長報告ノ通り可決確定致シタルコトヲ宣告
タ、日程第二十、社寺現境内地無償下付ニ關スル法律案
ノ第一讀會ノ續ヲ開キマス、理事上塙司君

第二十 社寺現境内地無償下付ニ關スル

法律案（鶴澤總明君外二名提出）
第一讀會ノ續（委員長）

報告書

一社寺現境内地無償下付ニ關スル法律案（鶴澤總明君外二名提出）
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告

候也

大正十二年二月二十三日

社寺現境内地無償下付ニ關スル法律案委員長

渡邊 祐策

衆議院議長柏谷義三殿

〔上塙司君登壇〕

○上塙司君 委員長ニ代リマシテ、委員會ノ經過並ニ結
果ヲ御報告致シマス、本案ハ主トシテ上地處分ニ依リマシ
テ國有ニ編入致サレマシタル社寺現境内地ヲ再び當該社
寺ニ返付フ願ヒタイト云フ案デアリマス、之ニ就キマシテハ
既ニ明治四十四年第二十七議會以來、全國ノ各宗派十
三宗、五十八派人々ガ熱烈ナル望モ爲シ來タモノニア
リマス、爾來議會ヲ重ネマスルコト十有九回、其間ニ於キマシ
テ我が衆議院ニ於キマシテハ、法律案トシテ通過致シマスル
コト前後五回、建議案トシテ通過致シマスルコト前後一回、

大正五年ニ於キマシテハ、衆議院ヲ通過致シマシタル法律
案ガ、貴族院ニ送付致サレマシテ、其特別委員會ニ付議致
サレマスルヤ、時ノ委員長ニアリマシタル松平直之伯が政府
ト委員會トノ間ニ盡力斡旋セラレマシタル結果、政府ハ次
ノ議會以前ニ於キマシテ、上地山林並ニ此現境内地ノ處
分ヲ爲スベキコトヲ公約致シタモノニアリマス、然ルニ此上
地山林ニ付キマシテハ其後解決ヲ見クノアリマスルガ、現
境内地ニ付キマシテハ遅ニ解決ヲ見ズシテ今日ニ至テ居ル
ノアリマス、斯様ニ致シマシテ此問題ハ衆議院ニ於キマシテ
モ、貴族院ニ於キマシテモ、又政府部内ニ於キマシテモ、普ク
周知致サレテ居ル問題ニアリマス、委員會ニ於キマシテハ
議論キマスルコト前後四回、其都度政府委員ノ出席ヲ求
メマシテ、慎重審議ヲ重ねタノアリマス、委員中ヨリハ宮古
君、舞田君、野田君等ヨリ種々ノ質問が發セラレタノアリ
マス、之ニ對シマシテ政府當局ヨリ政府ノ意見トシテ答辨セ
ラレマシケル所ヲ、極テ簡単ニ一括シテ申シマスレバ、先ツ大

藏當局ノ意見ト致シマシテハ、西野大藏次官ノ答辨ニ依リ
マスルト、大藏省トシテハ此提案ノ趣旨ハ尤アルト思フ、
併ナガラ此社寺現境内地ニ付キマシテハ、曩ニ國有財產調査
會ニ付議シテ、其審議ノ結果ハ之ニ國有トシテ置ク方ガ安
全デアルト云フコトヲ決定致シテ、昨年國有財產法案ノ決
定致サル、ニ際シテ、左様ニ規定致シタ許リアルカラ、昨
年之ヲ國有ニ決定シテ、今年之ヲ廢止スルト云フカ如キハ
餘リニ朝令暮改ノ甚シキモノアル、殊ニ本案ノ實施以來
未ダ年月ヲ經テ居ナイノデアルカラ、其趣旨ハ尤アルト思
フケレドモ、先ソ本國有財產法ノ結果如何ヲ見テ、是ガ解決
ヲスルコトガ至當アラウト云フコトアリマス、內務省ノ意見ヲ尋ねマスルト、内務省ノ意見トシテ山田神社
局長ノ御答辯ニ依リマスレバ、内務省ト致シマシテハ、極ク
關係ガ薄イ贊成モシナイ、又反対モシナイ、ドチラモ宜イト
云フヤウナ程度デアルト云フ御答辯アリマシタ、ソレカラ文
部省ノ意見トシテ赤司文部次官ノ御答辯ニ依リマスルト、
大體ニ於キマシテ大藏次官ノ御答辯ト同一ニアリマシタ、
唯、文部省ト致シマシテハ、先ソ宗教法案ノ制定ヲ急務ト
思フ、之ニ依テ社寺ノ財產ノ保護法ト云フモノが明ニ決定
致シマシタナラバ、其時ニ於テ此境内地ノ處分ヲ解決スルコ
トガ最モ適當アラウト云フ意味ノ御答辯アリマス、内務省
マス、斯様ニ致シマシテ委員會ハ討議ニ移リマシタ、其結果
委員會ニ於キマシテハ、滿場一致ヲ以チマシテ、原案通り可
決確定致シタノアリマス、此段御報告申上ダマス

○議長（柏谷義三君） 本案ニ對シマシテ賛成ノ通告ガア
リマス——野田文一郎君

〔居リマセヌ下呼フ者アリ〕

○議長（柏谷義三君） 取消サレタサウデス——本案ノ第二
讀會ヲ開クニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長（柏谷義三君） 御異議ナイト認メマス、仍テ第二
讀會ヲ開クコトニ決シマシタ

〔贊成下呼フ者アリ〕

○鈴木錠藏君 直ニ本案ノ第一讀會ヲ開キ、第二讀會ヲ
省略シテ、委員長報告ノ通り可決確定アランコトヲ望ミマス

○議長（柏谷義三君） 鈴木君ノ動議ニハ御異議ナイト認
メマス仍テ直ニ第一讀會ヲ開キ、議案全部ヲ議題ト致シマ
ス

社寺現境内地無償下付ニ關スル法律案

第二讀會（確定議）

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長（柏谷義三君） 御異議ガアリマセヌカラ、第三讀會

ヲ省略シテ、委員長報告ノ通り可決確定シタルコトヲ宣告
致シマス、——日程第二十一民事訴訟法中改正法律案第
一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長ノ報告ヲ求メマス——北井
波治目君

第二十一 民事訴訟法中改正法律案（大

第一讀會ノ續（委員長）

報告書

一民事訴訟法中改正法律案（大道寺慶男君提出）

右ハ本院ニ於テ別紙ノ通修正スヘキモノト議決致候此
段及報告候也

大正十二年三月一日

民事訴訟法中改正法律案委員長

北井波治目君

衆議院議長柏谷義三殿

〔小字及ハ委員會修正〕

民事訴訟法中左ノ通改正ス

第三百十五條第二項ヲ左ノ如ク改ム

〔ヲ得〕

當事者ハ裁判長ノ許可ヲ受ケ證人ニ問ヲ發スルコト

〔ヲ得〕

第一百三條中「裁判長若クハ陪席判事ニ」「裁判長、陪席判事若

クハ訴訟代理人タル辯護士ニ改ム

第三百十五條第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

〔ヲ得〕

訴訟代理人タル辯護士ハ裁判長ノ許可ヲ受ケ證人ニ問ヲ發

スルコトヲ得

〔北井波治目君登壇〕

○北井波治目君 民事訴訟法中改正法律案ノ委員會ノ
經過結果ヲ報告致シマス、此改正ノ趣旨ハ現在ノ訴訟法

ニ依リマスト、當事者即チ原告又ハ被告ガ證人ニ問ヲ發ス

ル時分ニハ、裁判長ヲ經テスルコトニナシテ居リマス、直接ニ

問ヲ發スルコトハ許シテナインデアリマス、此法律ハ之ヲ直

接ニ問ヲ發スルコトノ出來ルヤウニ改正スル趣意ニアリマ

ス、簡單ナ法律アリマスガ、我ガ民事訴訟法ノ手續カラ言

フ、是ハ可ナリ重要ナ改正案アリマス、今迄ヨリハ證人

訊問ニ付テハ、一大變革ヲ與ヘルモノニアリマス、委員會ニ

人タル辯護士が問ヲ發スルト云フコトニ改正スルナラバ、

異議ガ無カラウト云フ如キ政府委員ノ説明ガアリマシタ、明

カナル贊成デハアリマセヌガ、先ソサウ云フ風ニ修正シタス、

レマシケル所ヲ、極テ簡単ニ一括シテ申シマスレバ、先ツ大

アル、此事ヲ併セテ申上ゲテ置キマス、ソレデ結局斯ノ如ク各派一致デ出タ本案ハ殆ド毎年同一ノ事ヲ決議シテ、委員會ハ國民ノ輿論ヲ容レテ居ルコトデアリマスカラ、本會ニ於カレマシテモ滿場一致可決確定セラレントコトヲ希望スル、尙ホ私ハ本案ニ一言加ヘテ置キマス、政府ニ於キマシテ驚ト御考ニナルノガ當然デアリマスガ、貴族院ニ於キマシテモ、賢明ナル諸公ハ、衆議院ガ斯ノ如ク熱誠ナル國民ノ輿望ヲ容レテ可決確定シタルモノハ、必ズ貴族院ニ於テ可決確定セラレテ可決確定シタルコトヲ之ヲ大ニ諒トセラレ、本案ハ可決確定セラレントコトヲ切ニ希望スル、御案内ノ通り憲法政治ノ模範國デアリ、代議政體ノ先輩デアリマス英國ニ於キマシテハ、下院ヲ通過スレバ、上院ハ必ズコレヲ通過スルト云フ憲法上ノ慣習ガアルコトヲ承テ居リマス、必ズ賢明ナル貴族院諸公ハ、本案ノ如キ各派一致シテ國民ノ輿望ヲ容レテ可決確定シタルモノハ、必ズ貴族院ニ於テ可決確定セラル、コトヲ希望シテ已マスノデアリマス(拍手)。

○副議長(松田源治君) 本案ニ付キマシテ委員長ノ報告ニ賛成ガアリマス之ヲ許シマス、山邊常重君

(「山邊常重君登壇」)

○山邊常重君 諸君、只今議題ニナリマシタ國有土地森林原野下戻ニ關スル法律案是ハ非常ニ重要ナル問題デアリマシテ、是ハ第十八回議會以來第三十一回ノ議會ニ至ルマテ、多數ノ請願者ガアリマシテ、明治三十三年六月三十日之ガ法律トナシテ現ハレタケレドモ、其下戻ノ期間ガ僅ニ一年ト二箇月デアリマシタ爲ニ、或ハ下戻ヲ出願スル人々、證據ノ蒐集其他ノ爲ニ時日ヲ費シマシテ、殆ド其中ヲ約二割位シタル目的ヲ達スルヨコトガ出來ナカタノデアリマス、元來此國有土地森林原野ハ、地租改正ノ際ニ誤テ官有地ニ編入シタ土地デアリマスルカラ、一ツノ法律ヲ設ケテ、之ヲ元ノ所有者ニ返スト云フコトハ當然ノ事デアリマス、殊ニ私ノ長野縣ノ如キハ有名ナ山國デアリマス、殆ド全面積ノ八割八歩ハ山林デアリマス、其中國有林及御料林ガ約七割以上ヲ占メテ居リマス、サウ云フ状態デアリマスカラ、丁度今日山國ニ居リマスケレドモ、一番高い薪炭ヲ使テ居リマス、炭ガ一圓ニ今二貢目、ソレカラ水ノ滴タルヤウナ生薪ガ一圓ニ十七貫、山國ニ居テ薪炭ニ苦シ居ル、恰度航海中飲料水ニ苦シムト同一ノ結果ヲ來シテ居ルノデアリマス、サウ云フ譯デアリマセヌデシタケレドモ、政府ガ同意ヲシナイト云フノヲ得テ、是非共一ツノ法律案トシテ、今期ノ議會ニハ通過ヲシタ通り、山間僻地ニ參リマシテ、殆ド自分ノ庭先カラ山ガアツマスクレドモ、其多くハ國有林、若クハ御料地ニナシテ居

第二十三 所得稅法中改正法律案（金光

野下辰ニ關スル法律案

○山邊常重君 諸君、只今議題ニナリマシタ國有土地森林原野下戻ニ關スル法律案、是ハ非常ニ重要ナル問題デアリマシテ、是ハ第十八回議會以來第三十一回ノ議會ニ至ルマテ、多數ノ請願者ガアリマシテ、明治三十三年六月三十日之ガ法律トナツテ現ハレタケレドモ、其下戻ノ期間ガ僅ニ一年ト二箇月デアリマシタ爲ニ、或ハ下戻ヲ出願スル人ガ、證據ノ蒐集其他ノ爲ニ時日ヲ費シマシテ、殆ド其中ヲ約二割位シカ目的ヲ達スルコトガ出來ナカタノデアリマス、元來此國有土地森林原野ハ、地租改正ノ際ニ誤テ官有地ニ編入シタ土地デアリマスルカラ、一ツノ法律ヲ説ケテ、之ヲ元ノ所有者ニ返スト云フコトハ當然ノ事デアリマス、朱ニ私ノ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○副議長（松田源治君） 異議ナケレバ 第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告通り可決確定シタルコトヲ宣告致シマス、日程第二十三、所得稅法中改正法律案ノ第一讀會ノ續ヲ開キマス

第一讀會（確定議）

第二十三 所得稅法中改正法律案（金光庸夫君外二名提出）

第一讀會ノ續（委員長報告）

長野縣ノ如キハ有名ナ山國デアリマス、殆ド全面積ノ八割八歩ハ山林デアリマス、其中國有林及御料林ガ約七割以上ヲ占メテ居リマス、サウニフ状態デマリマスカラ、丁度今日山園ニ居リマスケレドモ、一番高イ薪炭ヲ使テ居リマス、炭

報告書
一所得稅法中改正法律案(金光庸夫君外二名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告
候也

ガ一圓ニ今ニ貢目、ソレカラ水ノ滴タルヤウナ生薪ガ一圓ニ

大正十二年三月三日

十七貫、山國三居ヲテ薪炭ニ苦シニ居ル、恰度航海中飲料

所得稅法中改正法律案委員長

水ニ苦シムリ同一ノ結果テ來シテ居ルノテアリマス。サウ云
フ譯デアリマスカラ、ドウシテモ此法案ハ蘭易一致ノ御贊成

衆議院議長柏谷義三殿
山本悌一郎

ヲ得テ、是非共一ツノ法律案トシテ、今期ノ議會ニハ通過ヲ

○副議長(松田源治君) 委員長山本悌一郎君差支三

希望スルノデアリマス、私ハ何モ此處ニ登テ演説ヲスル必
要ハアリズ、ノウニ、三枚手ノ間事ハニシテ、

付、理事堀切善兵衛君ノ報告ヲ求メマス

要ハアリマセヌテ江戸タレニモ、政府が同意シナイト云アノヲ私ハ甚ダ遺憾ニ思フノデアリマス、殊ニ委員長モ申サレマ

〔堺切善兵衛君登壇〕

シタ通り、山間僻地ニ參リマシテ、殆ド自分ノ庭先カラ山ガ

件ニ關スル委員會ニ付託ニナリマシタ法案デアリマス、本案

アリマスケレドモ、其多クハ國有林、若クハ御料地ニナツテ居

ノ内容ハ極ク簡単デアリマシテ、所得稅ヲ賦課スル場合ニ

卷之三

大正十二年三月六日

衆議院議事速記錄第二十五號

國有土地森林原野下戻ニ關スル法
法律案 第一稿會ノ稿 第二稿會

三

生命保険ノ掛金ハ所得中ヨリ之ヲ控除スヘシト云フ趣意
デアリマス、本案ニ對シマシテハ政府ヨリ質問ガアリマシテ、
提出者金光君ヨリ之ニ對スル御答辯ガアリマシタ、格別討
論ハアリマセヌデシタ、唯ニ政府カ之ニ對シテ如何ニ考ヘテ
居ルカト云フコトヲ委員ノ一人ヨリ質問致シマシタル所、政
府ハ主意ニ於テハ敢テ反對致ス譯デアリマスノハ「三」ノ間述ヒ
只今ノ所直ニ此案ニ賛成スル譯ニモ參ラヌト云フ答辯デア
リマス、採決ノ結果、多數ヲ以テ委員會ハ可決政シマシタ、
此段御報告申上ダマス——ソレカラ此案ハ「所得稅法」中左
ノ通り改正ス第十六條ノ一トアリマスノハ「三」ノ間述ヒ
ダツタサウデアリマス、提出者ヨリ其訂正ノ旨申出カアリマシ
タ

○作間耕逸君 本員ハ簡單デアリマスカラ議席カラ發言
スルコトヲ御許ヲ願ヒマス

○副議長(松田源治君) 許可致シマス

○作間耕逸君 本案ノ目的ハ、必シモ不可ナリトハ致シマ
セヌノデアリマスルガ、本案自體ノ趣旨ガ甚ダ明確ヲ缺イテ
居リマスルノミナラズ、所得稅法ヲ斯ノ如ク改正セラレル以
上ハ、ソレト共ニ畫一的ニ他ノ法令トノ關係ニ於テモ整理
ヲ必要トスル部分が極メテ多イノデアリマス、且ツ元來斯ノ
如キ改正ハ、之ヲ部分的ニ行ハズシテ、他日必ズ行ハベキ、
又行ハレナケレバナラヌ稅制整理ノ場合ニ、一樣ニ押シナベ
テ此改正ヲモ企テラル、コトヲ適當ト認ノマスルカテ、今日
ニ於キマシテ、直ニ本案ニ同意ヲ致シ兼ネル次第デアリマス、
依テ反対ヲ表明致シマス

○副議長(松田源治君) 本案ノ第二讀會ヲ開クニ異議
アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○副議長(松田源治君) 異議ナシト認メマス、仍テ第二
讀會ヲ開クコトニ決シマシタ

○鈴木綱藏君 直ニ本案ノ第二讀會ヲ開キ、第三讀會ヲ
省略シテ、委員長報告ノ通り可決確定セラレンコトヲ望ム
マス

○副議長(松田源治君) 鈴木君ノ動議ニ異議アリマセヌ
カ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○副議長(松田源治君) 異議ナケレバ本案ノ第二讀會ヲ
開キ、議案全部ヲ議題ニ致シマス

所得稅法中改正法律案 第二讀會

第二十五

土山三田間鐵道敷設ニ關スル建議案
建議案（多木久米次郎君外三
名提出）

土山三田間鐵道敷設ニ關スル建議案

神戸以西山陽本線ト阪鶴線三田篠山方面トノ交通ハ

現今神崎驛ヲ經由スルモ甚シキ迂回ナルヲ以テ政府ハ

山陽線土山駅ヨリ三木ヲ經テ阪鶴線三田駅ニ至ル線

路ヲ新設シ其ノ捷徑タラシムルト同時ニ物資豐饒ナル東

播地方ノ開發ニ資セラレムコトヲ望ム

右建議ス

〔多木久米次郎君登壇〕

○多木久米次郎君 簡單ニ一寸説明ヲサセテ戴キマス、

本案ハ山陽線ノ土山カラ阪鶴線ノ三田ニ鐵道ヲ架ケテ貰

上タイト云フ希望ノ建議案アリマス（分りマシタ）ト呼ブ

者アリ此間ハ僅ニ二十五哩ニアリマスルケレドモ、殊ニ平

坦ナ地ニアリマシテ、山嶽モナク、隧道モナク、建設費モ少ナ

イ、河川モナケレバ、架橋ノ必要モアリマセヌ、ソレデ費用モ

甚ダ少ナク建設セラル、ト云フコトハ、申ス迄モナイ次第アリ

アリマス、御承知ノ通り、當時九州、四國、中國カラ丹波、丹

後舞鶴方面ニ往來シマスル者ハ、多クハ神崎驛若クハ大阪

ヲ經テ通行致シテ居リマスガ、左様致シマスルト、此線ニ依

テ往復六十幾哩ヲ短縮スルコトヲ得ル所ノ大變ナ利益ノ

線アリマス、殊ニ阪鶴線ハ御承知ノ通りニ隨分無理ナ工

事ヲヤク爲ニ、株主モ非常ナル損ヲ致シマシテ、矢張今日ニ

於テモ工事ノ最初ニ無理アッタ爲ニ故障ガ起ルノニナラ

ズ、又隧道モ非常ニ多クシテ、往來ノ人モ甚ダ不便ヲ感ズル

次第アリマス、其間ノ往復ノ人員ガ百幾十万、一箇年ニ

通ルノデアリマス、隨テ貨物モ幾十萬噸ニ上ル次第アリ

マシテ、此線路ガ鐵道網ニ這入ラシングコトハ、誠ニ國家ノ

爲ニ遺憾アリマス、幸ニシテ此土山迄ハ短い線アリマス

ケレドモ、港灣カラ聯絡シテ居ル次第モアリマシ、即チ南

北貫通ノ上ニ非常ナル近道ヲ得ル所ノ有益子線アリマス

カラ、ドウカ御賛成ヲ願ヒマス（拍手）

○鈴木綱藏君 本案ハ矢野丑乙君外三名提出八幅演

中村間鐵道速成ニ關スル建議案ノ委員ニ併セ付託セラ

レントヲ望ミマス

○副議長（松田源治君） 鈴木君ノ動議ニ御異議ハアリマ

セヌカ

〔異議ナシ〕〔異議ナシト呼ブ者アリ〕

○副議長（松田源治君） 異議ナイト認メマス仍テ動議ノ

宮殿號外 大正十二年三月六日 案議院議事録第二十五號

如ク決シマス——日程第二十六、第六回内國勸業博覽會開催二
開催ニ關スル建議案ヲ議題ト致シマス 提出者ノ起旨辨明
ヲ許ジマス、加藤重三郎君ノ差支アリマスカラ、下出民義
君……

（外九名提出）

第二十六

第六回内國勸業博覽會開催ニ關スル建議案

第六回内國勸業博覽會開催ニ關スル建議案

政府ハ第六回内國勸業博覽會ヲ適賞ノ時期ニ於テ名

古屋市又ハ其ノ附近ニ開催スヘク計畫セラレムコトヲ望

ム

右建議ス

〔松田副議長議長席ヲ退キ柏谷議長復席〕

○下出民義君 簡單アリマスカラ此席デ申上グマス、此

案ハ第四十五議會ニ上程致シマシテ委員付託トナリ、委員

會ニ於キマシテハ、滿場一致ヲ以テ可決サレタモノアリマ

スガ、會期切迫ノ爲メ本會ニ於テ決定ニ至ラズシテ終ダモ

ノデアリマス、是迄内國勸業博覽會ト云フモノハ五回開カ

レテ居リマスルガ、其中三回ハ東京ニ於テ開カレ、一回ハ京

都、一回ハ大阪ニ於テ開カレタノアリマス、日本ノ六大阪

市、即チ東京、京都、大阪、神戶、横濱、名古屋、此六大阪

市ニ於キマシテ、既ニ東京、大阪、京都ニ於テハ開カレテ居リ

マスルガ、残ル所ハ名古屋、横濱、神戶ノ三都市アリマス、

其中ニ於キマシテモ、横濱ハ東京ニ於テ開カレテ居ル、殆ド

其區域ノ中トナラテ、種々ナ催ガ行ハレテ居リマス、尙ホ神戶

ハ京都、大阪ニ於キマシテ開カレタ時ニ、既ニ水產ノ如キモ

ノハ神戶ニ設ケラレテ、其區域ニ這入テ居リマスガ、獨リ名

古屋ハ未ダ此内國勸業博覽會ト云フモノニハ、一度モ其區

域ニモ這入ラス、其催モ無イノアリマス、今日ノ名古屋ハ

如何ト申シマスルノニ、名古屋市ハ現在ニ於キマシテハ既ニ

人口六十万ヲ有シ、工業ノ發達シテ居ルコトハ、遙ニ京都

上ニ居リマス、現在名古屋ノステーションハ大規模ノ改築

ニ從事致シマシテ、今工事中アリマス、尙ホ名古屋港ノ

第三期ノ擴張ハ、今工事中アリマス、名古屋市ノ附近ハ、

尾張ノ平野ヲ控ヘマシテ、本會ニ近い爲ニ此工業ノ原動力

タル電氣ニ非常ニ豐富アリマシテ、將來名古屋市ハ一

大工業都市トナルベキ運命ヲ持テ居リマス、此名古屋市ニ

次第アリマス（拍手）

〔異議ナシト呼ブ者アリ〕

○議長（柏谷義三君） 御異議ナイト認メマス、仍テ日程ヲ

變更シテ之ヲ許シマスニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼ブ者アリ〕

○議長（柏谷義三君） 御異議ナシト呼ブ者アリ

〔異議ナシト呼ブ者アリ〕

○議長（柏谷義三君） 鈴木君ノ動議ニハ御異議アリマセ

ヌカ

〔異議ナシト呼ブ者アリ〕

○議長（柏谷義三君） 御異議ナシト呼ブ者アリ

〔異議ナシト呼ブ者アリ〕

○議長（柏谷義三君） 本案ハ議長指名ヲ以テ九名ノ委員ニ付

託セラレントヲ望ミマス

○議長（柏谷義三君） 鈴木君ノ動議ニハ御異議アリマセ

ヌカ

〔異議ナシト呼ブ者アリ〕

○議長（柏谷義三君） 御異議ナシト呼ブ者アリ

〔異議ナシト呼ブ者アリ〕

○議長（柏谷義三君） 本案ハ議長指名ヲ以テ九名ノ委員ニ付

託セラレントヲ望ミマス

○議長（柏谷義三君） 本案ハ議長指名ヲ以テ九名ノ委員ニ付

託セラレントヲ望ミマス

〔異議ナシト呼ブ者アリ〕

聽者其他市民多數本集ノ模様ニ付講事堂ノ開催取締ノ
長及新榮町警察署長ニ宛テマシテ「來ル二十六日本市會
開會ノ處當日ハ本市各區役所ニ於ケル分所廢止ニ關スル
爲メ正服警官ヲ狀況ニ適ジ適當ニ御派遣相成度及御依
頼候也」同日附ヲ以チマシテ、名古屋市長モ愛知縣警察部
内外雜務ヲ極メ爲メニ出入ヲ阻害スルノ狀況ヲ惹起致候
裁モ難計候間隙メ警察官御派遣相當御取締及御警戒
方可可御高配相煩度此段特ニ及御依頼候也」此手續ノ
外ニ川崎市長ハ警察部長ニ面會致シマシタ際ニ、文書ヲ以
テ相當ナル警戒・御依頼ヲ致シテアリガ、同日ハドワカ制服
ノ警官ヲ相當派遣シテ貰ヒタイト云フコトノ依頼ヲ致シタ
ノデアリマス、ソレカラ市會ノ書記長ハ自カラ警察署ニ參リ
マシテ、此文書ノ外ニ矢張制服ノ警官ノ出張ヲ願ヒタイト
云フ事柄ヲ懇々依頼シタ云フ事實ニナシテ居リマス、斯ノ
當日市役所側ニ於キマシテハ、講事堂ノ鐵ノ正門ヲ閉鎖致シ
如キ手續ニ依テ當日市會が開カレントスルヤ、午前ノ九時頃
カラ續々人民ガ市會議事堂ノ附近ニ押寄セタノニアリマ
ス、茲ニ一ツ豫メ諸君ニ訴ヘテ置キタイト思ヒマスル事柄ハ、
鎖スルトハ何事アルカト云フコトアツノニアリマスガ、何
ガ故ニ市會ノ正門ヲ閉鎖致シタカト、申シマスト、市當局ノ
語ル所ニ依リマスレバ、從來ハ制限ナク市民ノ傍聴ヲ許シテ
ガ市當局ニ嚴談ヲ申込ミマシタ、市民ガ、出入スル正門ヲ閉
鎖スルトハ何事アルカト云フヤウナコトガアツテハ、折角傍聴券ヲ
持テ居リマスル傍聴人ガ非常ニ迷惑ヲ致シマスルノニナラ
ズ、傍聴人規則ヲ改正致シマシタ趣旨カラ申シマシテモ、甚
テ體クナラハ、傍聴券ヲ所持セザル無數ノ群衆ガ先づ傍聴
居テナシアルガ、今回傍聴人規則ヲ改正致シマシテ、一人
ノ鑑賞ダ三人以上ノ傍聴者ヲ紹介スルコトガ出來ナイト云
フコトノ規定ヲ定メマシテ、是ガ爲ニ從來ノ通りニ放任致シ
テ體クナラハ、傍聴券ヲ所持セザル無數ノ群衆ガ先づ傍聴
席ヲ占領スルト云フヤウナコトガアツテハ、折角傍聴券ヲ
持テ居リマスル傍聴人ガ非常ニ迷惑ヲ致シマスルノニナラ
ズ、傍聴人規則ヲ改正致シマシタ趣旨カラ申シマシテモ、甚
テ體クナイト云フ關係カラ、其整理ノ目的ノ爲ニ市會ノ
正門ヲ閉ダタト云フ辨明アリマス、斯ノ如キ狀態アリマ
スルガ、併ナガラ免ニ角市會ノ正門ヲ閉ダルト云フ事柄ハ、
民衆ノ側ニ於テ要求ヲ致シマス通り、多少穩當ヲ缺クノ嫌
群衆ガ、如何ナル理由アリマスカ、之ニ反對ヲ致シマシテ、
ガアリマスルカラ、ソレデハ直ニ開放ヲ致シマスト云フコトニ
ナリマシテ、越カ市ノ祕書課長ト思ヒマスガ、市長ノ命令ニ
スルガ、併ナガラ免ニ角市會ノ正門ヲ閉ダルト云フ事柄ハ、
依テ門ヲ閉クベク參リマシタ所ガ、其所ニ居リマスル多數ノ
群衆ガ、如何ナル理由アリマスカ、之ニ反對ヲ致シマシテ、
ク現場ニ參リマシタ吏員ニ對シテ鐵拳ヲ加ヘタト云フコト
ア、其吏員ハ已ム得ズ引返シタノニアリマス、時間ノ點ハ多

少明確ヲ缺キマスルガ、此點ニ關シテ申上ゲテ置キタイノハ、
杉山高等課長ガ其當時市長ニ面會ヲ致シマシテ、門ヲ閉
ダルト云フコトハ宜クナイト云フ注意ヲ致シタサウデアリマ
ス、ソコニテ只今申上ダル經過ヲ高弟課長ニ話シマシテ、高等
課長ハ市ノ吏員ト共ニ同道ヲ致シマシテ、正門ヲ開放スベ
ク現場ニ行クタノデアリマスルガ、全ク民衆ニ阻害セラレテ如
何共スルコトガ出來ナカタト云フ事實ガ存在スルノデアリ
マス、斯ノ如キ關係ニ於キマシテ午前中カラ二十、三十人ノ
民衆ガ、何故市會ノ正門ヲ閉鎖致シタカト云フコトニ付テ、
市當局ニ對シテ嚴談ヲ試ミテ居リマシタ、其當時ハ既ニ帽
子ヲ冠リ、外套ヲ用ヒ、下足ノ儘デ市役所ノ樓上ニ來テ、
市長ニ談判ヲ致シテ居タノデアリマス、ソレガ漸次時間が
進行シテ參リマシテ、午後ノ二時前後ニ及ビマスルト、云フ
ト、五百人トモ申シ、四百人トモ申シマス
ガ、固ヨリ正確ナル數字ハ分リマセヌガ、要スルニ數百人ノ
人ガ團結シテ、大聲ヲ發シツ、市長ノ控室ニ土足ノ儘デヤッ
テ參リマシタ、其前後ノ狀況ヲ承リマスルノニ、其當時ハ既
ニ市會ノ正門ヲ入りマシタ處ニ、硝子戸ヲ以テ造ラレタル吏
員ノ昇降口ガアリマスガ、其一枚ノ昇降口ノ戸ハ、下ノ腰板
ハ全部破レ、硝子モ數枚毀サレ、其所カラ多數ノ人々が侵入
ヲ致シテ、侵入ヲ致シタ者ガ中カラ其門ヲ開放シテシマダト
云フノデ、雪崩ヲ打シテ其處カラ民衆ガ市會ノ議事堂及市
役所ノ方ニ參リマシタ、其時分ノ狀態ヲ考ヘマスルト、議長
室モ、ソレカラ市長室モ、下足ヲ穿イテ、外套ヲ着ケ、帽子ヲ
冠テ居ル群衆ニ依テ充満致シテ居タノデアリマス、隨テ
此議長室カラ市長室ニ參リマス廊下モ人が一杯アリマ
ス、ソレカラ市會ノ議事堂モ無論、此傍聽席ハ傍聽券ヲ持
タナイ民衆ニ依テ満員ノ狀態ヲ來シテ居リマス、議場ノ附
近ノ廊下モ無論充満シテ居タノデアリマス、廊下ノ外ニ
シテ五分間演説ヲ始メテ、傍聴人ハ之ニ拍手喝采ヲ致シテ
可ナリ廣い空地ガアリマスガ、其處モ無論民衆ニ依テ占有
サレテ居ル、サウシテ個々ノ人々ニ付テ議場ノ有様ヲ承リマ
スト云フト、議長席ニ五六人ノ民衆ガ立テ居リマシテ、サウ
シテ五分間演説ヲ始メテ、傍聴人ハ之ニ拍手喝采ヲ致シテ
居ルト云フ狀態アル、或ハ酒ヲ用ヒ、或ハ辨當ヲ用ヒ、甚シ
キニ至テハ見ルニ堪ヘザル排泄物ヲ其處ニ容赦ナク排泄
致シタト云フヤウナ風聞モアリマス、ソレデ議事堂ノ後ニアリ
マス議員控室ハ、是亦民衆ニ依テ占領サレマシテ、一人ノ
議員ト雖モ之ニ出入スルコトガ出來ナイ狀態アル、ソレカラ
議長室ハ無論民衆ニ依テ充満ノ狀態ヲ呈シテ居タノデ
アルサウデアリマスガ、議長ハ民衆ノ或者カラ鐵拳ヲ加ヘラ
レマシテ、而シテ民衆ノ要求スル所ハ、或ハ市會ヲ延期セヨ
トカ、或ハ流會ヲセヨト云フヤウナ事モ、アタサウデアリマス、
ソレカラ市長室ノ狀態ハ、市長室ヲ入りマシテ左ノ所ニ電

氣暖爐ガゴザイマスルガ、其處ニ少數派議員數人ノ人々が椅子ニ腰ヲ掛ケテ居リマシテ、サウシテ、此澤山這入テ市長ニ談判シツ、アル者ニ對シテ、多少ノ聲援ヲ與ヘテ居ルト云フ狀態デアル、ソレデ市長ト民衆トハ門ノ開閉及ビ議事撤回ノ問題ニ付テ種々議論ヲ闘ハシテ居ラノアリマスガ、結局ニ於テ市長ハ、四時二三十分ノ頃ニ議案ヲ撤回スルカドウカト云フコトヲ、一十分間ダケ延期ヲシテ貸ヒタイト云フコトヲ申シマシテ民衆ノ中ニ之ニ賛成スル者ガアツテ、二十分間ノ猶豫ヲ求メテ、サウシテ、市長室ノ次ニ參リマシタ、所ガ市長室ノ次室ニハ助役ガ多數ノ民衆ニ壓セラレテ、是亦議案ノ撤回ヲ助役カラ市長ニ交渉シテ吳レ、斯ウ云フ要求ヲ致シテ居リマスソコデ色々交渉ヲ致シテ居リマシタガ、何シロ市長ノ側ハ市長、助役、收入役、庶務課長ト云フ數人ニ過ギナイノデ、民衆カラ自然ニ壓迫セラレマシテ、サウシテ壁ノ所ニ接近致シタル椅子ノ所ニ立テ、民衆ノ襲撃ヲ僅ニ免レテ居ラノアリマス

○議長(柏谷義三君) 静肅ニ……
○横山勝太郎君(續) 其四時二三十分頃マデノ状態、吾
吾ノ聞ク所ニ依レバ、午前十時頃カラ四時二三十分ノ間ガ
即チ無警察ノ状態アリタ尔斯様ニ申スノデアリマス、此點
ハ多少讓歩致シマシテモ、少クトモ一時頃カラ午後ノ四時
半頃マデハ全ク騒擾ノ状態ニ陥テ居ツト云フ事柄ハ、是
ハ動カヌベカラザル事實アリマス、此前前十時頃カラ午後
四時二三十分ニ至ル五六時間ノ間ニ市會ノ書記長ハ自ラ
警察署ヘ参リ、市當局ハ屢々吏員ヲ派シテ其状況ヲ訴ヘテ、
何トカ保護ノ実ヲ擧ゲテ吳レト云フコトヲ依頼テ致シマシタ
サウデアリマス、ケレドモ、其處ニ參ブテ居リマシタ數人ノ私服
巡查ハ、之ヲ傍観スルノミ、制服ノ巡查ハ遂ニ一人セ來ナカ
タノデアリマス(見タヤウナ嘘ヲ言フナト呼フ者アリ)四時
三十分頃ニナリマスト、所謂多數派ノ市會議員ガ多數ノ民
衆ニ擁セラレテ、名古屋市長ノ身邊及市會議長ノ身邊が
危險デアルト云フコトヲ傳ヘ(聞イテ、之ヲ保護スルカ爲ニ棲
上ニ上ニテ參リマシタ(發言スル者多シ)

○議長(粕谷義三君) 静二……

是が私自ラ出張ヲ致シテ各方面ノ人々ニ就て調査致シマシ
タ事實ノ梗概デアリマス、テ私ノ申ス事ハ一十六日ノ事實
ヲ一十八日ニ至テ調査ヲ致シタノアリマスルシ一ソノ建
物ノ構内ニ一時ニ起シ騒擾ノ状態ト云フモノヲ全部見テ
居ツタ人ハ一人モ無イノアリマス、或ハ市會議事堂ノ模様
ヲ見テ居ツタ人モアルシ、或ハ市長ノ脅迫ヲ受ケテ居ル状態ノ
ミヲ目撃シテ居ル者モアリ、議長ノ殴打ヲセラレタ所ヲ見タ
人モアルシ、或ハ役員ガ脅迫セラレタ所ヲ見テ居ツタ云フニ
過ギスト云フ人モアリマス、或ハ硝子ノ毀レタ所ヲ見テ居ツ
ト云フ人モアリマス、其人々言フコトヲ綜合致シマシテ、私
ハ斯ウ簡単ニ御報告ヲ申スノアリマスガ、市長自ラ責任ヲ
以テ名古屋市會ノ議事堂ニ於テ、川崎市長自ラ申シ述べ
タ事實ガアリマスカラシテ、其事實ノ一端ヲ速記錄ニ就キ摘
讀ヲ致シマシテ、私ノ言フ事柄が間違テ居ラヌト云フコトノ
根據ヲ示シテ置キタイト思ヒマス、即チ市長川崎卓吉君ノ
演説ノ一端デアリマス、番外一番川崎卓吉君中略、第一ハ
門ノ事務アリマス、中略、私ハ當日午前九時過ニ登廊ヲシマ
シタガ、中略、尙ホ市廳ノ高岡主任ニ門ヲ開ケニヤリマシタ
ガ、叩カレテ門ヲ開ケルコトカ出來ズニ歸テ來マシタ、暴力
ヲ以テ邪魔セラレタノデアル、中略、市會議事堂ノ門ヲ一時
墮ニ開ケタ、ソレデ中ニ這入テ居ル人々が閉メテシマッタ
云フ形ニナツテ居ルノゴザイマス、中略、只今ノ門ノ事ニ就
テ多數ノ人々私ノ室ニ殺到ヲ致シタ後ニ、市會議員諸君ノ
此分所廢止ニ反対セラル、議員ノ方々が私ノ室へ參ラレマ
シテ、議案撤回ヲ、此中ニハ要求ト云フテ宜イノモアリマス、
要望ト云フテモ宜イノモアルノアラウ、或ハ脅迫セラレタト
云フ程度ノ人モアタカト思ヒマスガ、要スルニ多數ノ諸君が
此議案ノ撤回ヲ望マレタノアリマス、是ハ私ハ必ズシモ惡
意ニハ解シテ居ナイ、中ニハ實際此状況ヲ鎮メル爲ニ撤回
シク方ガ宜イト考ヘル人モアリマセウ、中ニハ隨分鐵拳ヲ振
リ廻シテ、ナゼ撤回ヲシナカト云フ亂暴ナ言葉ヲ弄セラレ
タ人モアル、斯ウ云フ状況デ多少脅迫的ノ態度ト見ユルコト
ヲセラレタ人モアタカト思ヒマス、中略、殊ニ遺憾ニ思ヒマス
ノハ恰モ撤回ノ要求ヲ受ケマシタ最中ニ、先刻門ノ事ニ就
テ隨分亂暴ナ言葉ヲ發シタ、原敬ハドウダトカ、中岡ガドウ
ダトカ云フ亂暴ナ言ヲ發シタ人々、議員諸君カラサウ話ノ
アル際ニ、私ノ室ニ多數ノ人々が這入テ來テ居ル、斯様ナ
シ考ヘテ見ヤウ、考慮シテ見ヤウト云フコトヲ申シマシタ、ソ
レデハ一時間ノ中ニ返事ガ聽キタイト云フコトアリマシタ、
私ハ別席ニハテ役員ト共ニ相談ヲ致シテ居ツタ、其席へ更

ニ多數ノ民衆ノ人々が這入テ來テ、何故市會ヲ早ク開カナイ
カト云フ要望ヲ受ケタノゴザイマス、併シ市會ノ開閉ハ申ス
マデモナク、議長ノ爲サル、コトアリマスルノア、其事ヲ僕ノ
所へ來テモ仕方ガナイト云フテ居ル中ニ、議案ノ撤回ヲ迫レ
ト云フコトヲ私ガ列席ヲシテ居リマシタ市長室ニ居ル人々カラ
發セラレタ、誰方カ知リマセヌ、中略、又議案ノ撤回ヲ迫レト
云フ話ガアリテ、別室ニ一杯集テ居ル群衆カラ議案ノ撤回
ヲシロ、撤回ヲスルカ、撤回ヲシナケレバ暴行ヲ加ヘル——
口ニ言ヘバ、或ハ其中ニハ中岡良一ノ話モ出レバ、原敬氏ノ
話モ出タリ、今晚オ前ノ家へ行クト云フ話モ出タ、隨分脅迫
ナ態度ヲ撤回ヲ迫ラレタノアル、殊ニ中ニハ、中略、机ノ上ニ
上ツテ非常ナル教唆ノ言ヲ弄シタ者モアリ、又私ノ身邊ニ
對シテ隨分危害ヲ加ヘントスルヤウナ事ヲシタ人モアリ、中
略詰リ撤回ヲセヌト言ヘバ暴行ヲ受ケル、撤回ヲスルト言ヘ
バ、自分ノ意思ナイトコトヲコニナ
ル、故ニ已ムヲ得ズ、二十分間ノ後ニ返事ヲスルカラ、一應此
處ヲ退却シテ貰ヒタイト云フコトヲ申シテ、ソレデハ二十分ノ
後ニ聽カウト云フテ退却ヲ始メカケタ時ニ、私ノ附近ニ居テ
私ヲ保護シテ居ツタ人ト打チ擲リ合ヒガ始テ、其始ツタ時ニ
三四人ノ警察官ガ見エタガ、併シ其警察官モ遠カラズシテ
市長室ノ外ノ方へ出マシタ、將ニ退カントスル時ニ、今度ハ贊
成派ノ民衆が這入テ來テ、ソコデ格闘が始マリ、ソレト同時
ニ警察官ガ多數這入テ來テ取鎮メルト云フコトニナテ居
ルノアル、是ハ私ノ市長室並ニ市長控室ノ實際ノ状況デ
シテアル、私ノ遺憾ニ思フノハ、議長ヨリモ二十四日アリマ
シタカ、警察部並ニ警察署ニ對シテ、今日マテノ状況ヨリ見
テ、相當ニ制服巡査ヲ出シテ取締テ貰ヒタイト云フ申請ガ
アリマス、私モ市長ノ名ヲ以テ公文ヲ出シテ、警察署並ニ警
察部ニ出シテアルノアリマスカラ、ドウカモウ少シ制服警察
官ヲ澤山出シテ貰ヘバドウサウ澤山ニ亂暴ヲスル人々ア
ルノデナク、アトノ人ハ附イテ來ルノテ、主ニナツテ勤ク人ハ僅
アリマスカラ、其人ニ相當ノ制止ヲ加ヘタナラバ、斯ノ如キ事
ニハナラナカタノアラウ、是ガ市長ノ御演説ノ一端アリ
マス尙ホ當日市會議長ガ申述ベテ居リマスル事柄ヲ極メテ
簡單ニ申上ゲマス、(成ベク針小棒大ニ演説ヲ願ヒマス)
ト呼フ者アリ、笑聲起ル針小棒大ト云フ御要求デスガ、成
ベク私ハ事實ヲ間違ナイヤウニ、私ノ意見ハ毫モ混ヘシテ
刹那ニ、議員中ノ數氏ガ突然此室ニ這入ラレテ、私ヲ捕ヘ
リマシタ、中略、辛ウジテ控席ノ裏ノ入口ヨリ入ルコトガ出
來マシタ、ソレカラ議長室ニ入りマスルト、間モ無ク數名ノ
マス、故ニソレ等ノ好意ノ注意アルニモ拘ラズ、此方ニ押シテ
参リマシタナラバ、果シテ狀況ハ其注意シタ人ノ言フ通りア
リマシタ、中略、辛ウジテ控席ノ裏ノ入口ヨリ入ルコトガ出
來マシタ、ソレカラ議長室ニ入りマスルト、間モ無ク數名ノ
民衆ガ土足デ押込シ、傍聴規則ハ何日カラ實行スルカ、規
則ハ既ニ實行シテ居ルノカ、彼ハ何ノ規則ニ依リテ實行シテ
居ルノアルカ、ソレヲ聽カセヨト云フ口々ノ言デアリマシタカラ、
中略、懇切ニ話シタ所稍く了解が出来テ、ソレ——退散スル
ガ座ニ残ラレテ居ル間ニ、民衆ハ了得シテ議長室ヲ退イタ
テ腕ヲ取り、肩ニ觸レ、何故ニ通用門ヲ閉メタ、是デハ這入り
ヤウガナイデハナイカ、今申シマス如キ質問ガアリマシタカラ、
ニ居ル者ガ參リマシテ、ドウソ市長室マテ御出デガ願ヒタク、
静カニ其事ヲ申シテ、中略、其中一二ノ又市會議員ノ人
ガ座ニ残ラレテ居ル間ニ、民衆ハ了得シテ議長室ヲ退イタ
ノアリマス、然ル所ヘ何某ガ、此民衆ヲ支配スル如キ立場
ニ居ル者ガ參リマシテ、ドウソ市長室マテ御出デガ願ヒタク、
何ノ儘ヲ申シテ居ルノデス、(謹聽下呼フ者アリ)「議長竹
内兼吉君、中略、去ル七日ノ市會ニ於テ傍聴人ガ制止ヲ肯
カズ、議事堂ノ正門ヲ押破り、中敷居ヲ破壊シ遂ニ亂入シ
——吾々モ話ガアテ來タノカラト云フ、中略、其者曰ク、
アタクニ危害ヲ加ヘルヤウナコトアリマセヌ、ドウソ一寸テ
リ得ル状況ニナリマシタニ付テ、頗ル憂慮シタノアリマス、
宜シウゴザイマス、御出デサヘ煩ハセバ宜シイ、斯ウ云フ譯テ
アリマシタ、故ニ免ニ角其者ニ附イテ市長室ニ參リマシタガ

トハ當然ノ事アリマスガ、吾々ノ聽カントスル所ハ、四時半以前ノ數時間ノ状態ヲドウスルカ、午前十時カラ午後四時半マデノ間テ、下駄穿ノ儘市廳ノ樓上ニ登り、卓上ニ靴穿ノ儘アリ、稍子戸ヲ壊シ、建物ノ一部ヲ破壊シ、而シテ暴言ヲ吐ク者アル拘ラズ、何等ノ保護ヲモ與ヘナイ、而シテ警察署ハ如何ナル所ニ在ルカト申セバ、名古屋市廳カラ僅カ一町カ一町半ノ所ニ在ル、縣警察部若ハ名古屋市役所カラ大聲ヲ發スルナレバゾレハ直ニ返事ノ出來ル正面ニ在ルノアリマス、デアルニモ拘ラズ、之三對シテ何等ノ保護ヲ與ヘナイト云フ事柄ハ、吾々ノ見ル所ヲ以テスレバ、否當直ノ語ル所ニ依リマシテ正、縣警察部若ハ新榮町警察署長ガ、自ラ進ンテ續極的ニ暴動ヲ援ケタリトハ私ハ申シマセヌケレドモ、暴動ガ數時間ニ亘テ繼續セラル、ニモ拘ラズ、其暴動ノ鑑ニ放任シテ警察權ノ行用ヲ怠ルト云フ事柄ハ、當テ司法大臣ノ申サレタル如ク、警察官ガ消極的ノ態度ヲ以テ、寧ロ此暴行會追ヲ消極的ニ援助フ、與ヘタルモノト云ウテモ差支ナイト思フノアリマス（拍手）鎮メ得ル所ノ暴行ヲ、又鎮メ得ル所ノ實力ヲ持テ居ル所ノ警察、斯ノ如キ職權ヲ持テ居ル警察官ガ、前後數時間ニ亘テ爲サル、暴行ト云フモノア——私ノ見ル所ヲ以テスレバ是ハ非常ナル野蠻的ノ行為ナル

〔發言者多ク議場騒然〕

○議長（柏谷義三君） 静肃ニ願ヒマス

○横山勝太郎君（續） 斯ノ如キ暴行か、白晝公然名古屋市ノ中央ニ於テ敢行セラル、ニモ拘ラズ、警察官ガ之三對シテ何等ノ職權ノ發動ヲ爲サヌト云フ事柄ハ、警察官ノ態度

ト云フモノア、正ニ憲法政治ノ根本義ヲ破壊スルモノアリ、ト私ハ斷定シテ擇ラヌノアリマス（拍手）斯ウ云フ事ハ苦シ之ヲ此盡ニ内務當局ガ放任セラレテ、斯ノ如キ事柄ガ名古屋市ニ於テ行ハレテモ、内務大臣ハ何等ノ責任ヲ負ハズ、又縣當局モ、或ハ警察署長モ何等責任ガ無イト云フコトアリマスレバ、私ノ憂フル所ハ、斯ノ如キ直接行動ヲヤッテ、或ハ市長或ハ諫長ノ公務ノ妨害スルト云フヤウナコトガ、所謂一波万波全國ニ瀰漫スルト云フコトノ虞レガアルト云フ横手町ニ於ケル町長ノ選舉ガ其例ヲ爲シテ居ルノアリ、横手町ノ選舉ハ御承知リ通リニ、横手町會が開カレタル際、或ル一派ノ暴民ガ秋田町會議事ノ妨害ヲ致シテハサウシテ憲政派ハ十五名ト云フ多數ヲ持テ居ル、非憲政派ハ僅ニ六名デアル、僅ニ五名カ六名ノ少數ヲ持テ居ル所ノ少數派が横手町會ニ於テ

〔問題外「ト呼フ者アリ、其他發言スル者多ク議場騒然」〕

○議長（柏谷義三君） 横山君問題外ニ涉ラヌヤウニシテ

○（發言者多ク議場騒然）
○横山勝太郎君（續） 此横手町會ノ事柄モ、名古屋市會ノ事柄モ全ク洞工異曲デアル、事實ニ大小ノ區別ハアリマスガ、其經過ト云フモノハ全ク洞一ナル
〔發言者多ク議場騒然〕

○議長（柏谷義三君） 静ニ願ヒマス

○横山勝太郎君（續） 私ハ此横手町會ノ時分ニ於テモ、

或ハ總理大臣ニ對シ、或ハ内務大臣ニ對シテ、之ガ適當ナル解決ノ方法ヲ促シタニモ拘ラズ、現内閣ハ此横手町會ノ問題ニ對シテ、一指ヲ染ムルコトガ出來ナカタノアリ、斯ノ如キ暴行ノ状態ヲ放任シテ置イタガ爲ニ、又余回名古屋市ニ於テ斯ウ云フ事件ガ起ルコトニナガタ、此名古屋市會ノ一種ノ騒擾ニ對スル内務大臣ノ責任ハ他ノ内閣ノ時代ニ於ケル内務大臣ノ責任ヨリモ、寧ロ他ノ意味ヲ以テ重アルト考ヘル（拍手）而モ此内務大臣ノ責任ハ他ノ内閣ノ時代ニ於ケル内務大臣ノ責任ヨリモ、寧ロ他ノ意味ヲ以テ重

大ナル意味ヲ私ハ附加シテ置キタリト思フ、内務大臣ハ吾々ノ最も畏敬スル學者デアッテ、殊ニ地方自治ノ事ニ付テハ

極メテ造詣深イノアリマス、其水野内務大臣ガ過日來議會ニ於テ議員ノ質問ニ對シテノ答辯ハ如何デアリマス、地

方政ノ運用ニ當テ當局ガ多數黨ニ議員ト或ル諒解ヲ得テ、

而シテ自治政ノ運用ヲ爲スト云フコトハ差支ナイト云フ意

味ノコトヲ言テ居ル、然レ下モ無論多數派ノ者ト諒解ヲ得

テ、正當ナル諒解ノ下ニ自治政ノ運用ヲスルト云フコトハ、

固ヨリ私共異論ハアリマセヌガ、併ナガラ現内閣成立以來

標榜スル所ノモハ、所謂綱紀ヲ肅正シ、官紀紊亂ヲ正ス

ト云フ事柄ガ現内閣ノ第一ノ使命アルノアリ、是故ニ

日本全國ニ於テ諸君モ御承知ノ如ク、到ル處ニ附知事ナ

ル者ノガアツテ、モウ少シ露骨ニ申上げマスルナラバ、全日本各

所ニ政友會知事ナル名稱ヲ附セラレタル者ガアル、故ニ現

内閣ノ諸公ガ内閣成立ノ初ニ當テ聲明セラレタル通り

存ジマセヌケレドモガ、其報告ヲ無條件ニ御信用ニナルト云

付テハ未ダ何等ノ報告ヲ要タニ居ラナイ、何事モ知ラナリト

ガ、少クトモ二十八日ノ午後五時カラ五時半頃ニ於ケル私

ノ訪問ニ對シテノ答辯ニ依ルト、名古屋市ノ此騒擾事件ニ

ト云フ事柄ガ現内閣ノ第一ノ使命アルノアリ、是故ニ

日本全國ニ於テ諸君モ御承知ノ如ク、到ル處ニ附知事ナ

ル者ノガアツテ、モウ少シ露骨ニ申上げマス、吾々ガ二十八日午

前中名古屋市廳ヲ去ラントスルニ際シ、名古屋憲兵隊本

事務特別高等課奥村藤吉ト云フ人が、自ラ此名刺ヲ吾々ニ

渡シテ語ル所ニ依レバ、全ク昨日ノ出来事、即チ二十六

日ノ午後二時頃カラ四時半迄ノ出來事ト云フモハ、吾々憲

兵隊ノ者カラ見テ居ルト云フ、警察官ハ保護スベキ餘裕モ

アリ實力ヲ以テ居ルニモ拘ラズ、何等ノ保護ヲモ與ヘテ居ラナ

イ、全ク警察官ハ暴民ノ爲スカ憲兵、騒擾ヲ爲スカ憲兵寧ロ放任ヲシテ置イテ、寧ロ其騒擾ヲ援助シタ形アッタ云フ事

實モアルノアリマスカラシテ、此事實ノ全部ヲドウシテモ御否認ニナル譯ニハ行カヌト私ハ思フ、要スルニ私ハ先刻來申シタル事實ニ基イテ……

(發言スル者多ク議場騒然)

○議長(柏谷義三君) 静肅ニ……

○横山勝太郎君(續) 内務大臣ノ責任ヲ問フノアリマスガ、此事件ニ對スル直接ノ責任者トシテ、若クハ現内閣ノ

標榜セラル、綱紀肅正ノ聲明ニ對シテ、内務大臣ハ川口知事ヲ即時ニ免職スベシ、而シテ……

○議長(柏谷義三君) 時間ヲ延長致シマス

○横山勝太郎君(續) 内務部長及警察部長、高等課長、

新榮町署長ノ如キ愛知縣警察ノ幹部ヲ即時ニ免職シテ、

現内閣ノ聲明ノ根據ヲツキ吾々國民ニ御示シニナルコトガ

必要ニアリト考へル、斯ノ如キ事實ガアルニモ拘ラズ、内務

當局ガ之ヲ聞カラ闇ニ葬リ去シテ、而シテ詭辯ヲ以テ答辯ヲ

爲サルト云フ事柄ハ、吾々ハ絕對ニ反対ヲスルノデアル、而

シテ第二司法大臣ニ對シテ簡單ニ質問ヲ致シテ置キマス、

之ヲ司法上カラ觀察致シマスルト云フト、先刻來申上ゲマ

シタ事實ハ、私ノ鑑識ニ依レバ純然タル騷擾罪デアル、而モ

之ヲ放任シタカノ如キ形ニ於テ現レタ騷擾罪デアル、此

騷擾罪ハ何人ガ首魁者デアタカト云フ事柄ニ付テハ私ハ

言明ヲ避ケマス、即チ此騷擾罪ニ對シテ純然タル首魁者ナ

ル者ノアルコトハ認メマセヌ、併ナカラ率先助成シタル者ガ

アル、率先煽動シタル者ガアルト云フコトハ動スベカラザル事

實デアル、ソレハ名前ヲ申スコトハ避ケマスルガ、現ニ市長室

ノ電氣「ストップ」ノ附近ニ在シテ、而シテ市ノ公職ヲ帶ビテ

居ル某々數人ガ、市長ニ對シテ暴言脅迫ノ態度ヲ執フテ公

務執行ノ妨害ヲ爲スニモ拘ラズ、之ヲ煽動スルカ如キ態度

ヲ執タ入ハ、明ニ純然タル騷擾罪ノ率先煽動者デアルト云

ナル問題デアル、免ニ角數十百人ノ人々が名古屋市廳及名

古屋市會ニ迫テ、土足ノ儘テ廊下ヲ往來シ、市長ニ肉薄シ、

卓上ニ靴穿ノ儘テ上デ、議長ニ對シテ暴行ヲ加ヘ、器物建

造物ノ一部ヲ破壊シタト云フ、一大椿事ガアルニモ拘ラズ、

ナラヌ、私ハ二十八日ノ當日検事正ヲ訪問致シマシテ、何ガ故ニ此事件ノ調査ヲ爲サヌノデアルカ、假令事件ガマダ起

訴サレズト雖モ、審問モ出來レバ檢證モ出來ル、鑑定ガ出來

ルデアラウ、何故司法當局ハ縣當局ノ報告ヲ待タズシテ、進

シテ司法處分ノ發動ヲ爲サヌノデアルカト申シマシタ所ガ、

檢事正ハ未だ司法處分ニ移スベキ事件トハ思ハヌカ、相當ナル手續ヲ以テ調查シツ、アル、然ラバ相當ナル手續ハ何デアルカト云フ具體的ノ點ニ關シテハ、片言隻句モ御答ガ無イノデアル

(議場喧噪)

○議長(柏谷義三君) 静ニ

○横山勝太郎君(續) 即チ司法當局ノ言明ニ依レバ、言葉ノ上デハ明瞭デアリマセヌガ、恐ラク縣當局ノ報告ガアルノヲ待テ居ルノデアラウ、百年河清ヲ俟ツカ如シ、愛知縣

警察部ノ報告ト云フモノガ、何時檢事正ノ側ニ行クカト云フコト、其内容ニ付テハ私ハ疑ハサルヲ得ナ、内務省カラ

電命ヲ發シテ官吏ノ上京ヲ促シテ、始ニ内務省ニ報告ラスルヤウナ無責任極マル愛知縣警察部デアル、ソレガ檢事正ノ所ニ、此事件ノ正直ナル報告ヲスルト云フコトハ、到底

吾々ノ想像出來ヌ事柄デアル、故ニ司法當局ト致シマシテ

ハ、此極テ顯著ナル、恰モ太陽ヲ見ルガ如キ著明ナル事實ニ

對シテ、名古屋地方裁判所ノ檢事正及名古屋控訴院ノ檢事長、及我ガ司法當局ハ如何ナル態度ヲ執ラントスルカト

云フ此二ツノ事項ヲ質問ヲ致シテ、此壇ヲ降リマス(拍手)

○三輪市太郎君 横山君ガ降壇サレヌ前ニ、一一質問ヲ致シタ

○議長(柏谷義三君) 三輪君——三輪市太郎君

(「質問ニ對スル質問ハイケナイ」「ソレハ許セマイ」「ソレハ何デス」ト呼フ者アリ)

○議長(柏谷義三君) 質問演説デス——質問ヲ許シタンデス

(「簡単々々」「議長時間ヲ延長致シマシタカ」「ト呼フ者アリ」)

○議長(柏谷義三君) 延長致シテアリマス

地方自治體ノ破壊ニ關スル緊急質問(三輪市太郎君外一名提出)

(三輪市太郎君登壇)

○三輪市太郎君 同志ノ諸君ヨリ簡単ニト云フ御言葉

モアリ、甚ダ私ハ此處ニ登壇スルノハ、心苦シク思ヒマス、實

ハ横山君ノ御質問ト稍、似タヤウナ點モアリマスルシ、又其

以外ニ尋ねタイ事モアリ、質問ノ通告ヲ致シタノデゴザイマ

スルガ、横山君ノ模様ニ依レバ、私ハ或ハ今日ノ政府ニ對

スル質問ヲ止メテモ宜イト思テ居リマシタ、質問ニ質問

ハ許サヌト云フコトデアレバ是モ致方ガアリマセヌガ、此名古

屋市會ヲ開クニ先タテ流血ノ慘事ヲ見マシタルコトハ、同

モノデアリマスガ、九時半カラ十時半ニ瓦テ百名二百名ノ人

ガ一時ニ雪崩ヲ打テ殺到シテ來タ爲ニ、到底門ヲ開ケテ置

イテハ取締ルコトカ出来ナイト云フノデ、ソコデ門ヲ閉メタト

ス(當日私ハ九時ニ登廳シマシタガ、無論門ハ閉メテナカタノデアリマスガ、九時半カラ十時半ニ瓦テ百名二百名ノ人

ノデアリマスガ、九時半カラ十時半ニ瓦テ百名二百名ノ人

モアリ、甚ダ私ハ此處ニ登壇スルノハ、心苦シク思ヒマス、實スル質問ヲ止メテモ宜イト思テ居リマシタ、質問ニ質問

ハ許サヌト云フコトデアレバ是モ致方ガアリマセヌガ、此名古

屋市會ヲ開クニ先タテ流血ノ慘事ヲ見マシタルコトハ、同

モノデアリマスガ、九時半カラ十時半ニ瓦テ百名二百名ノ人

ガ一時ニ雪崩ヲ打テ殺到シテ來タ爲ニ、到底門ヲ開ケテ置

イテハ取締ルコトカ出来ナイト云フノデ、ソコデ門ヲ閉メタト

ス(當日私ハ九時ニ登廳シマシタガ、無論門ハ閉メテナカタ

ノデアリマスガ、九時半カラ十時半ニ瓦テ百名二百名ノ人

ガ一時ニ雪崩ヲ打テ殺到シテ來タ爲ニ、到底門ヲ開ケテ置

イテハ取締ルコトカ出来ナイト云フノデ、ソコデ門ヲ閉メタト

ス(當日私ハ九時ニ登廳シマシタガ、無論門ハ閉メテナカタ

市長ノ言フ所ニ依リマスルト、是ハ縣當局ヨリ、此市役所ノ門ヲ閉メルガ如キ交渉カタカノ如ク申述ベテゴザイマス、是ハ其日ノ十時頃ニ、宮本部長ガ其日ノ状況ヲ偵察スル爲ニ、彼ノ市役所ノ前ノ方ヘ参ラレテ、其状況ヲ見タル所ガ、市役所ノ正門ガ閉メテアルガ故ニ、是ハ却テ市民ノ激昂ヲ招クトイケナイデト云フノテ、高等課長ヲ遣ハシテ、サウシテ此開門ヲ注意ヲ促シタト云フノガ事實デ、是等モマルデ物ガ正反対ニナシテ居ルノデアリマス(質問カ答辯カ)ト呼フ者アリ)質問デアリマス

○議長(柏谷義三君) 静肅ニ

○三輪市太郎君(續) ソレデモウ一ツ前ニ遡テ申上ゲテ置キマスルガ、此騒擾トカ色ニ斯ウ云フ紛糾ヲ致シタル原因ヲ實ハ申上ゲタイト思フ、餘り同志カラモ簡單ト言ハレル爲ニ遂ニ要點マデ除イタガ、是ハ略スレハ益誤解ヲ招ク、既ニ此問題ガ一大虚ニ吠ヘテ万犬實ヲ傳ベテ居ルノ嫌ガアル、洩ニ世界的ニ信用ノアル新聞デスマモ、虛報ガ傳テ居ルノデゴザイマスルデ、私ハ簡単ニシヤウト思ヒマシタガ、少シク諸君御忍ヲ願ヒタイ、前後ヲ致シマスルガ、抑、此問題ノ起リマシタル原因ハ、横山勝太郎君ノ申述ベラレタル如ク、成程区役所ノ支所ヲ廢スルト云フ問題ガ原因ヲ爲シテ居ルノデゴザイマシテ、此問題ハ大正十年秋ニ名古屋市附近ノ十六箇町村ヲ併合スル當時ニ、色ニ其關係町村ト市役所ト交渉ヲ重ネマシテ、其時ニ覺書が出来テ居ルノデゴザイマス、其覺書ノ第十六條ニハ、此現在ノ町村役場ハ當分支所トシテ存置スルト云フコトニナシテ居ルノデゴザリマス、勿論ソレノミナラズ、昨年卽チ十一年ノ豫算ヲ審議スルニ當リマシテモ、此問題ガ話頭ニ上リマシテ、矢張當分之ヲ存續シテ置クト云フコトニナシテ居ルノデゴザイマス、然ルニ本年ノ豫算通常會ニ至リテ、突如トシテ此廢止案ヲ提出スルニ至リダノデゴザイマスルガ、此十六箇町村中十五箇所ノ支所カアルモノヲ、全部之ヲ廢止スレハマダ公平ト云フ議論モ立ツシ、或ハ横山君カ爰ニ述ベラレタル如キ理由モ一面ニ於テハ認メルコトガ出來ルノデゴザイマスルガ、十五箇所中四箇所ト云フモノハ矢張存置ヲシテ、十一箇所ヲ廢スルト云フ、是ガ抑、併合ニ編入サレタル市民ノ反感ヲ買フ原因デゴザイマス、而シテ此四箇所ノ土地ハ何レノ土地デアルカト云ヘバ、或ハ交通不便ナルガ故ニ、之ヲ存置スルト云フノナラバ意味ヲ成ヌノデゴザイマスルガ、却テ廢止スル土地ガ不便デアシテ、存置スル所ノ土地ガ交通機關等モアシテ便利ヲ得テ居ル箇所モアリマス(「嘘ヲ言フナ」ト呼フ者アリ)、嘘ト言ハレルナラバ、其場所ヲ此處ニ申シマセウ(君ハ知テ居ルデハナイカ)ト呼フ者アリ)

○議長(柏谷義三君) 静肅ニ

○三輪市太郎君(續) ソレデ尙ホ進シテ申上ゲマスガ、私ハ想像的ノ事ハ申シマセヌ、横山君ハ唯、一日名古屋ニ参レテ、而モ間ハレル所ノ人々ハ何レモ憲政會ノ人々ア、皮相ノ観察ト甚ダ失禮ナガラ申上ゲマス、私ハ真相ヲ能ク調べテ参リマシタ、總テノ點ガ私ハ名古屋新聞ト云フモ、而モ最モ憲政會ノ御用ヲ務メテ居ル機關新聞ヲ論據トシテ、私ハ茲ニ御説ヲ致シマス(「名古屋ノ新聞ハ全部信用シナイト言ウタクヤナイカ」ト呼フ者アリ)或點ハ信用致シマス(「議長注意スベシ」ト呼フ者アリ)私ハ決シテ注意ヲ受ケルヤウナ脱線ハ致シマセヌ、ソコテ先ツ市長ノ此答辯トシテ名古屋新聞ニ掲載シテアル、先刻讀ミマシタ一段ニ於テモ、甚ダ矛盾致シテ居ル點ヲ爰ニ指摘致シマス(議場騒然)

○議長(柏谷義三君) 静肅ニ——尙ホ三輪君ニ注意致シテ、成ベクドウカ政府ニ對スル質問ノ要點ヲ御述ニナルヤウニ――

○三輪市太郎君(續) 勿論御注意ニ從テ要點ヲ述べマス、併シ茲ニ一言申上ゲテ置キマスルガ、此問題ハ正邪曲直ガ實ニ微細ナ點ニ依テ岐レルノデゴザイマス、曲直ガ横山君ノ言フコトハ殆ド顛倒シテ居ルノデアルカフシテ、是ハ少シク詳細ニ述ベナイト分リカ惡カラウト思ヒマス、川崎市長ノ述ベラレタル其言葉ヲ、之ヲ名古屋新聞ノ記事ニ依テ見ル

ニ、市長其人ガ述ベタルコトニ既ニ矛盾ノ點ガアルノデゴザイマス、ソレハ只今朗讀シタル如ク、九時半ヨリ十時半ニ至リテ百名二百名ノ人ガ一時ニ雪崩ヲ打テ殺到シテ來タ爲メ、到底門ヲ開ケテ置イテハ取締ガ出來ヌト云フ、ソコテ門ヲ閉ナサイ、ソレデヤ相成ベク私ハ簡單ニト思フカラシテ、町村名ヲ申シマゼンデシタガ、此ニ於テ申上ダマセウ、即チ之ヲ存置スルト云フ場所ハ田中善立君ノ居村ノ常盤村ガ一箇所、箇所此四箇所ヲ存置スルノデゴザイマシテ、是ハ田中君ノ電車ノ便利等モアル小碓村ガ一箇所、是モ同ジク電車等ノ便利ノアル荒子ガ一箇所、是モ電車ノ便ガアル、笠寺ガ一箇所此四箇所ヲ存置スルノデゴザイマシテ、是ハ田中君ノ居村若クハ憲政會ノ色彩ノ濃厚ナル町村ノミヲ存續シタノデアリマス、ソレニ引替ヘテ今申シタ町村ヨリ遠イ所ヲ二點證據ヲ擧ゲテ申シマセウ、即チ今申シタ憲政會ノ色彩ノ濃厚ナル町村ヨリモ遠イ所ノ五器所、六郷、稻葉地、是等ハ何レモ交通ノ便利モ無イ遠ク隔ツタ所デアリマス、是等ヲバ廢シテ居ルノデゴザイマス(拍手、三木武吉君「議長質問ニ關係ノ無イ事ハ言ハヌヤウニ注意シテ下サイ」ト呼フ)是ガ質問ニ關係ガアリマス、斯ノ如ク此分所廢止ナルモノガ黨略的ニ出デタル爲ニ、今日市會ハ成程憲政會ガ多數ナルガ故ニ、之ヲ黨略的ニ用キテ先ノ約束ヲ無視シテ、突如トシテ提案ヲ致シタモノデアル(議場騒然)

○議長(柏谷義三君) 静肅ニ――

○三輪市太郎君(續) ソレデ尙ホ進シテ申上ゲマスガ、私ハ想像的ノ事ハ申シマセヌ、横山君ハ唯、一日名古屋ニ参レテ、而モ間ハレル所ノ人々ハ何レモ憲政會ノ人々ア、皮相ノ観察ト甚ダ失禮ナガラ申上ゲマス、私ハ眞相ヲ能ク調べテ参リマシタ、總テノ點ガ私ハ名古屋新聞ト云フモ、而モ最モ憲政會ノ御用ヲ務メテ居ル機關新聞ヲ論據トシテ、私ハ茲ニ御説ヲ致シマス(「名古屋ノ新聞ハ全部信用シナイト言ウタクヤナイカ」ト呼フ者アリ)或點ハ信用致シマス(「議長注意スベシ」ト呼フ者アリ)私ハ決シテ注意ヲ受ケルヤウナ脱線ハ致シマセヌ、ソコテ先ツ市長ノ此答辯致シタ速記ノ一部アリマス、前略言論ヲ尊重スル爲ニ其狀態ニ在ルコトニ付テトハ、是モ名古屋新聞ニアル如ク、竹内議長ガ矢張答辯シテ居ル速記録ノ一部ニアルノデアリマス、是モ朗讀致シマス、即チ是ハ名古屋新聞ニ議長ガ答辯致シタ速記ノ一部アリマス、前略言論ヲ尊重スル爲ニ其狀態ニ在ルコトニ付テ傍聴者ニ向テ演説ヲ致シタ例ヲ開カレタノハ、即チ此處ニ居ル小山君ガ屢々ヤマノデアルソコテ尙ホ之ニ就ア立證スルト、單リ今回バカリデハナイ、數年前ヨリ斯様ナ例ガアルコトハ、是モ名古屋新聞ニアル如ク、竹内議長ガ矢張答辯シテ居ル速記録ノ一部ニアルノデアリマス、是モ朗讀致シマス、即チ是ハ名古屋新聞ニ議長ガ答辯致シタ速記ノ一部アリマス、前略言論ヲ尊重スル爲ニ其狀態ニ在ルコトニ付テハ久シク憂慮シテ居リマスガ、此事タル殆ド、數年間ニ亘ル惰性アリマシテ、急ニ之ヲ嚴肅ニスルコトハ如何ト考へ、漸ク其趨勢ヲ見テ居リマスノデアリマス(「云々斯ノ如キ八百長のノ答辯デ、是ハ今起シタ問題デハナイ、之ヲ以テ煽動トハ言ハレマセス、斯様ナ例ハ澤山アルソコテ其當時喧噪致シタコトハ事實アリマスガ、決シテ暴行トカ、騒擾事犯ヲ構成スルト云フガ如キコトハ斷ジテ無イノデアリマス、尙ホ有ル無イヲモウツ例證トシテ爰ニ申シマスルガ、私ハ即チ暴行ハ無イト認メルカラシテ、私ノ認メル如ク、政府モ之ヲ認メルシタコトハ事實アリマスガ、決シテ暴行トカ、騒擾事犯ヲ構成スルト云フガ如キコトハ断ジテ無イノデアリマス、尙ホ有ル無イヲモウツ例證トシテ爰ニ申シマスルガ、私ハ即チ暴行古屋新聞ノ速記録即チ議長ノ答辯ノ一部デゴザイマス(「前略傍聴規則ヲ何時カラシテ、私ノ認メル如ク、政府モ之ヲ認メルデアリマシテ、ソレハ相當知識階級ノ人モアリマシテ、ソコデ私ハ出来ルダケ多クノ人ニ知ラセヤウトシテ、書記長ヲシテ古屋新聞ノ速記録即チ議長ノ答辯ノ一部デゴザイマス(「前略傍聴規則ヲ何時カラシテ、私ノ認メル如ク、政府モ之ヲ認メルデアリマス、是ハ正ニ市内ノ有力ナル新聞紙上ニ詳細記載サレテ、能ク徹底シテ居ルコト、思ヒマス、是レ以上ニ此事

ノオザイマスガ、其當時騒擾罪ヲ犯シタ一派ハ非政友派ノ例デゴザイマス、又茲ニ尚ホ特ニ政府ニ御注意ヲ願ハケレバナラヌノハ、海部郡ノ如キ實ニ是ハ政争ノ爲メ、而モ一部ノ政治家が比較的低級ナル郡民ヲ煽動スル爲メ、政争ノ滋キコトハ勿論、終ニハ或ル二三町村ト云フモノガ此一部ノ煽動ニ樹ク所ノ人々ノ爲ニ、大ニ會迫サレテ、町村長ヲ初メ村會議員等ニ至ルマデモ、終ニ其職ニ堪ヘズシテ全部辭職ヲ致シタルガ如キ、實ニ自治體ヲ破壊シタル實例ガ幾ツモアルノデゴザイマス、是ハ尙ホ其町村ヲ此處デ申スト或ハ時間ガ掛リマスガ、實ニ憲政會ノ人々ノ而モ此處ニ居ラレル名古屋新聞ノ小山君、君ノ所ノ記者ハ何時モソレニ加ハテ居ルノアリマス、尙ホ甚シキニ至ラテハ、僅ニ一村内ニ消防組合ガ各字每ニアルノデゴザイマス、消防ノ僅カ二十名カ三十名ノ經緯ニアリテ、其字ト字トノ消防隊ニ警察ヨリ金馬熊ガ下ルノヲ、私ノ方ガ先キダトカ何トカ云フ僅カナコトデサヘモ、矢張リ其問題ヲ奇貨トシテ、洵ニ御氣ノ毒ナコトデ言ハズニ置カウカト思ヒマスガ、實ニ立派ナル大政治家、而モ憲政會ノ總裁タル加藤子爵ガ、自ラ此消防ノ問題ニサヘモ出張サレテ、演説等ヲ試ニテ居ラレルノデゴザイマス、尤モ憲政會ノ總裁ハ、其消防問題トシテ出張ヲ求メタノヤナリ、ハズニ之ヲ如キハ此煽動ニ動カサレテ、衷心ヨリ御氣ノ毒ニ所謂取巻連中ガ誤ラシメタ所ニアリテ、衷心ヨリ御氣ノ毒ニ思フ、斯ノ如キ有様デ……〔議長、發言ヲ求メマス」ト呼フ者アリ〕私ハ發言ヲ決シテ止メル者ニアリマセヌ、私ハ此自治破壊ノ問題ヲ論究スル上ニ於テハ、此事實ヲ舉ダナケレバナリマセヌ——斯ノ如キ有様デ、一時ハ今申ス如ク或ル町村ノ如キハ此煽動ニ動カサレテ、専ニ村長、村會議員モ辭職ヲスルガ如キコトデ、自治體ヲ破壊致シマシタノデゴザリマスガ、今日デハ是等ノ人々モ全ク煽動政治家ニ誤マラレタルコトヲ覺ラテ、何レモ復職ヲシテ治マク町村モアルノデゴザイマス、今尙ホ此奸手段ニ掛チテ、自治體ノ圓滿ヲ見ナイ高イ爲ニ、公平ヲ保ツ爲ニ遠ニハ此方面ニモ警察ノ手テ解釋セシメレバ、全ク公務執行妨害罪ヲモ構成シテ居ルト恩ヒマスガ、何分ニモ或ル新聞ハ川口知事ハ政友會知事ナリ、干渉スル知事ナリト云フ聲ガ高イ爲ニ、公平ヲ保ツ爲ニ遠ニハ此方面ニモ警察ノ手テ觸レナイ嫌ヒガアルガ、偶ニ内務省マテ持出シタ問題——神社ノ氏子純代ノ選舉ガゴザイマシテ、内務省マテ持出シタ問題デゴザイマスカラ、能ク御分リニナテ居ルゴザイマセウガ、此問題ノ時ニ初メテ一二ノ者ガ餘リノ行動

デアルカラシテ、之ヲ見兼ナテ檢束シタ、是亦名古屋ノ或ル新聞其他一派の人々ハ、大騒ギヲシタノデゴザイマスガ、矢張其當時檢束サレマシタ山根某ナル者ハ今回事件ノ只矢シタル如ク亂入シタル所ノ「ステンキ」ヲ打振ニア暴行ヲ致シタ人デ、此者ハ普選問題ノ當時ニモ矢張一部ノ者ヲ率ヰテ、成ル方面ヨリ旅費等ヲ與ヘラレテ上京シタ人ニアリマス（拍手）斯ノ如キ有様デ、全ク此海部郡ノ如キハ、今日爵位赫々タル加藤高明氏ハ、誠ニ一人ハ傲慢不遜ト言ヒマスルガ、私ノ鄉土ニ參ラレマスト、四民平等主義デ平民主義デアリマシテ、實ニ有力者ノ戸別訪問マデサレル位、時々如何ナル問題デモアレバ、自ラ出馬サレテ、演説ヲサレテ何等ノ選舉ガ無クテモ、年中此一派ノ演説ノ絶間ガ無イノデゴザイマス、今日デハ全ク識者ハ大ニ覺テ居ルノアリマス、斯ノ如キ愛知縣ノ狀態ニアリマシテ、名古屋市ニ於テモ何時モ市會ノ騒ギ、何時モ演説會場ニ暴行ヲスルガ如キ行動ヲ執ルノハ、今日彼此市會ニ於テ多數ヲ得テ意見書ヲ提出サル、所ノ一派ニ於テスル慣例ヲ作ラレ其爲ニ幾ラカ市長ヲ保護スル時ニ、正服巡查ヲ出セバ又モ攻撃ヲ受ケルトイケナシ、前ノ市長ノ時ニ偶、謙場内ニ私服ノ一巡査ガ入場シテテ、之ヲ捕ヘテ市會ノ諸君ハ之ヲ大問題トシテ大ニ攻撃ヲシタ、故ニ今日ハ私服巡查ヲ以テ大ニ保護サレタノデゴザイマシテ、警察ノ保護ニ於テハ決シテ非難スベキ點ハナイト思フガ（拍手）尙ホ是テモ此事實ヲ私ガ申シテモ、政府當局ハ之ヲ如何ニ見ラル、又、又海部郡其他ニ於テ、スル自治體ヲ破壊スル、此行動ニ對シテ今後警察ノ執ラル、所ノ方針ハドウアラウカ、餘リ憲政會ノ人々ニ遠慮シテ取締ガ寛恕ニ流レル嫌ガアル、爲ニ益、增長シテ斯ワ云フ問題ヲ惹起スルノデ、今後ハ嚴重ナル取締アランコトヲ切望スルト同時ニ斯ル問題ヲ以テ地方長官ノ椅子ガ動搖スルト云フガ如キ事ガアレバ——私ハ川口知事ノ留任ヲ左程望ムモノアリマセヌガ、全ク國家ノ爲ニ憂フベキ斯ウ云フ陰謀ガ成功スレバ、今後思想界ニ益、變化セシメ、比較的低級ナル地方民ヲ煽動スル政治家ガアル爲ニ之ヲ戒メル爲ニ、政府ノ所見ヲ御尋スルノデゴザイマス（拍手）

○議長（柏谷義三君） 水野内務大臣
〔國務大臣水野鍊太郎君登壇〕
○國務大臣（水野鍊太郎君） 只今横山君並ニ三輪君カ

〔議事進行ニ付テ發言ヲ求メマス」ト呼フ者アリ〕午後七時二十分散會

○議長（柏谷義三君） 水野内務大臣
〔議事進行ニ付テ發言ヲ求メマス」ト呼フ者アリ〕午後七時二十分散會

○議長（柏谷義三君） 多數アリマス、仍テ本日ノ議事はハ先決問題ニアリマスカラ採決ヲ致シマス、岩崎君ノ延期ノ動議ニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ求メマス
〔賛成者 起立〕

○議長（柏谷義三君） 岩崎君ヨリ延期ノ動議が出来マシタは、左程モモノデハアリマセヌ（拍手）

○議長（柏谷義三君） 岩崎君ヨリ延期ノ動議が出来マシタは、左程モモノデハアリマセヌ（拍手）

○議長（柏谷義三君） 多數アリマス、仍テ本日ノ議事ハ此程度ニ止メ、尙ホ次會ノ日程ハ追テ公報ヲ以テ御通知致シマス

○議長（柏谷義三君） 子供ノ時分カ 行クコト陸行ク
子供ノ時分カラ 海行ク
保健 保険